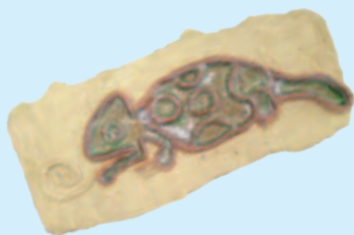
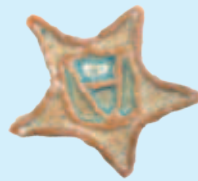


2018
全肢P連

ふくい

平成30年度全国肢体不自由特別支援学校
PTA連合会会報 第124号 大会特集号



2018 全肢P連 福井大会

発刊に寄せて

全肢P連「福井大会」実行委員長 清水 かおり

(福井県立福井特別支援学校PTA会長)

平成最後の夏、今年は酷暑という言葉にふさわしい、本当に暑い夏でした。

また各地では、未曾有の災害に見舞われ、豪雪、西日本豪雨、今世紀最強の台風21号、そしてこの「発刊に寄せて」を執筆している今、北海道胆振東部地震が発生しました。被災された方々に、心よりお見舞い申し上げます。現在でも、避難生活を余儀なくされている方々がおられることを思うと心痛に堪えません。一日も早い復興を、心よりお祈り申し上げます。

このような中、第61回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会およびPTA・校長会合同研究大会「福井大会」が2日間にわたり開催されました。初めて福井県にお越しくくださる方も多い中、皆様と一堂に会することが叶いましたこと、本当に嬉しい限りでございます。

開催にあたり、本大会の趣旨に御賛同いただきました皆様方、名鉄観光サービス株式会社様、また、いつも心強く支えてくださる中部地区肢体不自由特別支援学校PTA連合会の皆様の御協力のもと、御参加いただきました皆様と共に一丸となり、本大会を無事に大成功へと導くことができましたこと、心よりお礼を申し上げます。

今年の福井大会のサブテーマは、「～むすぶ力 ひらく力 未来へつなぐ 福井のきずな～」でした。各分科会では活発な意見交換が行われ、会員研修の、オレンジホームケア クリニック代表 在宅医療専門医 紅谷浩之氏による「子どもたちの“つながる力”が社会を変える～在宅医が子どもたちに出会って教えてもらったこと～」の発表では、度肝を抜かれる福井から始まる未体験ゾーンのお話に会場全員が引き込まれました。また閉会式では、全米チアダンス選手権大会で5連覇を成し遂げ、映画やドラマ「チア☆ダン」のモデルとなった、福井県立福井商業高等学校チアリーダー部 JETS による元気いっぱいのアトラクションによって、会場全体が笑顔いっぱいになりましたね。

2日間の活動を通じて、学び、語り合ったことが子どもたちの未来へつながっていくことを願うとともに、子どもたちが親を、また自分たちの周りを変えていくことに気付かされました。これはとても大きな発見です。

最後に、周りが笑顔であり、心も身体も元気だからこそ、子どもたちの笑顔があります。無理をせず、たまには立ち止まって、リフレッシュしながら、一緒に成長していきましょう。

来年度は、「えがおひろがるみんなの輪 奈良から始まる新しい時代」の『奈良大会』の開催となります。奈良大会の成功をお祈りし、発刊に寄せての御挨拶といたします。

平成30年9月

目 次

開会式	3
主催者あいさつ	4
来賓あいさつ	5
歓迎のあいさつ	6
基 調 講 演	8
分科会	
第1分科会「学校」	16
第2分科会「地域」	21
第3分科会「福祉」	26
第4分科会「進路」	32
第5分科会「医療」	37
第6分科会「機器」	42
会 員 研 修	47
講 演「子どもたちの“つながる力”が社会を変える～在宅医が子どもたちに出会って教えてもらったこと～」	
全 体 会	57
分科会報告	
全体講評	
閉 会 式	63
開催地校長あいさつ	
次年度開催地校長あいさつ	
大会宣言文	65

開 会 式

日 時 平成30年8月21日(火) 13:00～13:30

会 場 フェニックス・プラザ(大ホール)

司 会	福井県立福井特別支援学校教頭	青 山 美 江
1	開式のことば 福井県立福井特別支援学校PTA福井大会実行委員	花 山 依 子
2	主催者あいさつ 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会 会長 東京都立光明学園PTA会長	澤 村 愛 氏
3	来賓あいさつ (1) 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 特別支援教育調査官 (2) 厚生労働省 社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課障害児 ・発達障害者支援室 障害児支援専門官 (3) 福井県教育委員会教育長	菅 野 和 彦 氏 鈴 木 久 也 氏 東 村 健 治 氏
4	来賓・指導助言者紹介、祝電披露 全肢P連「福井大会」副実行委員長 福井県立福井特別支援学校長	小八木 隆
5	歓迎のあいさつ 全肢P連「福井大会」実行委員長 福井県立福井特別支援学校PTA会長	清 水 かおり
6	感謝状贈呈 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会前会長 平成29年度第60回東京大会実行委員長	向 野 り さ 氏 竹 内 ふき子 氏
7	閉式のことば 福井県立福井特別支援学校PTA福井大会実行委員	花 山 依 子



◆主催者あいさつ◆

全国肢体不自由特別支援学校 PTA連合会会長

澤村 愛氏



皆様こんにちは。先ほどの総会におきまして、今年度の全国肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会会長に就任いたしました澤村愛と申します。まず、西日本豪雨の、あの未曾有の災害から、すでに1ヶ月以上、2ヶ月近くがたちます。被災された方々の一日も早い復興を心から願うとともに、少しでも自分にできることを考え、続けていきたいと思っております。

また、先ほどまで、3年間の長きにわたり会長を務められました竹内ふき子様をはじめ、本大会開催の為に力を注いでこられた、福井県立福井特別支援学校 PTA、学校、教職員の皆様、それを支えてくださった中部地区をはじめ多くの学校の PTA・学校・教職員の皆さまに敬意を込め、感謝を申し上げます。ありがとうございました。

本日は御多用の中、ここ福井にて開催いたします、「全肢 P 連・校長会合同の第 61 回全国大会福井大会」の為に、文部科学省、厚生労働省、そして開催地の福井県並びに福井市教育委員会の皆様をはじめ、沢山の御来賓の方のご臨席を賜りましたこと、全国の保護者を代表いたしましてお礼を申し上げます。さてこの福井大会ですが、「むすぶ力・ひらく力・未来へつなぐ福井のきずな」を主題に沢山の学びの場が用意されています。また、それに参加するための保育の準備もしていただきました。

私の次男の通う学校の事で恐縮ですが、4月に進学した肢体不自由の特別支援学校高1のクラスでは、聴覚障害の特別支援学校中学部から進学された、肢体不自由と聴覚障害と二つの障害のある生徒とクラスが一緒になりました。この新たな友達とその御家族ともぜひとも仲良くなりたい、その為に私たちは何ができるだろうか、保護者同士で考えました。そして、そのお子さんのお母さんを講師にお迎えして、保護者が学ぶ「手話と指文字の勉強会」が始まりました。保護者同士で少しずつ学びと練習を重ねるうちに、1学期末には皆、名前と簡単な挨拶を手話や指文字で表現できるようになりました。学校側も、その生徒へ音声認識アプリの使用を認める合理的配慮をしてくれました。音声認識アプリとは、音声認識技術を使うことにより、リアルタイムで字幕をタブレット端末や PC に映し出すことができる支援機器です。隣で聞いている生徒と同じ指示がほぼ同時に入るため、二人は一緒に授業を受けられています。障害も性格も違う者同士、互いに良い影響を与え、受け合っているようです。

ひょっとしたらこの全肢 P 連という集まりも、はじめは、保護者同士が声掛け合い、学び合い、励まし合い、発展してきたのかもしれないと思い、本会相談役の田村校長先生に伺ってみました。昭和 31 年、肢体不自由教育を行う公立学校が初めて複数になり、翌年、全国の 4 校で全肢 P 連が発足したそうです。

最初の頃の大会は、校長室に入るほどの人数だったとのことでした。4年後には、二十数校となりどんどん仲間が増えていく。そして現在、会員校は 217 校へとひろがり、その足跡の節目を記

念するお祝いの大会が昨年度の第 60 回記念大会でした。70 周年へ、更には 100 周年へと繋げる新たな一歩を踏み出す大会が、今日のこの第 61 回福井大会なのです。

今、国内が大きく共生社会づくりに向けて動いています。例えば、学校における医療的ケアの実施についての検討会議も昨年の秋から開始されています。2020 年、オリンピック、パラリンピック後を見据えて、多様な価値観を持つ人々が共に仲良く支え合い、豊かに安心して暮らせる社会が実現するようにと、日々努力が続けられています。様々な困難もあるはずですが。時間がかかることも多く、自分の子どもには間に合わないかもしれない。それでも私たち保護者が諦めと無関心を捨てて「きつと、こんな力も発揮できる」「こういう力もつけさせたい」と願い、繋がりをもって活動が続けていけば、やがて子どもたちが「その力を地域社会で発揮できる」日がきつときます。そしてそれは将来の保護者の支えとなります。是非、今日、明日の二日間をとおして、私たち保護者の今の活動を共有してまいりましょう。

結びになりますが、運営事務局の福井県立福井特別支援学校の皆様へ、改めて心からの感謝を申し上げます。誠にありがとうございました。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

以上をもちまして、挨拶とさせていただきます。

◆ 来賓あいさつ ◆

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課
特別支援教育調査官

菅野和彦氏



第61回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会およびPTA・校長会合同研究大会福井大会の開催に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

冒頭に、6月の大阪府北部を震源とする地震、7月の西日本を中心とした川の氾濫や土砂崩れなどにより、多くの死傷者が出るなど、甚大な被害が発生しました。お亡くなりになられた方々に心より哀悼の意を表すとともに、被災された方々にお見舞いを申し上げます。文部科学省としましては、関係機関との連携を密にし、必要な対策に引き続き、取り組んでまいります。

さて、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会は、会員の協働の基、「特別支援教育の諸課題等の実践研究を進めるとともに、誰もが自分らしくともに生きる社会づくりへ向けたPTA活動を推進する」という趣旨の下、毎年、校長先生方や保護者の皆様方が一堂に会し、研究成果の発表や最新の情報を共有し、認識を深めることで、多大なる成果を上げてこれたものと承知しております。文部科学省では、子どもたち一人一人の自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も確にできる指導や支援を行うことができるよう、教職員の専門性の向上、教育環境の整備、障害のある子どもに対する様々な合理的配慮の一層の充実に努めてまいります。

特に、平成24年、学校においても一定の研修を受けた教員等による医療的ケアが実施されていますが、新たな課題も見られるようになってきました。こうしたことから、昨年10月に文部科学省において検討会議を立ち上げ、学校における医療的ケアに関する基本的な考え方や教育委員会における管理体制の在り方について議論を行ってまいりました。そして本年6月に、中間まとめを各自治体の方に周知したところです。今年度末には最終報告に向けて、引き続き、学校における医療的ケアをより安全に、かつ適切に実施できるよう検討を進めてまいります。

その他、文部科学省では、障害のある方々がその一生涯を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、学習やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進し、共生社会の実現に向けて、省を挙げて取り組んでいるところです。

また、平成29年4月には、特別支援学校の幼稚部教育要領、小学部・中学部学習指導要領が改訂され、新しい時代に求められる資質・能力を子供たちに育む「社会に開かれた教育課程」の実現を目指し、各学校におかれましては、創意工夫を生かした特色ある教育課程の編成・実施に向け、大変重要な年度となっております。皆様方におかれましては、こうした文部科学省における取組について、今後とも格別の御理解を賜りますようお願いいたします。

結びに、本大会の実施に際して御尽力いただきました関係者の皆様、並々ならぬ御苦勞に対し、心から謝意と敬意を表しますと

ともに、本大会が所期の目的を達成し、実り多きものとなりますよう御期待申し上げ、お祝いの言葉といたします。本日は、おめでとうございます。

◆ 来賓あいさつ ◆

厚生労働省 社会・擁護局障害
保健福祉部障害福祉課障害児・
発達障害者支援室
障害児支援専門官

鈴木久也氏



皆様、こんにちは。ただいま御紹介をいただきました、厚生労働省の障害児支援専門官の鈴木と申します。

平成30年度第61回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会およびPTA・校長会合同研究大会「福井大会」の開催に当たり、一言お祝いの言葉を申し上げます。

はじめに、このたび大阪府北部地震、西日本豪雨、その他災害により被災された方々に心よりお見舞いを申し上げます。厚生労働省といたしましても、被災された皆様が一日も早く普段の生活を取り戻されるよう、引き続き、全力を尽くす決意でございます。

さて、日頃からお子様たちの思いを受け止め、愛情を込めて支えておられる御家族の皆様、特別支援学校や地域において支援に携わっておられます関係者の皆様の御尽力に対し、心から敬意を表します。本大会が、学校・家庭・地域が一体となって、特別支援教育の諸課題等の実践研究を進めるとともに、誰もが自分らしく共に生きる社会作りを目指して行われますことは大変有意義であり、本大会が実り多き大会になりますことを心から御期待申し上げます。

厚生労働省では、障害のある方々を支援するため、近年、様々な制度改正に取り組んでいます。最近では、障害者総合支援法の改正法がこの4月から本格施行となりました。今回の改正では、重度の障害等により外出が困難なお子様に対し、居宅を訪問して発達支援を行うサービスを創設することや、医療的ケアが必要なお子様やその御家族を地域でしっかりと支えられるようにするために、医療・保健・福祉・教育等の関係者の連携体制を構築することを自治体の努力義務とすることなどが盛り込まれました。

また、平成30年度、障害福祉サービス等報酬改定においても、障害者の重度化・高齢化を踏まえた地域移行・地域生活の支援や医療的ケア児への支援等について拡充を図りました。引き続き、皆様の御意見を十分にお伺いしながら、一つ一つの課題に真摯に取り組んでまいりたいと思います。障害福祉施策の着実な進展に取り組んでまいりたいと考えておりますので、引き続き、皆様の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いたします。

最後になりましたが、本大会開催のために企画から運営まで御尽力いただきました、福井大会実行委員長をはじめ実行委員会の皆様、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会および校長会の関係者の皆様方に厚く敬意を表しますとともに、本日御参会の皆様への御健勝を祈念いたしまして、お祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

◆ 来賓あいさつ ◆

福井県教育委員会教育長

東 村 健 治 氏



皆さん、こんにちは。

本日は、全国から200校を超える肢体不自由特別支援学校のPTAの方や校長先生方、たくさんのお集まりの中、平成30年度第61回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会およびPTA・校長会合同研究大会「福井大会」がかくも盛大に開催されますことを、心からお喜び申し上げます。

全国各地からお越しの皆様、ようこそ福井へ。歓迎申し上げます。JRでお越しになった皆様には、駅前で恐竜がお出迎えしたのではないかなと思っております。元気に吠えていましたでしょうか。お昼は吠える声が聞こえにくいのですが、夕方静かになると、かなり大きな声で吠えているのが分かりますので、また夕方に御覧いただければと思います。この恐竜でございますが、実は今年の異常気象というのが、福井の場合2月から始まっておりまして、37年ぶりの大雪でした。ちょうどこのあたりで1m50cmほど積もりまして、37年前は1m98cmだったのですが、かなりの大雪でございました。恐竜が絶滅するのではと心配していましたが、この猛暑でまた息を吹き返してくれまして、元気に吠えているようです。

まず、大阪府北部地震、さらに西日本豪雨により犠牲となられた方々に御悔やみを申し上げますとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。

さて、平成29年4月に公示されました新学習指導要領におきまして、心のバリアフリー推進のための交流及び共同学習の推進や、小学部段階からのキャリア教育の充実などが重要なポイントとして挙げられております。本県では今年2月の県議会におきまして、福井県共生社会条例と手話言語条例が同時に成立し、この4月から施行されております。議決されたとき、御協力、御努力をいただきました関係者の皆様、議場で記念撮影をされた光景を今もはっきりと覚えております。

本県におきましては、これまでも共生社会の推進のために、特別支援学校の児童生徒と小中学校や高等学校の児童生徒が、スポーツや文化・芸術活動などを通して「交流および共同学習」を積極的に行っております。障害の有る無しに関わらず、両者がお互いの存在を認め合い、学び合うという、子どもたちの心の成長にとってかけがえのない機会となっております。

また、来月になりますが、9月29日から開催されます国体、10月13日から開催されます障害者スポーツ大会におきまして、今年の福井県では融合というものをテーマにしております。国体の会期中に車椅子バスケットボールや車椅子テニスを行うこととしております。

本日からのこの大会におきましては文部科学省特別支援教育調査官、菅野和彦様ならびに、在宅医療専門医のオレンジホームケアクリニック代表、紅谷浩之様からの御講演、そして分科会でそれぞれのテーマに沿った研究協議と、二日間にわたっての研修を

深めるということを行っています。これまでも、PTA連合会と校長会は連携しながら、子どもたちの通う学校作りや教育の充実、そして子どもたちの卒業後の生活の充実へと活動を広げられてきました。この大会で得られた情報や成果をもとに、今後もさらなる充実・発展をされることを心より願っております。

最後になりましたが、本大会の企画運営にあたられる関係各位に心からお礼を申し上げ、本大会の一層の発展を御祈念申し上げ、お祝いの言葉とさせていただきます。

本日は誠にありがとうございます。

◆ 歓迎のあいさつ ◆

全肢P連「福井大会」

実行委員長

福井県立福井特別支援学校

PTA会長

清 水 かおり



皆様、こんにちは。ただいま御紹介いただきました、本大会実行委員長の清水かおりと申します。

全国の肢体不自由特別支援学校PTAの皆様、校長先生をはじめとする先生方、恐竜とメガネと越前ガニでお馴染みの福井においていただき、誠にありがとうございます。心より歓迎申し上げます。

はじめに、この度の西日本豪雨で被災された皆様ならびに、その御家族の皆様にお見舞い申し上げます。皆様の安全と、被災地の一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

本県も今から70年前、昭和23年6月28日、日本で初めて震度7の大地震『福井地震』が発生しました。今でも東日本大震災・阪神大震災に次いで、戦後3番目の被害と言われています。この70年前に発生した大地震の教訓は、現代社会にも生きています。

また、この年明けには豪雪によって多くの方々の暮らしに自然の猛威が及びました。しかしながら、その度に全国の皆様の御支援を賜り、力強く立ち直ることができました。

当たり前だと思っていた日常から放り出されたとき、私たちは茫然と立ち尽くしてしまいます。しかし、そのようなときも少し周囲に目をやると、差し伸べられている優しさに気付くことができます。過去の災害は、私たちにとってまさにそのような機会でした。

全肢Pの大会でも同じような体験をすることがあります。それぞれ、子どもの障害の程度は違っていても、毎年、全国各地からこれだけの仲間が集い、つながり合い、助言やエールを交わしながら、また日常に戻っていく。このような絆が失われることはありません。2日間の活動を通じて、大いに学び、語らいながら、皆様と共に歩むこの一歩一歩が未来につながっていくことを、そして、元気を与え続けてくれることを一緒に体感できたらいいなと思います。

来月下旬、福井では、「福井しあわせ元気国体」が開かれます。引き続き開催される第18回全国障害者スポーツ大会「福井しあわせ元気大会」には、本校の児童・生徒も出場いたします。また、明日は、全米チアダンス選手権大会で5連覇を成し遂げ、映画や

ドラマ「チア☆ダン」のモデルになった福井県立福井商業高等学校チアリーダー部 JETS によるアトラクションも予定しております。元気尽くしの「福井大会」を楽しんでいただければと思います。

大会中、何かと行き届かない点もあろうかと思いますが、いつも心強く支えてくれる中部地区肢体不自由特別支援学校 PTA 連合会の皆さんと会場にお集まりの皆さんと、一丸となって駆け抜ける大会にしたいと思います。皆様準備はよろしいですか。では、2日間どうぞよろしく願いいたします。

基 調 講 演

日 時 平成 30 年 8 月 21 日 (火) 13:30 ~ 15:00

会 場 フェニックス・プラザ (大ホール)

司 会 福井県立福井特別支援学校教頭-----青山 美 江

1 講師紹介

愛知県立小牧特別支援学校長-----鶴野 裕 志 氏

2 講 演

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 特別支援教育調査官 -----菅野 和 彦 氏

テーマ 「学習指導要領と今後の肢体不自由教育について」

～一人一人の能力や可能性を伸ばしていくために～

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課
特別支援教育調査官

菅野 和 彦 氏



みなさんこんにちは。

御紹介いただきました特別支援教育調査官の菅野和彦と申します。この4月に着任いたしまして、前任の分藤調査官の後任として、肢体不自由教育を担当させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

時間も差し迫っていますが、自己紹介をさせていただきます。私は福島県の出身です。3.11の際には、私は学校の教員をしていました。そのときに、医療的ケアを必要とする児童生徒も含めて、本当に過酷な状況であったわけですが、全国各地のPTAの方々から私の学校に、衛生に必要な物品など、「自分の家にある物ですが、使えるかどうか分からないけど、とりあえず送ります。」と物品が送られてきました。助けられました。体育館に避難生活を1か月半近く、医療的ケアを必要とする子、痰の吸引、胃瘻、そういう状況がある子も、体育館で避難生活をしていたわけです。そういう時にも、本当に多くの方々の支援があって、今があるということです。この場をお借りしまして御礼を述べさせていただきますと思います。本当にいろいろありがとうございます。

では、今日のお話ですが、「学習指導要領と今後の肢体不自由教育について」ということで、副題は、「一人一人の能力や可能性を伸ばしていくために」ということで、お話をさせていただきますと思います。

まず始めに、肢体不自由教育の現状、全国的にどのようになっているのかということをお話させていただきます。では、資料を見ながらよろしくお願いいたします。

まず、最初の概念図です。こちらは、特別支援学校とか、小学校、

中学校には特別支援学級、通級による指導、そういう中で教育的ニーズに応じて義務教育段階の子どもたちがどれくらいいるかという調査を平成29年5月1日現在で集計したものでございます。

特別支援学校には、視覚障害から病弱教育までいろいろあります。そこには、7万2千人、義務教育段階の0.7%の児童生徒が特別支援学校で学んでいるということです。それから、小・中学校の特別支援学級もありますが、そちらの方が23万6千人程度。それから、通常の学級において通級による指導という指導もありますが、そこにおいては10万9千人程度で1.1%ということです。特別なニーズを必要とする子どもたちが、全部でおよそ4.2%の41万人います。

その他、通常の学級に平成24年の調査によりますと、通常の学級には6.5%程度の発達障害のある児童生徒がいるということで推定値として出されているのが現状です。

こちらは特別支援学校の現状です。肢体不自由についてです。学校数と在籍者数は、350校、併置校も含めて350校の31,813人の児童生徒が学んでいるというような現状です。こちらは、肢体不自由の単独校とそれから複数障害種の学校の内訳になっているのですが、単独校については、肢体不自由だけを教育する学校になりますが、それは122校ということで、前年度に比べると、減少ですね。7校減少しています。一方、複数障害を担う学校は、255校で増えているというような現状です。ですから、複数障害種の対象とする学校が、徐々に増えているような現状です。そして、肢体不自由と知的の併置校が増えています、それが147校です。大体、半分以上ですね。それから肢体不自由と病弱とか、肢体不自由と知的と病弱という組み合わせが非常に多いことが全国的な動向となっております。

それからこちらは、特別支援学校の学級別の在籍者数の推移です。肢体不自由に限っておりますが、単一障害というのは、肢体不自由という一つの障害で学んでいる子どもたちの数が3,465人。一方、重複障害、例えば肢体不自由と知的であるとか、そういう組み合わせになるかと思いますが、28,348人います。合わせて、31,813人の児童生徒が、この肢体不自由教育の中で学んでいます。ここで分かるのとおり、肢体不自由の学校は重複障害の割合が非常に高く、9割近くあるということで、重度・重複化が進んで

いるという現状が伺えるかと思えます。

一方、小・中学校に目を向けていきたいと思えます。小・中学校においても肢体不自由のある子どもたちが学んでいます。平成29年度におきましては、全国で、小・中学校合わせて3,034学級の中で4,508人の児童生徒が学んでいるということです。それから通級による指導という指導の形態もありますが、こちらも、年々増えてきている現状があります。ただ、全国的に増えているということではなくて、一部の地域の中で、指導体制がとれているところの数が増えているので、全国的にこれが増えているという現状ではありません。けれども、少しずつ増えているということですね。少し説明しますけれども、自校通級と他校通級と巡回指導に分けられます。ご存じかもしれませんが、自校通級とは、自分の学校で、指導教室に通っていくのが自校です。他校というのは、自分はB小学校にいますが、A小学校の通級指導の教室に通っていく、時間によって通っていくというのが、他校通級ですね。それからもう一つの形態があります。巡回指導というものがあります。これは、例えば5つくらいの小学校があるとします。そこで、その中で拠点になるような学校が一つあって、そこにいる先生が、例えば月曜日はA小学校、火曜日はB小学校とか、このようにして、一つの学校から先生がB小学校、C小学校、D小学校というように巡回をしながら通級による指導を必要子どもたちに行い、指導にあたっているという指導形態です。それがおよそ124人ということで、平成29年5月現在、挙がっております。

次に、先ほど挨拶でお話させていただきましたが、医療的ケアについて、若干説明をさせていただきます。

改めてということになります。肢体不自由教育の中において、医療的ケアを必要とする児童生徒の割合も非常に高くなっています。学校において医療的ケアを実施する意義について確認をしていきたいと思えます。意義としては、教育機会の確保と充実ということになるかと思えます。授業の継続性の確保、それから、訪問教育から通学への移行です。徐々に移行していく、あるいは登校日数の増加などなどによって、経管栄養とか導尿等を通じた生活のリズムの形成を図るとか、これは自立活動の区分の項目になりますが、意思や希望を伝える力の育成であるとか、その他いろいろありますが、このような教育的な意義があって、医療的ケアの実施が行われています。

これらを実施するためには、看護師との連携・協力、学校の支援体制、あるいは、都道府県教育委員会の体制整備というのは、非常に重要になってくるのですが、その上で、学校の先生方は、子どもたちに授業を提供していくということが主になります。一方、看護師はその看護師としての専門性を生かして、医療的ケアを実施し、そして、教員がそれをサポートしていく。教師は、自分の専門性を生かして、授業を進めて、看護師が、その専門性を生かしながらサポートしていくということで、双方向で専門性を発揮した中で連携・協力をしていくことが大切です。重々承知だとは思いますが、ここが根幹として大切なこととなりますので、改めて確認をさせていただきました。

それで、これも確認にはなりますけれども、学校において教師等が行う医療的ケアの内容と範囲です。研修を受けた中で、学校の先生方も医療的ケアの一部、5つの特定行為に限って行うことができます。それは、オレンジ色の部分になりますが、この5つの項目については、行為として行うことができることになっている。それ以外のもの、特定行為以外の学校で行われている医行為

については、看護師が実施するという形で整理されていると思えます。

学校において児童生徒の状況でございますが、平成18年では、児童生徒は5,901人でしたけれども、平成29年の段階では8,218人の児童生徒が医療的ケアを必要としているような現状です。一方、看護師についても平成18年の707人から、1,807人になり、およそ3倍まではいきませんが、かなりの数が徐々に増えていったという現状がございます。これらを表にしておりますので、御覧いただければと思います。

それから、学校における医療的ケアに関する調査結果で、先ほどの数字でまとめたものを表として出したのがこちらになります。通学生については、その下の方に人数を挙げさせていただいておりますけれども、6,061人になっております。それから、看護師の配置についても本当に徐々にではありますが、充実しているという現状が御理解いただけるかと思えます。

小・中学校においても医療的ケアを必要とする児童生徒が在籍しているという現状があります。人数としては、平成29年の段階では、858人の医療的ケアを必要とする児童生徒が学んでおり、553人の看護師が配置されているというような現状があります。このように、特別支援学校だけではなくて、小・中学校においても、導尿や様々な医療的ケアを実施している現状もあるということ御理解いただければと思います。人数についての推移につきましては、小・中学校計を見ていただきますと、特別支援学級の中には、肢体不自由の学級もありますし、知的の学級もありますが、その中に587人です。通常の学級につきましては271人ですから、トータル858人になります。通常の学級にもかなりの数の児童生徒がいるということをご表で御理解いただけるかと思えます。

このような状況を踏まえて、文部科学省におきましては、看護師の配置に伴う補助金等を各都道府県等に補助という形で行っております。そして、その子どもたちに、それぞれの学びの場で切れ目なく支援体制の整備ができるように、事業を進めさせていただいています。こういう事業を使って各市町村の方で、あるいは都道府県の方で、医療的ケアの充実を図っているというような現状があります。

それから、学校における医療的ケアの実施体制の構築事業というものがあります。こちらについては、医療技術の進歩を背景として、例えば、酸素吸入とか、あるいは人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医療的行為が必要な児童生徒が、在籍しているというような現状があるということです。ですから、このような高度な医療的ケアに対応するための様々な諸課題が、今、出てきています。そのようなことを含めて、今、16の地域において、こちらの事業を使っているような実施体制の整備や研究等を行っていただいています。これらを含めてこれから先、どのような体制が必要かということについて、今、検討している最中です。

それから先ほど話したように、高度な医療を必要とするケースなど、いろいろな諸課題が出ております。そこで文部科学省におきましては、昨年の10月に「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」というものを設置させていただきました。筑波大学教授の下山先生に座長をお願いしました。検討事項が5点あります。まず、学校における医療的ケアの実施体制の在り方ですね。人工呼吸器の管理等の特定行為以外の医行為を実施する際の留意事項についてなど様々ありますが、この検討会議を開催しまして、様々な御意見を頂戴しながら、今、いろいろと検討してい

るところです。そのような中におきまして、本年の6月20日付ですが、各都道府県等に「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議（中間まとめ）」を出させていただきました。この学校におけるというのは、特別支援学校だけでなく、小・中学校等も含む、検討会議の中間まとめということです。このまとめの中の概要について少し触れながら説明させていただきます。

まず、学校における医療的ケアにかかる関係者の役割分担について、きちんと明確にした方がいいだろうという意見がたくさんありました。学校は、児童生徒等の安全確保が前提で、児童生徒等が集まって、集団の中で、人と人との触れ合いによって人格の形成がなされる場である。学校における医療的ケアの実施は、医療的ケア児に対する教育面・安全面で、大きな意義を持つということで、医療的ケアの教育的意義というものは大変大きなものがあるということがまとめになっています。そのような中において、教育委員会や学校だけでなく、主治医の先生、保護者の皆さん、それから医療的ケア児にかかわる者、放課後デイの方も含めて、その責任をそれぞれ果たして、学校における医療的ケアの実施にあたる必要があるということです。まとめさせていただいております。そのようなことを含めて、文部科学省としては、標準的な役割分担例を示すことが必要ではないかというような御指摘を受けました。役割分担の例ということで、教育委員会やその他の役割を、このようにまとめさせていただいて、例示として、これらを挙げさせていただきました。これらを踏まえて、各都道府県や学校においての体制整備について、いろいろと取り組んでいただきたいということで例示をしております。

それから保護者との関係についても様々な御意見等がありました。概要としてまとめさせていただきましたが、読みますね。「健康状態や医療的ケアの頻度、想定される事故等や対応について説明を受けた上で、学校で対応できる範囲について、あらかじめ学校・保護者の双方で共通理解を図ることが必要であり、そして、主治医等の医療関係者、あるいは相談支援員等も交えながら、内容等についてしっかりと共通理解を図ることが重要である」ということです。それから、保護者との関係、役割等についてです。やはり健康がすぐれない場合、無理な登校を控えたり、緊急時の連絡手段をきちんと保護者の方にも確保していただいたりして、保護者の方にもある程度、一定の役割もありますということでもまとめさせていただきました。合わせて、保護者の付き添いにつきましては、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限りよう努めるべきということで、やむを得ず協力を求める場合についても、学校側は代替案などを十分に検討して、丁寧に説明をしていくことが必要であるということが、この検討会議の中でまとめられました。参考までにですが、この資料にはありませんが、平成28年の文部科学省の調べによりますと、病院併設以外の付き添いの状況の割合ですが、特別支援学校で保護者の方の付き添いを求められているのは、15.4%程度と調査の方になっております。小・中学校においても同じく調査しております。そちらについては46.2%が付き添っています。小・中学校の方が、非常に付き添いの割合が多いというのも現状です。今後、検討会議の最終報告の方で精査をしていくというような方向になっています。

教育委員会における管理体制の在り方についてということですが、人工呼吸器になりますと、在宅医療の知識のある先生方からの御意見等を十分に反映させていく必要があるだろうということ、各都道府県においては、運営協議会が設置されているのです

が、そのような中にも、医療的ケアや在宅医療に精通した医師や看護師も入れながら、いろいろなことを検討していくことが、今後求められますということ、文部科学省からまとめをさせていただいています。引き続き、最終報告に向けて、今年度中にまとめていく予定ですので、そこについては情報が入り次第、お伝えしていきたいと思っています。ここまでが医療的ケアの現状ということですが、

生涯学習についてお話させていただきます。

生涯学習は、文部科学省においては、「障害のある児童生徒たちの生涯に渡って、自らの可能性を追求できる環境を整えて、そして地域の一員として豊かに人生を送ることができることが重要」であるとしています。そのような中において、このようなプロジェクトチーム、あるいは特命チーム、障害者学習支援室等も設置しまして、今、省をあげて取り組んでいるというのが現状です。当時の大臣の方からメッセージがあります。大臣からは、「障害のある方々が夢や希望を持って活躍できるような社会を目指していく必要がある。その中でも保護者の方々は特別支援学校卒業後の学びや交流の場がなくなることに大きな不安を持っている。そのようなことを含めて、今後は障害のある方々が生涯を通じて、教育、文化、スポーツなど様々な機会に親しむことができるように、特別支援教育の生涯学習化と表現する」ことなどが、平成29年の4月にメッセージとして出されたというののも一つの背景になっています。それから、学校卒業後における障害者の学びの推進に関する有識者会議における検討では、本日御来賓にいらっしゃっています宮崎英憲先生が座長になられて、今、卒業後の様々な諸課題について、いろいろなことを整理していただき、今後、まとめていく方向になっているという状況です。実践事業もいろいろと行っているわけですが、卒業後においても自分らしく生きていき、自分の力を発揮していく必要があるということで、いろいろな事業に取り組んでいただいている状況です。例えばですが、都立あきる野学園における、放課後子ども教室に係る取組が、参考になるのではないかなということで、資料に入れていただきました。各学校におきましても、PTA主催で始まったものを有機的につなげながら、放課後子ども教室に係る取組を行っている現状もあるようでございます。これは参考までにということで、挙げさせていただきました。

障害者の基本計画におきましては、閣議決定されたものもあります。その中に、生涯を通じた多様な学習です。自分の維持、開発、伸長って難しい言葉で書いてありますが、やはり自分の持っている可能性や興味・関心を生涯に渡って続け、共生社会の実現につなげていくというようなことで、閣議決定されました。例えば、スポーツで言えば、ポッチャを各都道府県や学校対抗で行っているかと思えます。子どもたちよりも、保護者の方が燃えているような大会もあるというお話を伺うこともあります。私もこれまで肢体不自由の学校にいたときに、本当に勝たせてあげたいと思いました。ポッチャや車椅子バスケットで〇〇学校に勝たせてあげたいと思いろいろ取り組んできました。自分の経験から言えることがあるので、少し紹介します。前回、パラリンピックでバスケットの代表選手になった方で、私が勤めていた学校の子どもだった方がいます。彼は、小さい頃はよく男の先生を捕まえて、スポーツしたいと言っていたのですね。体育の先生に競技用の車椅子やロードレースで使う車椅子に乗ってみたいと言っていました。体育館に行ったら、様々な器具を見つけて「これってなに」とかですね。ビデオでチェアスキーの映像なんかを見る

機会があって「これってどうしたらできますか」など、非常に興味・関心が高い子どもさんだったのですが、最終的には自分の力を発揮できるのはバスケットだということを見つけました。その後、競技に没頭し、よく頑張ってくれているということで、非常に嬉しいです。こういう生徒さんもいて、小さいうちに興味・関心を保護者の方がお話ししながら見つけ、協力していくことも大切なことと思います。やはり障害が重くてもある程度、自分の機能を最大限に発揮してできるポッチャは、本当に肢体不自由教育においては、非常に有意義なスポーツだと思います。リオオリンピックで銀メダルをとって、今回のアジア大会でも、銀メダルをとっているということですから本当に注目されていますし、いろいろな大会が行われています。そういう意味で、例ですけれども、スポーツという視点からは、生涯に渡って自分の可能性を發揮していくことを学校に在学しているうちから、興味・関心に基づいてその可能性を見つけて、育てていくことも大切ということでお話させていただきました。

一方、実はこの生涯学習活動に関する実態調査というものも国立特別支援教育総合研究所の方で、していただきました。障害のある子どもたち、あるいは障害者の方が、本当に生涯学習を学ぶ場があるのかなということで、調査をしたのですが、各都道府県や市町村、学校それぞれに聞いたのですが、障害者の方のプログラムが、自治体や地域の中でまだまだないということがわかりました。「障害者を対象とする」、「障害の有無にかかわらず参加可能な事業プログラム」いずれについても、取組はまだまだ低調な状況であるという課題があります。一方、保護者の皆様方のニーズ、活動の場とか機会の設定に関するニーズの例でまとめたのですが、「自分の子どもは、学びたい意欲はあるけど、やはりその場がない」ということでした。いろいろな思いがあるということがこの調査の結果から分かりました。

そういうことも含めて、今回の学習指導要領の中にも、この生涯学習の取り扱いについて一部、書かれています。学校教育において、生涯学習のことを踏まえつつ、学校の教育活動を展開していくということが重要であることから、示されているということです。

それでは、その学習指導要領について、できるだけ分かりやすくお話ししていきたいと思っています。

学習指導要領は、今日は学校の校長先生や先生方もいらっやいますが、なかなか保護者の皆様方には分かりにくいかもしれません。学習指導要領は、法令的な法令の扱いになるわけですね。それをもとにして、特別支援学校の教育が全国的に一定の水準が保たれるように国が定めているものが学習指導要領です。ですから、北は北海道から南は沖縄まで、ひとつの学習指導要領を通して、全国に一定の教育の水準が確保できるようにと示されているのが学習指導要領だということを御理解いただけたらと思います。学習指導要領は、およそ10年に1回改訂がされています。それは時代の変化や、子どもたちの状況や、社会の要請を踏まえて行われます。中央教育審議会というものがあるのですが、その中で、有識者の方々がいろいろな教育の課題等も含めて、協議をしながら10年に1回改訂作業は行われています。例えば平成元年です。平成元年はこういうことが言われた学習指導要領でした。高度経済成長が終焉を迎えて新しい学力観を打ち出したのが平成元年。それから10年後の平成10年でですけども、そこでは、「子どもたちをゆとりの中で」というのがキーワードになりますが、ゆとりの中で自分の興味・関心に、じっくり取り組んでいくとい

うことを目指していったのが、平成10年の改訂です。このように、時代の背景とか、子どもたちの状況を踏まえて改訂しています。特別支援学校においては、自立活動がありますが、以前は、養護・訓練と言っていたのです。それが、この平成10年の改訂の時に自立活動となり、主体性とか、主体的に取り組むことが重要視され、今の自立活動があるということですね。それから平成20年の改訂です。知識基盤社会の中で、知識とか思考・判断がますます重要になってくる時代だということで、生きる力というものをバランスよく育てていくという観点で示されたのが平成20年です。今回の改訂は、平成20年から10年が過ぎ、これからの新しい時代に求められる資質・能力等について今回示させていただいたという経過でございます。今回、学習指導要領の改訂のポイントのキーワードになっているのが、社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的、対話的で深い学びの視点を踏まえた指導の改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立などです。これらは、特別支援学校だけでなく、初等教育全体の改善の方向として挙げられました。これから一つ一つかみ砕いてお話していきたいと思っています。

今回、インクルーシブ教育システムということで、推進しているところではございますが、そのような中において、多様な学びの場、いわゆる小学校とか特別支援学級とか、通級による指導とかありますが、教育課程を接続して、連続して行うことも重視されているというのも特徴になっております。

その他、教育の内容についても御覧いただきたいと思います。やはり特別支援学校ですから、大切なことは、一人一人に応じた教育の充実ということになります。肢体不自由校であれば、肢体不自由による様々な困難さがあります。その困難さに配慮しながら指導し、一人一人の力を發揮させていくことを重視し改訂されています。それらから、自立と社会参加に向けた教育の充実ということで、キャリア教育の充実、生涯学習への意欲を高めることも含めて、改訂されています。

それから、小学校ですね。小・中学校等においても今回、特別支援教育に関しては、内容を充実させ、かなりの分量で解説して学習指導要領が示されています。特に心のバリアフリーのための交流及び共同学習の展開であるとか、あるいは個別的教育支援計画についてです。これまでも特別支援学校では、作っていましたが、近年、小・中学校においても放課後デイを使う児童生徒が増え、いろいろな社会変化に応じて、いろんな関係機関との連携が必要になっているという現状もあります。

それから、平成30年度、一番下になりますけれども、高等学校における通級による指導の制度化ということで、高等学校においても障害のある生徒のための通級による指導というものが制度化されて、今、各都道府県において実施されているというのが大きな流れになっています。

そこで、今回の学習指導要領は、育成すべき資質・能力の3つの柱に整理されました。中央教育審議会では、この先10年、どういう教育をしたらいいのだろう、ということでいろいろな議論がされたわけです。その内容を御紹介します。これから先、これからの時代、非常に予測困難な時代になるだろうということですね。AIの発達とかいろいろなことも含めて、非常に予測困難な社会になると。そのような中においても、やはり子どもが受け身になるのではなく、主体的にいろいろなことに関わって、感性を豊かに働かせていくことが大切となる。子どもたちがどのように、社会、世界と関わって、より良い人生を送るかということを目指す

にして、その目的に向けて、自分の考えや可能性を十分に発揮できるような幸福な人生を作っていく力を育てていくことが大切であるということが言われました。このような力は、これまでも学校教育が、長年、目指してきた生きる力であると改めて捉え直し、今回の学習指導要領が示されています。

この生きる力ですが、新しい時代に必要となる資質・能力を学校の中で育成していきましょうというのが今回の大きな目的になります。その中で、育成をするために何を学んだらいいのかということです。この育成をするために何を学ぶかということは、どんな教育の内容を選択して、配列していくかということになります。必要となるその学びを、どのように学んでいくかという視点も大切です。いわゆる与えられた教育だけでなく、子どもたちが、主体的にそれらを学んでいるのか、そういう子どもの具体的な学びの姿をきちんとイメージした中で行うことが大切です。このような、大きな流れの中で今回学習指導要領の改訂がされたということです。

ここで大切なのは、「より良い学校教育を通じて、より良い社会を創る」という目標を共有し、「社会と連携・協働しながら、未来の創り手となるために、必要な知識や力を育む社会に開かれた教育課程を実現する」と書かれているのですが、子どもたちが何をどのように学ぶか、そして何ができるようになるかということ、この社会に開かれた教育課程の実現ということをキーワードにしながら、各学校が教育課程を決めています。ここに200の学校があれば、200の学校の教育課程が存在しているということになるのです。各学校によって、その教育課程が違うのです。教育課程がどのようなものかという説明をしなかったため、少し説明をします。

教育課程とは、学校教育の目的とか目標とかを達成するために計画されていくものです。学習指導要領を参考にしながら、各学校においていろんなことを決めているのです。例えば、学校教育の目標の設定です。これは各学校の校長先生方が、学習指導要領や各県の施策、そして、学校の実態を踏まえて、学校の教育目標を設定します。それから指導内容です。どんな教科をどれくらいの時間で、週どれくらいの時間勉強していくか、そのようなことを総合的に組織したものが教育課程と言います。ですから、社会に開かれた教育課程といったときに、何のことかなと保護者の方は思うかもしれませんが、これまで教育課程は、どちらかというと学校の先生のものだったのですが、これらを社会、あるいは保護者の方も含めてになりますが、地域社会と融合させながら、育成する資質・能力を明確にして共に育てていきましょうというのが、今回の大きな目玉になっています。各学校においては、そのような教育課程を編成してくださいということで、示させていただきました。

この社会に開かれた教育課程ということでございますが、内容は主に3点です。「より良い学校教育を通じて、より良い社会を創る」という目標を学校と社会とが共有して、それぞれの学校において、必要な教育内容をどのように学んで、どのような資質・能力を身に付けられるようにするのかを明確にしながら、社会、あるいは保護者の方も含めて社会の中との連携、協働によって実現を図っていく」という理念のもとで、今回示されています。社会に開かれた教育課程ということで、一つ目ですけれども、地域社会とより良い学校教育、自分たちの学校でこういう子どもたちを育てるということを、保護者の方あるいは地域の方との協力の中で目標を共有する。そして、力を付けた子どもたちを社会の中で

自立、社会参加させていくことを踏まえて目標を共有していくことが大切です。

それから、二つ目ですけれども、真ん中ほどになりますけれども、自分の人生を切り拓いていくための資質・能力です。これから先、いろいろな時代の変化とか予測とかが困難な時代ですから、やはり受け身だけでなく、自分からとか主体的にとかそういう資質・能力をその学校でどのように育てるかということを教育課程の中で明確にして、学校教育がされていくように、ということを示させていただきます。

それから三つ目は、その地域や保護者の方の中にも絵本の読み聞かせが非常に上手な方とか、以前はバレーの選手だったとか、いろいろなスポーツやっていたとか、地域の中においてはいろいろな得意分野を持っている方がいるかと思えますから、そういう方との連携の中で、目指す資質・能力を実現させていくということも大切とされています。ですから、社会とのつながりというのが、今回の学習指導要領の中で大切にされています。繰り返しますけれども、特に今日は保護者の方々がいらっしゃいますので、そこを中心にお話していますが、保護者の方や地域の方と一緒に、このPTAの活動は大変有意義なことだと思います。どんな資質・能力を自分の学校で育てていくのかということをお互いに共有していくことが非常に大切です。このような取組を各学校で実施していくと、それが各学校の特色あるいはカラーというか、その地域によっていろいろあるかと思えますが、学校の伝統が作り上げられることにつながるだろうと思えます。いずれにしても人とのつながりということを大切にしながら、社会の中である学校であるためには、学校が社会の中から疎遠になるのではなくて、やはり学校の大切な教育課程を社会とのつながりの中でこれから整理し、その実現を図っていきましょうということが大きな流れです。

今日、このような全国大会の中で各分科会の資料も先ほど見させていただきました。それぞれの分科会で、本当にいろんな取組をされているのだと私も勉強させていただきました。この後の分科会においても、学校との関係の中で、教育活動全体を含めて、今日の分科会が展開されるのだろうと、大変期待をしているところでございます。そういうことも含めて、社会に開かれた教育課程を保護者の方も含めて社会全体と共有していくことが大切ということ、強調させていただきました。

それからもうひとつ、主体的、対話的で深い学びの実現とは、学校の先生方が良い授業をしようと、より良い授業をして新しい時代に求められる資質・能力を育成するために、これまで以上に、もっと良い授業をしようと、そういうことを表したものです。アクティブラーニングというような視点で書いてあります。これは、主体的な学びの視点で授業改善をしていく。対話的な学びの視点で授業改善をしていく。そして、習得、活用、探求という学習の学びの過程の中で深い学びを実現していきながら、それぞれの各教科であるとか、いろいろな教育活動の中において、新しい時代に求められる資質・能力の育成につなげられるように、一つ一つの、子どもたちにとってのかけがえのない1時間1時間の授業を改善しながら、そして、教育課程全体に渡って自分の授業がどんなふうに教育課程の改善につながるかということも見通しながら、良い授業ができるようにしたイメージ図を示させていただきます。

では、もうちょっと具体的に学習指導要領の中身に入っていきたいと思っています。

今回の学習指導要領の改訂の要点というのは、この6点にわたって、改訂事項として、挙げさせていただいていますけれども、今日は(2)の中の一部をこれからお話ししたいと思います。

(2)は、総則の改訂の要点ということで4つ要点があります。特に今日は、PTA 連合会の中でぜひお話ししたいと思ったのは、③の児童生徒の調和的な発達の支援、家庭や地域との連携、協働というような視点で改善が行われましたので、そこに関する点についてこれからお話をしていきます。

まず、ポイントは先ほど申しましたように、児童一人一人の調和的な発達を支える視点から、学級経営であるとか生徒指導とか、キャリア教育の充実について、今回、学習指導要領の中で一つ一つ整理をさせていただいています。

それから、大切なのはここに書いてあるように、教育課程の実施に当たっては、家庭や地域との連携、協働していくことをきちんと示したということですから、先ほどの社会に開かれた教育課程との関連の中で進めていくということが大切ですと、示させていただいております。今回、学びの地図という言葉がありますが、それは、保護者の方も、あるいは地域の方も、社会も、学校の教員も含めて、この学習指導要領を子どもたちの学びの地図として共有して、それらをお互い理解し合いながら、教育活動をこう行っていこうよというようにということを含めて、今回の学習指導要領の総則の項立ても改善しました。特に第5節をこれからお話ししていきたいと思えます。

まず、学級経営とか児童生徒の発達の支援とかですけれども、それぞれここにいらっしゃる保護者の子どもさんは、それぞれの学級に所属して、子どもさんの数が多い少ないあるかと思えますけれども、児童生徒が複数いる中の学級の一員として、学校で学んでいますよね。その中には、子ども同士の信頼関係もありますけれども、何よりも学校の教員と子どもたちの信頼関係が大切であるということは、当たり前のことです。合わせて、学校ですから、子ども同士の人間関係をきちんと育てていく小さな社会でもあるわけです。学校は、学級より大きな社会になりますけれど、家庭もひとつの小さな社会かもしれません。そういう中において、先ほど会長さんがお話ししていたように、肢体不自由だけじゃない子どももいる中で、どんなふうにお互いの良さを認め合って、どんなふうにお互いを尊重してコミュニケーションを図っていくかという取組の御紹介もありましたけれども、そういうことも含めて、関係性をきちんと育てていくことが大切だということですね。

ですから、ポイントとしては、集団の一員として一人一人の児童生徒が安心して自分の力を発揮できるように自己存在感、あるいは自己決定の場ということが非常に大切で、子ども自身が正しい判断をして自ら責任を持って行動できるような、そんな力を培っていくことが重要だということです。

この自己決定の場ということで、お話をしたいのですけれども、やはり障害の重い子どもさんを僕も随分担当させていただきました。いろいろな選択の仕方がありますね。自分の意思で選択して、「お母さんこれ」とか「先生これだよ」と選択できるなら、それはそれで分かりやすいですけれども、重度・重複の子どもさんにとって、気持ちを表出するときに、音声言語でできなくとも表出の方法は子どもさん一人一人によって違いまよね。僕が出会った子どもたちの中の一人に、これをしたいと選択するとき、そのお子さんは、足首をピクッと動かせるのです。例えば、「鉛筆と消しゴムにしますか、鉛筆と消しゴムどっち使う」と言ったときに、「鉛筆」と言ったとき、「消しゴム」と言ったときに、動い

たときに「これだね」と言うと、そうそうって表情をしてくれるということ、僕はお母さんに教えてもらったのです。そのお母さんは「この子どもをずっと育ててきた中で、その表出の仕方、選択の仕方が中学部くらいになって、最近よくわかってきました」と言われました。その子どもが自己決定をすると、学校生活での潤いが違いますよね。だって自分で決めて、いろんなことが実現できるのですものね。そういう中において、自分の存在感とか、自分で決めたこと、そういうことも経験することによって本当に成長していくのだと思う、体験をさせていただきました。

それから、ちょっと笑い話なのですが、どうしても選択というと、YESかNOかというふうになってしまうと思うんですね。人間って、どっちでもいいというときもありますよね。これもお母さんに聞いた話ですけど、そのお母さんは、段々と物事を選ぶようになったので、おやつのおまい棒を選ばせるために、スーパーに連れて行って、あのいくつもあるうまい棒から選ばせるのです。お母さんに言わせると明太子とか、チーズとか明確なときもあるのだけど、「どうでもいい」というか、「何でもいいよ。お母さん」という日もあると聞きました。人間そうですね。今日の晩ご飯お肉がいいの、魚がいいのと私も聞かれても、どっちでもいいと答えるときがありますけれども、そういうグレーといいますが、子どものそういう表出も大切にしながら、重い子でも選択できる力を培っていく授業やお母さん方からの情報は非常に大切だということをお伝えしたいです。それから、子どもが、学校の先生方に見せる姿と家庭で見せる姿が違うこともあります。学校と家庭が全部イコールでない時もあるのですけれど、こういうことを積極的に話していただくと、学校の先生も助かるのではないかと自分の経験からお話させていただきました。ですから、いろんな情報を含めて、保護者さんとの間でいろんな情報をきちんと伝え合っていくことが大切ですね。当たり前のことなんですけれどもね。

それから、自己選択、自己決定の場で、例えば、係活動ですね。学級の中で例えばゴミ捨て係とかいろいろな活動がありますよね。ひとつの学級という社会の中で、自分がやりたいことをやりたいと思ってできなかった経験とか、選択してやりたいことを実現する場を、学校の先生方は一生懸命提供していると思うのです。それが段々成長していくと、例えば、生徒会活動の立候補者を重いお子さんでも選ぶとか、この人に会長にやってもらいたいとか、そういう意思をもって選ぶ力につながっていくことや、いろんな情報を選択できる力を育てることが、本当に大切だと思います。ですから、いろんな子どもさん、それぞれの違いはあるのですけれども、選択することの大切さを強調したいと思って、お話をさせていただきました。

それから、キャリア教育について、一部誤解というか、そういう部分も以前あったかなとは思っています。具体的には、キャリア教育というのは、狭い意味で職業に就くための教育みたいな、あるいは、そういう意味合いだとか、イコール職業的自立というふうに考えてしまう節も聞いております。けれども、キャリアというのは、一人一人が社会の中で自分の役割を果たしていくことです。家庭生活の中での役割とか、あるいは学校での役割とか、そういうことを果たしながら、自分らしい生き方を見つけ、実現していく過程を踏んでいくことがキャリア発達であり、職業生活との関連の中において、自己実現を図ることなので、お話をさせていただきました。

ですから、自己の将来とのつながりを見通して、いろいろな経

験、教育活動の中で卒業生の講演会を開くとか、その取組を充実させていくとか、実際に社会の中に行ってみていろいろな体験をしてみることを、これまでも学校で実施していたのですけれども、改めて教育活動全体12年間の中で、どんなふうに小学部のうちから自分の役割、係活動の役割、家庭生活での役割を果たすのか。そういうことも含めて、キャリア教育と捉えていただけたらと思います。

そして、中学部から高等部とか、小学部から中学部とかに進学する際に、例えば、保護者の方と中学部の生徒であれば、高等部でどんなことを実現したいのかということや丁寧と話しながら、どんな自分の役割と自分らしい生き方ができるかということの視点で、ぜひ学校の先生方とお話していただければと思っています。

それから、調和的な発達3点ですけれども、学校で培った力というのは、生涯に渡ってもいろいろなことで役立つというわけです。例えば、肢体不自由のある子どもさんは、いろいろな困難がありますよね。例えば、筆記に困難があれば、このお子さんは、一生懸命小さいうちは、鉛筆を写真のようにもって書いていたのです。でも、いろいろな筆記が進化して、タブレットの画面上になぞるだけでこのように文字が記載されます。筆算なんかもこのように行い、プリントアウトして提出しています。ですから、学校でも、家庭でも使っていますから、生涯に渡って培っていく力につながるだろうと思います。

それから、自分の意思の表出について、時間は掛かるけれども、棒スイッチなんかを使いながらコミュニケーションを図るために、このような支援機器を使って行くとか、障害の程度が重くて身体は動かないのだけれども視線入力スイッチを使いながら、いろいろなことを選択できる支援機器もありますよね。ですから、これから自己実現していく上で、自分で選択するとか、自分の意見を述べていくというときに、こういう支援機器を活用することが、ひとつの参考になるのだろうと思います。

それから最後になりますが、個別の教育支援計画の作成ですけれども、こちらについては保護者の方ときちんと連携して、医療機関との連携、保健、福祉等との連携が欠かせません。そういう意味で切れ目ない支援をいかしていくことが大切となりますから、今後とも保護者の方々も含めて、連携を図りながら、この個別の教育支援計画を活用して、切れ目なくその子どもさんの可能性を伸ばしていけるようにということが、大切な視点だと思います。

それから、時間が随分押してきましたので、この辺については飛ばさせていただきますけれども、卒業者の状況を見ながら先のことを考えてみる、あるいは、就職等について肢体不自由のある子は、どんな職種に就いているのかなとか、どんな内容のかなとか、地域によっても違うと思うのですけれども、こんなこともひとつ参考に考えながら、学校の先生と将来のことについても、お話していただければと思います。

今回の学習指導要領においては、特に知的障害の教科については、充実と改善がされたということで紹介させていただきます。

それから、肢体不自由者である児童に対する教育を行う特別支援学校の配慮事項ですけれども、こちらの一部、新しくなりました。今回特に(1)(2)(3)(4)(5)があるのですが、順番が入り替わったところもありますが、特に(1)と(2)については、見直しをさせていただきました。

今回、認知の特性ということで、教科学習をする上でいろんな特性のある子どもさんが肢体不自由教育の中にもいるということ

で、いろんな研究がされてきました。そういう実情も踏まえて、いろんな感覚機能、視知覚ですけども、特に肢体不自由のある子どもさんは、図形の大きさ、形の位置、方向が分からないとか、図と地の関係性の中でなかなか読み取れないとか、図形を正しく模写できないとか、そういうことでいろいろな困難さがあると言われていますね。

例えば、ひとつの見え方として、ルビンの壺ですけども、壺に見えたりとか、あるいは、2つの顔に見えたりとか、見え方が切り替わりますよね。まず、壺を見てください、そして今度は2つの顔を見えるように自分で調整して見てください、こういうことを、肢体不自由のある多くのお子さんが非常に苦手としていると言われていますね。ですから、例えば、こういう図形について、学校の先生方がいろいろな工夫を、子ども一人一人の困難さに応じて、いろいろな手立てをしながら学習を展開しているという状況です。

次に、空間認知の面ですと、私が教えた子どもさんのものですが、非常に漢字の形を捉えることが苦手なのです。枠の中に書き込むのが非常に苦手ですし、細かなところですけども、ひとつの枠の中に書き込めないことがわかるかと思います。生徒は、一生懸命書いているのですよ。でも、見え方とか認知の困難さに応じて先生方は手立てや配慮を考えるのです。「電話」というふうに一生懸命書いているのですけれども、偏と旁、上と下に別れているものを捉える認知面の困難さがあることがわかります。ですから、何回も書けば直る、覚えられるということではなくて、いろいろな困難さを抱えている子どもさんに対して、肢体不自由教育の中では、特に大切にされている自立活動の指導というものがあります。

子どもさん、一人一人に対して学習上でとか、生活上の困難さをどんなふうに軽減していくかということで、学習指導要領に、特別支援学校に特別に設定された指導領域として、自立活動の指導があるのです。そういう視点で自立活動の指導についても、子どもさん一人一人の困難さに応じて、学校の先生方がいろいろなことに対応をしているという現状があります。

自立活動の改訂につきましては、ちょっと時間も押してきましたので、詳細については割愛することをお許しください。今まで6区分26項目とっていたのが、今度は1項目、健康の保持にひとつ加わって27項目になりました。これは発達障害とか重複障害者等も含めて、自己の行動とか感情とかを調整する、あるいは自分の特性です。苦手なことに対しても他者に対してきちんと主体的に働き掛けて、こういう困難さがあるのだけれども、自己理解をしながら学習環境とか生活とかをやすくしていくように、ということで今回新たに設けられました。

それから、理解と対応ということで対比していただきたいのですけれども、前は対応に関することとしていたのですが、やはり対応するためには、自分のことを理解し、自己理解を深めた中で対応していくことが大切ということです。ですから自分自身を知るために、いろんな学習活動が展開される必要がありますよね。それから、状況に応じた行動ということで、自己判断力が重要であることを、整理させていただいています。

それから、今回、自立活動改訂の④ですが、こちらは新設となっているのですが、先ほどちょっと強調させていただいたように、自立活動においても個々の児童生徒に対して、自己選択とか、自己決定する機会をきちんと設けることによって、思考、判断、表現していく力を高めていくことが大切であることが示されまし

た。ですから、保護者の方も含めまして、いろんな場で自己選択ができるように、そして決定できるような、そういうことを一緒に考えられたらと思ってお話をさせていただいています。

それから、最後の最後になりますけれども、個別の教育支援計画等を活用して、関係機関との連携を図って行ってくださいというのも新しくなったことです。特にポイントの2つ目になりますけど、黄色で囲っておりますけれども、本人とか保護者さんを含め、専門の医師とかそういういろいろな立場の方との連携のもとに記載内容を整理していくということを大切に、一人一人の困難さとか、あるいは特徴とかの情報を引き継いで、次の学びの場とか卒業後とかに引き継いでいくということが大切です。

自立活動は、自己理解を高めたりとかあるいは深めたり広めたりするというのも大切な内容ですし、いろいろな身体の動きを含めて、自分の力を最大限発揮していくということが大切になります。これは皆さんの資料にはないのですが、僕は国語の教員ですけれども、私の教え子の詩を紹介します。彼は、今は市役所で仕事しています。彼は、高校に行きたい、地域の高校に行きたいという願いを実現した生徒です。読みますね。

不思議な鏡／鏡が勝手に話し出す／足が悪くなかったら…／家の近くの中三生／仲間と部活、友達とけんか、兄弟と疾走／鏡が勝手に話し出す／いつも勝手に話し出す／ほくが鏡に話し掛ける／過去は変えられないよ／もしの人生は歩めないよ／未来は今から作られる／不思議な鏡また話そう

彼はこんな詩を書ってくれたのです。自分は非常に嬉しかったと思うのは、自分自身のいろいろな困難さも分かりつつ、自分との葛藤も出てくる自分もいるのですよね。夜寝る前に、妹の部活動の楽しい話を聞いて、いろんな葛藤から、いつも鏡を通して自分に話し掛けてくる。でも段々と大人になってきて、過去は変えられないけれども先は変えられる、前向きに生きていく。自分の可能性も発揮できるような、そんな詩を書ってくれたのです。障害の程度はいろいろあるかとは思いますが、一人一人の可能性と能力を伸ばす、そして、未来に向けて進む力、新しい時代に向けての資質・能力を伸ばすということを大切にしていくことをまとめとして、お話を閉じさせていただきます。

御清聴ありがとうございました。

第1分科会 「学校」

日時 平成30年8月21日(火) 15:30～17:00

会場 フェニックス・プラザ 地下大会議室A

研究協議題

「子どもたちの学校教育を支え、社会自立を育むため、PTAは、学校との連携をどのように深めていくか」

- 特色あるPTA活動を進めるための学校との連携のあり方
- 個別の教育支援計画の作成と参画のあり方
- 特別支援教育を進めるための交流及び共同学習のあり方
- センター的機能を活用し、学校間の啓発を促すためのPTAのあり方

指導助言者 平谷こども発達クリニック 円山事業所 はぐくみ所長 高野幸嗣氏

発表校・テーマ 沖縄県立那覇特別支援学校
「無理なく・楽しく・子どもたちの笑顔のための協力連携PTA」

発表者 沖縄県立那覇特別支援学校 PTA副会長 金城美香

司会者 沖縄県立那覇特別支援学校 教諭 森松春枝

発表要旨

1 発表テーマについて

発表のテーマは、「無理なく・楽しく・子どもたちの笑顔のための協力連携PTA」です。発表内容のキーワードとして「施設隣接、少人数のPTA活動、共室(ともにルーム)活動」を挙げました。

このキーワードを元に発表いたします。

2 学校概要

まず、始めに学校の概要を説明いたします。本校の大きな特徴として、キーワードの一つである施設隣接が挙げられます。本校は、医療型障害児入所施設「沖縄南部療育医療センター」(以下:「センター」)に隣接する特別支援学校です。この機能の一つとして、センター内に、医療型児童発達支援センター「わかたけ」(以下:「わかたけ」)を設けています。ここでは、自宅から通学している児童生徒の登校時に健康チェックを行ったり、学校活動中の水分補給や下校後のデイケアを行ったりしています。児童生徒は、自宅や「センター」、「わかたけ」から通学しており、通学できない児童生徒には訪問教育を実施しています。

在籍しているほとんどの児童生徒が、医療的ケアを必要としています。現在は、小学部19名、中学部20名、高等部11名、計50名の児童生徒が学ぶ、小規模な学校です。また、本校に通学できない児童生徒3名に関しては訪問教育が実施されています。

次に、学校の歴史を簡単に追って説明いたします。学校の歴史は古く、1960年に療育施設沖縄整肢療護園が開園したことで、近隣の小中学校の分教場としてスタートしました。それから、鏡が丘養護学校の分教室となり、1969年に琉球政府立那覇養護学校と独立しました。1972年には本土復帰により沖縄県立那覇養護学校と改名し、2007年に現在の那覇特別支援学校へと校名を

改め、次年度、平成31年度は創立50周年を迎えます。

次に、学校の環境についてです。本校は、那覇市の観光スポットである国際通りや県庁から、車で10分くらいの静かな住宅街の中にあります。周りには銀行、郵便局、県立看護大学、スーパーマーケット、公園などがあります。児童生徒の作品展示会を近隣の施設で開催し、作品やオープニングセレモニー等を通して地域との交流を行っています。また、1年を通して校外学習で公園に出かけ、季節の花や自然を身近に感じています。

簡単ではありましたが、本校の概要について説明させていただきました。本校の様子を少しでもおわかりいただければと思います。

それでは、本題に入らせていただきます。

3 PTA活動の組織運営の現状

本校のPTA活動の組織運営についてです。本校の児童生徒の半数が隣接する施設に入所しているため、保護者との関わりや連絡等で難しい面があるのが現状です。これらは、PTA活動へも影響しており、大きな課題として上げられます。実際にこのような状況のもと平成29年度は、PTA会長、副会長を選出することが難しく、役員不在のままPTA活動を行っていかねばならない状況が生じてしまいました。そのため、保護者が無理をせずPTA活動に参加できるように組織や活動を精選する必要性がありました。

こちらが、平成29年度の実際のPTA役員構成図です。PTA会長と副会長が不在のまま、顧問の校長と副会長の教頭、幹事と会計、PTA担当職員、評議員は各学部から数名程度の保護者を選出してPTAを組織しました。そのため、職員がPTA活動を先導していく形での運営となりました。これらの現状を踏まえ、まずは、保護者間のつながりを一番に考え、いろいろな活動への参加を促してきました。

4 取組の内容

まず、ここ10年ほどの本校PTAの取組を、いくつか順を追って説明していきますが、その前に、伝えておきたいことが一つあります。それは、「家庭から学校への通学」に向けての運動が実り、期間限定ではありましたが、自宅から直接、学校へ通学することができる通学生を置くことが可能になったのです。本校は、かつて「センター」入所・「わかたけ」通所児童生徒のみが通学することができる学校でした。しかし、家庭からの通学児童の入学・受け入れに向けて、献身的な活動を続けたところ、その活動が実り、短期間ではありましたが、家庭から通学が認められたのです。平成15年から20年の5年間を試行期間として「センター」入所・「わかたけ」通所をしていなくても、自宅から直接、学校へ通学することが可能になったのです。その結果、在籍する児童生徒が増え、それに伴いPTA会員の増にもつなりました。このPTA会員の増加に伴い、活動も活発化したこの頃に生まれたのが、「PTAの手作り新聞」です。14年間継続して取り組んできた、手作りのPTA新聞、わらびの発行があります。

校内の行事や学習活動、PTA活動の様子、時期的な話題など学校職員や保護者に記事を依頼し、保護者が中心となって編集を行い、年間3回発行しています。

まず、始めに平成20～27年度の取組を紹介いたします。

読書月間に学校のイベントとして行っている「読書フェスタ」へのPTAとしての取組です。

保護者の企画で、「寿限無寿限無」や「まんじゅうこわい」などの演目で劇を披露し、会場を盛り上げました。平成25年度までは週に2回、保護者が積極的に集まって練習し、小道具や衣装なども制作するなど本格的に取り組んでいました。

本校では、運動会、学芸会を「那覇(なっ)特(とく)祭(さい)」と呼び、隔年で体育的行事、運動会、学芸的行事、学芸会を行っています。そのPTA演技として披露しているのは、保護者が創作した「明日があるさ」の曲に合わせたダンスです。親子で踊るのが恒例となり毎回行事を盛り上げています。

沖縄では、生年祝いが盛大に行われます。特に、初めての生年祝いである「十三祝い」は、生まれた年の干支が巡ってきた節目に盛大に祝います。数え年の小学5年生をお祝いします。学校でのお祝いの式は、本人たちの豪華な衣装のお披露目から各学年の出し物、保護者からのお祝いの言葉、プレゼント等にぎやかに進みます。そのお祝いのプレゼントとして、保護者が中心となって折り紙で飾りを作り、おごそかにお祝いしました。

平成25年度は、隣接する「センター」の改築移設のため、「センター」入所、「わかたけ」通所の児童生徒は、本校から離れた場所(分教室)での学校生活になりました。二つに分離したこともあり、PTA活動が少し停滞した時期となりました。そこで、保護者が中心になり学校の雰囲気明るくしていこうと折り紙を使った壁画が企画されました。多くの保護者の協力のもと思いの詰まった壁画が出来上がりました。

続いて、平成28年度の取組です。PTAの雰囲気作りから始めようと、校長のアイデアで特定の保護者の出入りが多かった保護者控え室を「共室(きょうしつ)」と書いて「共室(ともにルーム)」と呼び、保護者の癒やしの場になればと設置しました。「共室(ともにルーム)」には、願いが込められており、扉にポスターが掲げられています。その願いは、『ここに集う皆さんが、一人ひとりの思いに「共感」し小さな願いを「共有」し、学校や子どもたちのために「共同」する互いが学び合う「共学」のスペースにな

れば!!と思っています。何もないけど、今こそ大切な「サンマ(三間)」はあります。「時間」・「空間」・「仲間」あと一つ「手間」はみんなで加えて下さいね。この部屋が皆さんの癒しの場「共室(ともにルーム)」になりますように・・・です。

また、PTAの評議員活動の精選を行いました。沖縄県特別支援学校全体の交流スポーツ大会に関わる仕事の「体育部」の活動を廃止し、「広報部」を中心とした新聞発行に重点を置きました。「共室(ともにルーム)」の願いを受けて、まず保護者同士が楽しく交流できるように教頭を中心としている様々なPTA活動「共室(ともにルーム)活動」が企画されました。1学期に「お抹茶を楽しむ会」、2学期に「メイクアップ講座」、3学期に「料理教室」を行いました。

1学期「お抹茶を楽しむ会」では、茶道の先生を招いて「茶話会」を企画・実施しました。抹茶を点ててもらい、お茶とお菓子をいただきながら、保護者同士の情報交換として交流を行いました。学部を超えた交流もできました。

2学期「メイクアップ講座」では、高等部3年の進路指導の一環として、美容部員、カネボウさんを招いて化粧体験の企画と一緒に取り組みました。化粧品の心地良い香りの中、美容相談やアドバイスをいただき、ゆっくり美しくメイクアップを楽しむことができました。

3学期「料理教室」では、琉球料理の研究者を招いて行いました。伝統的な家庭料理を子どもたちでも口にできるようにとアレンジ方法も学びながら、楽しい時間を過ごしました。また子どもたちも職員と訪れ、香りを一緒に楽しむ様子も見られました。

毎年、評議員の選出が難航し時間がかかっていました。在校生が少ない学年、学年1、2人のクラスもあるため、そのような保護者の負担を配慮したいという思いから、評議員が学年一人の選出となっていた会則を、学部内での数人の評議員を選出できるように変更しました。

平成29年度は、役員(PTA会長・副会長)不在と大きな問題を抱えてのスタートになりましたが、評議員の保護者を中心に活動に取り組みました。平成28年度同様に「お抹茶を楽しむ会」、「メイクアップ講座&排泄指導相談会」「料理教室」など、企画・実施しました。

役員不在の中、自主的な活動が見られるようになりました。評議員メンバーの趣味である紅型やエコクラフト作り等に、周りが興味を示したり挑戦してみたりと、他の保護者に教えながら楽しく活動する様子が見られるようになりました。評議員会の中で子どもたちが訓練等で使用していた立位台やバギー等を、「那特祭(なっとくさい)」でリサイクルしたい」との意見が出たことを受けて、他の保護者に呼びかけてサイズが合わなくなった訓練器具を集め、リサイクルしました。リサイクルコーナーや作品展の準備は、評議員だけでなく他の保護者も一緒になって準備をすることができました。

5 成果と課題

それでは、成果と課題について発表いたします。

成果としては、大きく3点あげることができます。

1、「お抹茶を楽しむ会」、「メイクアップ講座&排泄指導相談会」、「料理教室」など、いろいろな「共室(ともにルーム)活動」を企画・実施してきたことで、保護者間の距離が縮まり、交流を通して情報を共有することができました。子育ての悩みや進路の悩みなどを理解し合える関係を築けたことで、それぞれがもつ不安の軽減

ができました。

2、「共室（ともにルーム）活動」を通じた保護者同士の関わりの中で、趣味・得意分野の共有が生まれ、それらを一緒に楽しむ雰囲気やリフレッシュする時間ができました。エコクラフト作りで、カテーターケースを作るなど、実際に子どもたちの生活に関係するものをみんなで試行錯誤しながら制作することができました。

3、PTA 会長・副会長が不在の中、「共室（ともにルーム）活動」を通して生まれた新しい活動の形に多くの保護者が活動に興味を持ち、参加してくれるようになりました。保護者の中から「楽しい」、「また、やりたい」の声が集まり、前向きな活動へと繋げることができました。

このような成果の中、平成 30 年度の PTA 活動に向け、保護者の方から役員不在の解消に向けての動きが生まれました。実際に、平成 30 年度 PTA 総会にて役員を選出を行うことができました。PTA 会長を始め、各役職が配置され、しっかりとした組織運営ができるようになりました。

平成 29 年度は、役員不在のため、沖縄県肢体不自由児 PTA 連合会等にも役員の参加ができず、職員のみでの参加でした。しかし、平成 30 年度は PTA 会長・副会長の役員 4 名が実際に総会に参加しました。他校の役員と総会で名刺交換をし、情報交換できる関係を築くなど、積極的に PTA 活動に取り組もうという意識が高まってきました。

課題としては、①「センター」入所生の保護者との連絡と PTA 活動への参加、②卒業後の PTA 活動として青年教室の組織作り、があります。

最後に、那覇特別支援学校のシンボル「希望（ゆめ）の樹」を紹介して、発表を終わりたいと思います。「希望の樹」は、子どもたちの夢・希望が広がる素晴らしいステンドグラスの壁画です。壁画のイメージを作成するにあたり、授業中に描かれた児童生徒の作品を配して、児童生徒の「素顔」が垣間見られる、温かい作品となっています。

大きな樹が緑の枝を広げて皆をいだいています。水辺のおだやかな風景。卵からかえった雛鳥。それを見守る親鳥。森の仲間たち。元気に遊ぶこどもたち。空高く舞うワシ。青く澄んだ空には虹がかかっています。

これからも、子どもたちの希望の為に PTA みんなで支え合い、取り組んでいきたいと思っています。

御清聴ありがとうございました。

質疑応答・意見交換

【質問 福井県立福井特別支援学校P 漆崎】

「ともにルーム」がとてもよいと思った。日頃から保護者の活動の場として活用している。料理教室や、メイクアップ講座を企画しているが、常設の設備、例えば集える場所などがもともとあるのか教えて欲しい。

【発表校】

もともと、医療的ケア児の保護者の待機室で、保護者が待機をしている間少しでもくつろげるように冷蔵庫やエアコンを設置するなど部屋が少しずつ整備されてきた。それに伴い、待機する保

護者だけでなく、子どもの送迎で来校する保護者が立ち寄りたり、保護者同士が集まったりする場として定着してきたので、誰でも気軽に集えるよう、前校長の案で部屋の名前を「ともにルーム」として設置した。

【質問 大阪府立茨木支援学校P 木下】

来年度 50 周年と聞き、茨木も同じく 50 周年で親しみを感じた。課題で、卒業後の PTA 活動の取り組みとして、青年教室の組織作りがあげられていたが、同窓会とは別のことを言っているのか、または別の取り組みがあるのか教えて欲しい。

【発表校】

高等部を卒業してしまうとなかなか活動する場がないので、卒業生の保護者たちが有志で集まって約 2 カ月に 1 回、集まりを設けている。夏には校内のプール、冬はボウリングやクリスマス会、成人式のお祝い等の企画を青年教室の活動として保護者中心に取り組んでいる。近隣の特別支援学校の青年教室は、保護者と進路担当の職員、他学部の職員も加わって、土・日を利用して大体半日、月 1 の頻度で活動している。本校も小規模ながらも青年教室の取り組みを続けていきたいと考えているが、どのような形でやっていけば継続的に続けていけるか思案中である。もし他の学校で、成人した後の活動の場として青年教室のような取り組みをおこなっているところがあれば、取り組み方や活動の様子などをぜひ聞かせて頂きたい。

【質問 大阪府立茨木支援学校P 木下】

職員も一緒に活動しているということであったが、ボランティアとして関わっているのか。

【発表校】

今のところボランティアで関わっているが、職員も休日を返上しての参加なので、参加している職員に対して何らかの負担軽減を図ることはできないか模索中。

指導助言

平谷こども発達クリニック
円山事業所
はぐくみ所長

高野 幸嗣氏



平谷こども発達クリニックという医療法人が運営している福祉事業所の所長をしております高野と申します。今日は沖縄の那覇特別支援学校の保護者の皆様、先生方、遠いところから来られてお疲れでしょうに、大変素晴らしい御発表をいただきありがとうございます。

私の今所属している平谷こども発達クリニックは、発達障害とアレルギーが主な専門のクリニックですが、生活介護事業と放課後等デイサービス事業を平成 26 年から始めました。院長の平谷先生と以前から知り合いだった縁で、私は教員をしていたのです

が、ちょうど退職した年から福祉事業を担当することになりました。

事業所ですが3階建てです。バラが周りにいっぱい植えてあり、バラ祭りを今年行いました。

生活介護というのは、障害者総合支援法の障害福祉サービスの一つですが、就労継続支援のA型・B型とか、就労移行支援事業などと並ぶものです。利用者に日常生活面の事柄、生産活動、余暇活動などについてバランス良く組み合わせて活動を提供するというような事業です。

それから、放課後等デイサービスというのは、児童福祉法に規定されています。ちょうど今、長期休業中なども営業をしていますが、障害のある児童・生徒が有意義に余暇活動を行えるよう支援する事業です。

生活介護事業の様子です。(生活介護事業の活動の様子等をスライドで紹介 一略)

夏休みの放課後等デイサービスと生活介護の利用者が一緒に活動している様子です。

ちょうど福井特別支援学校の卒業生ですが、ピンボールなど自分たちの作ったもので子どもたちを遊ばせる夏祭りをしました。こういった生活介護の大人の利用者と子どもたちが、自然に触れ合えることができるということがうちの事業所の面白いところかなと思っております。

さて、今日の発表ですけれども、金城さんの御発表の「無理なく・楽しく・子どもたちの笑顔のための協力連携PTA」ということで、那覇特別支援学校の概要それから組織運営の現状、取組の内容などについて御発表いただきました。

平成28年度に保護者控え室を、共室と書いて「ともにルーム」というようにされたということでしたが、大変ユニークなアイデアだなと思いました。もとは医療的ケアの方の控え室であったということでしたが、それがこういう「ともにルーム」になって、そこで保護者がいろいろ交流できるようになったことが素晴らしい展開だなと思いました。これを校長先生が発案されたということも大事なポイントであると思いました。

また、29年度には施設隣接校ゆえの苦労があったということですが、活動を工夫されてリサイクルバザーなどもなさって、めげることなく取組まれてすごいなと思いました。また、正副会長が不在だという大変厳しいお話だったわけですが、そのことが逆に功を奏して、みんなが本気になったということで、平成30年度には本格的な組織ができ、良かったなあと感じました。

さて、課題について2点挙がったかと思います。「センター」入所の保護者との連携とPTA活動参加の問題、それから青年教室などの組織作りということです。

さらに、今日のグループでのワークショップからは、「魅力あるPTA活動を進めるための学校との連携、施設に隣接した小規模校のPTA活動について」というテーマが挙げられておりました。先の御発表とワークショップの課題をまとめると3つの課題になるのかなと思います。

1つは魅力あるPTA活動を進めるための学校との連携、それから施設に隣接した小規模校のPTA活動のあり方、そして卒業後のための組織作りという3点です。

1点めの魅力あるPTA活動を進めるための学校との連携ということについては、那覇特別支援学校のお話の中に、校長先生がリーダーシップを発揮されて学校とPTAとの連携が既にできておられ、答が出ているように思いました。

先ほど6班で御発表された方も校長先生だったかと思いますが、やはりPTAのPだけでは、なかなか難しい場合もあると思います。それを教職員のTが少しお手伝いをしていくという形、これは、どの学校もやられていると思いますが、このような連携がやはり大事だと思いました。魅力あるPTA活動を進めるための学校との連携は、今それぞれの学校で取り組まれているようなPTAと学校が密に協力する関係を続けていけばいいのかなという気がいたします。

2点めの施設と隣接した小規模校の場合、そういう施設隣接校のPTA活動のあり方はどうなのかということについて福井県の例をお話ししたいと思います。

福井県は、総人口は約78万3千人です。昨年の数ですが、全国43位です。福井県の位置は、だいたい国土の真ん中にあり、健康長寿の県と言われています。子どもを産み育てやすく、待機児童数は0で全国一位です。あと、お酒がおいしいことや、国体が来月開催されるということもご紹介します。

福井県内の特別支援学校の位置です。(スライドで紹介)

新しい特別支援学校は3つの障害に対応する特別支援学校として設置されております。ここの福井東特別支援学校ですが、病弱・肢体不自由の併置校で研究組織的には病弱に所属している学校なのですが、建物が、こども療育センターと隣接しています、このセンターの前身は、あかり整肢園といい、以前は福井特別支援学校と隣接していたのですが、昭和58年に小児療育センター(こども療育センター)として、県立病院の隣に移りました。同時に、福井東特別支援学校、特別支援教育センターなども併設してスタートしましたので、福井東特別支援学校は施設隣接の学校になったわけです。

福井東特別支援学校は、現在、ちょうど那覇特別支援学校と同じような規模、60名ほどの児童生徒数です。先ほど、那覇の方の発表で、PTA活動は、「学ぼう、楽しもう、元気になろうというスローガンでやっている」、「無理なく参加して楽しく子どもたちの笑顔のための協力」とおっしゃっていましたが、福井東特別支援学校のPTA活動も、「楽しく・学ぼう」ということを大事にしており、無理なく参加して楽しくということが那覇特別支援学校と共通かなと思って聞いておりました。福井東特別支援学校の児童生徒の3分の1ほどが施設等の利用者です。PTA活動では当日参加だけすればいいような役を当てるなど、役員を選ぶときに工夫をしているとのことでした。那覇特別支援学校では、評議員の役員選出方法を見直したということでしたが、福井東特別支援学校の役員についてもだいたい同じようです。小規模校や施設併設校のPTA活動では、行事の精選ということも大切で、会議や打ち合わせをできるだけ行事のある日と合わせて行うよう工夫しているようです。

その他、福井東特別支援学校の例でも、学ぶということが重視されており、進路先見学会などの行事をして「学ぶ」活動をしているとのことでした。

施設隣接校のPTA活動の課題について、これで十分解決するかどうかは分かりませんが、無理なくということと、参加できる条件等を考えて活動するということが重要なのだと思います。

さて、3点めの課題である卒業後のための組織作りー青年教室ということについては、あまりアイデアはなかったのですが、実はさっき講演された菅野先生の資料の13ページ、「学校卒業後における障害者の学びの支援に関する実践研究事業」という中に「障害者青年学級等の取組を行う公民館等の施設」という実践研

究の例が挙げられていました。これも、今後調べる価値があると思います。

今日、あまり話はできなかったのですが、保護者のニーズが子どもの成長に応じて変わってくるということがあります。特に学校を終えて卒業後、あるいは子どもの事業所でいえば保護者の方がもっと高齢を迎えたときどうなるのかということが、切実な課題になってきております。

青年教室というのも、そういう将来を見据えたものの一助になるのかと思いますが、卒業後の進路、福井県の肢体不自由特別支援学校の場合で言えば、半分くらいが生活介護事業所への進路ということのようです。そして福井東特別支援学校の場合、平成29年度ですが、12名の卒業生のうち福祉事業所関係がやはり9名というような状況です。菅野先生の御講演では、8割とおっしゃっていましたが、そういう福祉サービスのことについて、これからもっと勉強していく必要があるのかなと将来の青年教室の

話に合わせて思いました。

結論らしいことは出ないのですが、来月、福井県では国体が開かれます。先ほど教育長の話にもありましたが、今回の国体は全国障害者スポーツ大会と融合させるという話になっております。このような国体や東京パラリンピックの動きなどでもそうですが、障害のあるなしにかかわらず、みんながともに支え合って生きる社会の実現というのが大きな目標であると思います。

そして、今回の発表テーマにもありましたが、子どもたちが笑顔になるということが大事なことで、そのためにもまずPTAの皆様が元気になることが大切だと思います。

その上でPTA活動では無理なく参加できる条件を工夫することや、いろいろな関係者を巻き込んで将来に向けて取り組んでいくことが大事だということが今回の私の結論というか、まとめとさせていただきます。ありがとうございました。



第2分科会 「地域」

日 時 平成 30 年 8 月 21 日 (火) 15:30 ~ 17:00

会 場 フェニックス・プラザ 地下大会議室 B

研究協議題

「子どもたちの将来にわたり安全で豊かな地域生活を支えるため、PTAは、地域との連携をどのように深めていくか」

- 子どもたちが地域社会で豊かな学校生活を送るためのPTAのあり方
- 居住地域や学校生活において交流等を推進するためのPTAのあり方
- 地域生活及び学校外活動を豊かにするためのPTAのあり方

指 導 助 言 者	社会福祉法人 げんきの家	理事長	吉 田 謙 治 氏
発表校・テーマ	札幌市立北翔養護学校 「学校と保護者の連携による地域交流」		
発 表 者	札幌市立北翔養護学校	PTA会長	豎 田 恵 子
司 会 者	札幌市立北翔養護学校	教 頭	益 満 等 之

発 表 要 旨

1 はじめに

第2分科会、地域ということで、「肢体不自由のある子どもたち一人一人の生きる力を育むため、PTA活動はどうあるべきか」、ということで、これから北翔養護学校のことを説明しながら進めて参りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、大きな研究大会を企画・準備いろいろされてこられたことは非常に大変だったと思います。福井特別支援学校の皆さん、本当にありがとうございます。

それから、昨日、私、福井に入りました。暑いですね。北海道から来ている方もこの中には何人かいるのですが、北海道はすでに朝夕は秋風が吹いておまして、大雪山は初雪が数日前に降ったというようなことで、大きな気温差を感じているところです。

2 学校概要

北翔養護学校の概要ということで、若干説明をさせていただきます。本校は、札幌市西区発寒地区にある、小学部・中学部・高等部の3つの学部を併設する特別支援学校です。自力で移動できない肢体不自由とそれ以外の重度の障害が重複している児童生徒が通学しています。札幌市立特別支援学校管理規則では、入学資格の一つとして「通学に当たり常時付き添いが可能な保護者が札幌市に居住する」という項目があります。児童生徒は自家用車か福祉車両で通学している学校です。これは15ページ以降に、書いてあることの抜粋になりますので、簡単に飛ばしながら進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。児童生徒は3学部合わせて28名です。医療的ケアが必要なお子さんがだいたい20名ほどおります。職員は教員の他、介護員が6名、学校看護師が3名、調理員の方が5名、他事務職員、そして作業療法士3名、理学療法士3名の計66名が所属しています。給食は自校給食です。子どもたちの実態に合わせて、普通食からペースト状までの5形態で提供しています。また、1週間の中で作業療法士、理学療法

士が1回ずつ両方のケアを受けることができます。さらに、札幌市教育委員会が外部の整形外科医と歯科医と契約していて、限られた回数ではあるのですが、様々な相談に応じていただいているということです。

次に北翔の歴史を紐解いていきたいと思っています。実は札幌市内には、札幌市立の特別支援学校と、北海道立の特別支援学校があります。私は札幌市の学校の教頭なので今回は本校を中心に札幌市立の学校の説明をさせていただいた上で、本題に触れていきたいなと考えています。北翔養護学校の歴史ですが、古い話で大変申し訳ないのですが、昭和35年、北海道内でポリオが大発生したのです。それに伴って、札幌市が昭和37年に就学前の子どもたちに治療と訓練をする「札幌市マザーホーム」というのを開設しました。その後、生ワクチン等の開発等でポリオ激減。しかし、肢体不自由児に占める脳性まひの割合が高まるとともに、子どもたちの障害の程度は年々重度化していく傾向にありました。「札幌市マザーホーム」はその後「みかほ整肢園」という名前になりました。そこに通園していた重度重複障害のある子どもたちは、なんとか小学校に通いたいというふうに考えていたのですけども、なかなか通う学校がないということで、就学猶予という形を取らざるを得ない子もいたようです。その保護者たちが中心になって、この子どもたちのための学校を作ってほしいというのを議会に訴えまして、非常に粘り強い陳情を行ったと聞いています。その結果、昭和47年に札幌市立美香保小学校肢体不自由学級(つぼみ学級)が開設されたということです。代は変わっていますが、学校で学ばせたいという思いは今も引き継がれていますよね。堅田PTA会長「そうですね、やっぱり子どもには学校に行って成長してもらいたいというのが親の願いなので。」そのような願いを受けて、私どももできる限り保護者の願いに沿うような、もちろん子どもたちの願いに沿うような教育をしていこうというふうに考えているところです。その後、様々な変遷を経まして、平成4年に小学部を対象とした札幌市立豊成養護学校が開校しました。その後、平成16年に札幌市西区の発寒というところに、本

札幌市立北翔養護学校が開校し、中学部、高等部を併設していただきました。

平成 28 年に学区を分けるような形で、札幌市南北で分ける形で、北にいる子どもたちは北翔に、南に居住している子どもたちは豊成に、というようなことで通学することになりました。北翔養護学校は小中高の各学部そろっています。

北翔養護学校が建てられた場所は、元々地域の方が利用する「市民農園」でした。そこには写真にもちょっとあるのですが、大きなボプラの木があって地域のシンボルとして親しまれておりました。そのこともあってか、新設された敷地には、遊歩道や東屋、ベンチなどが設置されておりまして、地域の方たちが自由に行き交うことのできる空間となりました。現在も地域の方が気軽に休んでおられたり、老人クラブの方が体力作りのために本校を利用したりというようなこともあって、開校当初から地域の方と結びつきを大切にするという土壌があった学校です。

3 取組の内容

本題にもかかってきますが、本校の取組を少し、ご紹介していきます。子どもたちは、卒業後、地域社会で生活していきますので、保護者には在学中に子どもに様々な社会体験をさせたいという願いがあります。地域交流の機会が重要と学校としても考えています。保護者が、日常的に学校へ要望や意見を伝えやすい状況を整えるように努力しています。全ての意見が反映されるわけではありませんけれども、保護者と学校との間で協働の意識が構築され、地域交流の取組についても内容の充実等、実のあるものになっているものと考えています。叶えられないこともありますけれども、保護者との話はしっかりできていますつもりです。

では、取組を写真も交えながら説明させていただきます。現在行われている、地域との連携や交流活動について写真を見ながら説明していきます。こちらは「花いっぱい運動」ですね。春先にありました。本校は元々は地域の方たちの、市民農園だったこともあって、「手伝うよ。」って言ってくれたことからスタートしております。その方たちもどんどん高齢化されたということもあり、去年、今年あたりは学校に入っている造園業の方に主に力を借りたりしながら、地域の方たちにも、「こういうふうに植えたいよ。」と子どもたちに、実際に手を触れながら教えていただいたりしております。本当に綺麗な状況になっております。

それから、「すこやか倶楽部さん」です。これは先ほどもちょっとお話ししましたが、老人の方たち、体力作りで本校に来ていただいているのですが、介護予防センターというところの取組で、お年寄りの方が体育館を使うときに、本校の子どもたちも一緒に身体を動かしたりしているところです。

このほかにもたくさんあります。ただ、時間の関係で割愛させていただきますけれども、「卒業生を送る会」には、地域のお父さんたちに集まってもらい、連合町内会の役員さんや近隣の小学校の校長先生とかにも手伝っていただいたりしてお餅つきをしたりしております。今、学校に来てくれる方の活動を説明したのですが、今度は本校の児童生徒が外に出るような活動を説明したいと思います。

校内での活動、行事では保護者は任意の参加です。しかし、学校の外での活動の場合は医療的ケアや緊急時の対応のため保護者に付添いをお願いしています。ただ、多くの保護者が単なる付添いではなく、子どもの教育に関わっているというスタンスで臨ん

でいただいているというふうに私どもも思っておりますし、お母さんたちからもそういうふう聞いております。PTA 会長さん、本当にありがとうございます。いつも本当にお世話になっております。

校外学習と地域学習という活動があります。まずこの校外学習ですが、これは学校を出発して学校に帰ってくる活動です。近くの公園、コンビニエンスストアなどに買物に行ったり、近くの神社のお祭りを見学したり、地域の中で様々な社会体験を行います。それから、現地学習というのは、現地集合、現地解散というような活動です。ちょっと大きい商業施設や美術館・水族館等に集合して 1 日活動を行い、現地で解散するというような活動です。レストランで食事をします。長時間の活動になりますので、こちらも工夫がいろいろ必要です。食べ物についてですとか体調管理ですとか、そういったところでは気を遣うところですが、堅田さんのお子さんは北大祭、北海道大学のお祭りに参加したということですよ。大学の学生さんも非常に協力的だったりして、とても有意義な活動でした。

札幌市の取組として、地域学習というのがあります。地域学習というのは、特別支援学校の児童生徒が、自分の暮らす地域の子どもたちとふれあうことを目的として居住地の小中学校の授業や学校行事への参加ということをしています。居住地学校交流ということですかね。こちらも写真を見ていただきたいのですが、自分が住んでいる家の近くの小学校や中学校に行って、一緒に行事などに参加させていただいています。北翔養護学校は、さっきも言ったとおり、ちょっと人数が少ないので、子ども同士の活動が少ない中で、こういうふうに大きな集団に混ぜてもらおうということは、本校の生徒たちにとってもいい刺激になっているのではと思っているところです。ただ、学校の外で行うことで、その日の子どもたちの健康状態、その日の気温、天候、トイレ、食事に関わる二次調理の場所の確保など、様々な配慮事項や制約があって、思うように実施できないこともあります。子どもたちの社会体験、また障害がある子どもたちの頑張っている様子を知ってもらいたいという思いがもちろんあるので、とても大きな意義がありますが、工夫をしながらこういう取組を学校と保護者が協力して行っているところです。堅田さんにお伺いしますが、私ども学校の教員としては、社会の中で生きる子どもの姿、それから卒業のことも考えるとといったところでは非常に大切なことだと考えているのですが、いかがですか。

堅田 PTA 会長「家族で外出するのとちょっと違って現地学習になると、先生たちが事前にトイレとか食べ物とか前もって実際に見てきてくれ、安心して外出できます。だからみんなすごく重要視していて、子どもたちがすごく楽しそうにしている顔も見られます。子どもたちにとっても、とってもいいし、保護者も先生たちに感謝しながら楽しみながらやらせていただいています。」

ありがとうございます。このようなことで取り組んでいるところです。

次に、他にもいろいろ交流をやっております。近隣の小学校との交流。写真、全部を説明する時間はありませんけれども、本当に北翔養護学校のすぐそばの小学校、これは年間 2 回。それから近隣の高校との交流も行っています。工業高校の生徒たちは昨年、自作のロボットを持参してくれました。数年前はドローンを持ってきてくれたのですが、学校のカーテンのようなところに絡んじゃって、非常に困った顔をしていました。相当高価な物だったらしく、直すのも大変だったみたいなのですが、そういうふう

に工業高校の子たちも自分たちの作った物を見せる場という形で来てくれたりしています。それから、学校祭の見学も中学部と高等部の生徒は他校の学校祭の訪問もしています。近くにある中学校、高校、それから市立総文体（いちりつそうぶんたい）という、札幌市立の高校の総合文化体育大会なんかにも参加させていただいてまして、学生同士、ちょっと世代を超えて、そういうところでも外に出て行って有意義な活動をさせていただいているというところですよ。

4 成果と課題

最後になりますけど、今後の現状と課題を説明させていただきます。

本校においては、学校と保護者との結びつきは強いもののPTA活動を行うことは意外に難しいです。それは、子どもたちの健康状態が不安定だったり、登校回数に限られているとかだったり。登校後に区役所へ手続きに行かなくちゃいけない保護者がいたり、お母さんが体調を崩して校内で静養するっていうようなこともあったりし、集まって話し合いや作業を行うということが意外に難しいなと考えています。したがって北翔でのPTA活動は「無理せず、できる範囲で」ということをモットーにすすめているところです。ここにも書きましたが、保護者と学校の連携の強化が鍵というように思っているところです。できる範囲でということが大切かなと思っているのですが、堅田会長、どうですかね。

堅田PTA会長「そうですね、私も全然無理しないでやるようにはしていますが、やっぱり一人だけではできないこともたくさんあるので、周りの人の協力も必要で、他の学校がどういう感じで活動しているのか、この後、聞いてみたいと思います。」

先ほどもお話ししましたが、地域交流をはじめ、学校の授業や行事に関わっては、学校と保護者が連携して行える環境があって、子どもたちのためにより良い学習を二人三脚で模索すると、さらに、活動の効率化の検討を今後も行っていきたいと考えております。学校の考えと保護者の思いが全て同じとはならないため、難しい部分もあることはあるのですが、学校運営を連携して行っていくことについては共通した認識もっています。子どもたちのことを第一に考えて、お互い粘り強く建設的な対話を続けていきたいというふうに考えているところです。

御清聴ありがとうございました。

質疑応答・意見交換

【愛知県立ひいらぎ特別支援学校 PTA会長 大塚】

愛知県のひいらぎ特別支援学校のPTA会長の様です。北海道は行ったことがないので、寒さをこの時期体験したいなと思いましたが、貴重なお話、ありがとうございました。我が校は120人くらいの児童生徒数なので、かなり規模が違うのですが、役員構成、どういうふうな形なのかと気になったものですから、教えていただけたらと思います。

【発表校】

執行部は会長1名に副会長2名、あと会計と書記が1名ずつぐらいです。あと、みんな学校に待機しているので、何かお願いしたら手の空いている人は手伝ってくれたりします。

【愛知県立ひいらぎ特別支援学校 PTA会長 大塚】

かなり、ほとんどの保護者が学校にいますね。

【発表校】

基本全員、子どもがいる間はいます。

【発表校】

少しお話させていただきますと、本校の学則というか、札幌市の特別支援学校管理規則の中で、本校に通学するにあたって、常時付き添いが可能な保護者が札幌市に居住すること、とあります。学校管理規則です。これ以上は言えないのですが、そのようになっているということでございます。

【愛知県立ひいらぎ特別支援学校 PTA会長 大塚】

私も北海道の支援学校の状況が読めていないのですが、札幌には北翔さんともう1校ありますね。他の道内の支援学校も同じように付き添いをされているのですか。

【発表校】

札幌市だけです。北海道立の学校もあるのですが、札幌市内には道立と札幌市立で5つの肢体不自由の学校があります。道立校と市立校は学則が違う状況です。

【愛知県立ひいらぎ特別支援学校 PTA会長 大塚】

ありがとうございます。

【福島県立平支援学校 前PTA会長 赤津】

福島県立平支援学校、前PTA会長の赤津と申します。ただいまの説明で北翔さんだけが医ケアの子どもも含めて保護者が学校の中に一緒にいると伺ったのですが、なぜ保護者が学校にいないといけいのでしょうか。

【発表校】

それには16ページのところに若干触れているのですが、最初のことは私も知らないのです。この時期のことは、昭和35年のことですので、ちょっと分からないのですけども、とにかく肢体不自由のある子どもたちの行き場がなかったと。そのときのお母さんたちが一生懸命でした。なんとかこの子たちを、保護者が一緒に行ってもいいから学校作ってほしいという強い要望をしたそうです。それに対して、非常に長い時間、長い議論を重ねたということを知っています。それに札幌市が応える形で、当時まだ医療的ケアという言葉も多分なかったと思うのですが、その状況で今に至っているというふうには私は伝え聞いております。

【福島県立平支援学校 前PTA会長 赤津】

わかりました。

【静岡県立東部特別支援学校 PTA会長 飯島】

静岡の東部特別支援学校の飯島です。保護者の付き添いがあったとしても学校に行かせたいってことだったのですけれども、そういう希望もあるとは思いますが、将来的にお子さんにとっては保護者との分離も必要で、個々で外に出るっていう経験も必要じゃ

ないかと思うのですけれども、そういったところはどうお考えでしょうか。

【発表校】

はい、札幌市議会議員に代わって言わなくちゃいけないような気持ちになってきていますが、実はそのことについては、本当お答えできない部分ではあります。ただ、実際に今おっしゃられたようなこと、将来子どもは一人で生きていく、社会に出ていくことを考えたときには、当然そのことについては、今後札幌市で話し合っていかなければならない、今後話し合うという段階にあると聞いております。

【静岡県立東部特別支援学校 PTA会長 飯島】

はい、わかりました。

指導助言

社会福祉法人 げんきの家 理事長

吉田 謙治氏



私はこの福井市の北部の方にあります、社会福祉法人げんきの家の理事長をしております吉田と申します。よろしく申し上げます。このたびは、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会福井大会ということでお招きいただきまして本当にありがとうございます。役不足ではございますが、指導助言という大役を仰せつかりまして、どうか一生懸命やりますのでよろしく申し上げます。

実は私も重度重複のある35歳になる息子がいます。ミレニアムと言われたちょうど2000年と2001年の2年間、当時は福井養護学校、今の、福井特別支援学校のPTA会長をさせていただきました。ちょうど会長時代にはこの全肢P連の大会で言えば、三重県鳥羽市で行われた大会、それから岩手県の盛岡市で行われた大会、この2回参加させていただきました。鳥羽では、とても美味しい伊勢海老をいただきましたし、盛岡では、これまたそこでしか食べられないわんこそばをいただきました。大変お世話になり、ありがとうございます。三重県と岩手県の人には本当にお礼を言いたいと思います。残念ながら食べ物の方は覚えているのですが、内容については・・・皆さん、福井にもたくさん美味しい食べ物があります。今時期ではありませんが、かにをはじめ、ソースカツ、それからソースカツ丼、おろしそばなど、とても美味しいですから、ぜひ堪能して帰っていただきたいと思っています。

そんな話ばかりしてはいけませんので、まずはパワーポイントで施設の紹介を若干簡単にさせていただき、その後、先ほどの北翔養護学校の発表について少しコメントをさせていただきます。そして、皆さんのワークショップを見ながら少し感想を述べさせていただきます、最後に少しまとめや私なりに考えてきたことを皆さんにお話ししたいと思っています。施設を運営しているところで、いろいろ感じたことなんかをお話しできればと思っております。

ます。

げんきの家は、今からちょうど20年前、今年21年目になるのですが、まさしく養護学校の親御さんが集まって作りました。ちょうど7組の親で作りました。そのとき、養護学校の先生も関わってくださって、一緒に立ち上げをしていきました。いろんな大変さはありませんでしたが、空中分解しないように最初この理念を決めました。目指すものって言い方だったのですが、重度重複の重い障害、医ケアの人は一人でした。鼻注の人でしたが、他の6人はまだ医療ケアはありませんでした。そういう人たちの親で始めたということで、重い障害のある人たちが地域の中で、地域の中というよりも社会に出ていくためにどうしたらいいのだろう、いやどういふような施設を作ったらいいのだろうという理念がありました。今、我々のやっていることはだいたいここに集約されています。

どんなに重い障害を持っていても一人一人の願いが実現される社会を目指していきましょうということです。それから町の中で、町の普通の人と同じ仲間だというような、そういうふうに見える関係を作っていきましょうというようなこと。それから、もう一つは、先ほど重度の人がどういふふうにしたらコミュニケーション・意思疎通ができるのだろうということです。重度でも、社会で価値があるのだよということを社会に訴えていきたいということです。この三つが大きな理念で始めました。

先ほどの北翔の発表についてですけど、大変細かく分析されていて、教頭先生とそれから会長さん、お二人でということで、名コンビでの発表で良かったなと。やはり良かったかなと思っていたのは、障害っていうのはそういう理解を進めるっていうのは実際会ってみて、それから話して、触れ合ってみてとといったことで大きく進んでいくのではないかなと思っています。まさしくこの学校の実践っていうのはそういうことをされていたので、とても素晴らしい発表だったと思うし、皆さんも大いに参考になったのではないかなと思っております。

特別支援学校の形態はいろいろありますね。あとはワークショップについてですが、皆さん、活発に話されて、さあこれからみたいな時に終わって時間切れになっちゃったのが少し残念かなと思いました。

以上私の簡単な総評になってしまいましたが、今日一つだけ言いたかったのは、げんきの家のニュースです。これを毎月出しているのですが、6ページに、呉秀三さんっていう精神科のお医者さんの映画が今度、「きょうされん」の映画になります。それで一応載せたのですが、つい最近も尼崎と寝屋川でそういう自宅監禁といいますが、そういったことで亡くなったり、それから保護されたりっていうそういう事件がありましたね。今年2018年ですよね。1918年、今から100年前です。ちょうど100年前のこの年に呉秀三さんや当時の厚生省が調べて、自宅監禁について調べた報告書が出たのです。その中で呉秀三さんが言った言葉があるのですが、「我が国何十万の精神障害者は、実にこの病を受けたる不幸の他に、この国に生まれたる不幸をさぐるものというべし」ということです。絶対こんなことになってはいけません。ぜひ、この言葉を忘れずに。それからこの映画は多分全国で放映されるはずなので、良かったらぜひご覧になってください。

それと、もう少しいろいろお話をしようと思いましたが、時間になってしまいましたので、いろいろ地域を巻き込んだ話、よさのうみ福祉会のこともこの間Eテレでもやっていたね。そういったことなんかも少し紹介しようかなと思ったのですが時間

がなくなってしまったので、PTAの活動では地域を巻き込んでグローバルに展開して活動していくことはなかなか難しいというようなことがあるかもしれません。活動する一番の原点は、やはり障害のある仲間たちのことだと。仲間たちがど真ん中に活動しているから、全てその人なるのことを考えれば答えが出てきますというようなことをおっしゃっていました。やはり、そういったことはすべて通じるのではないかなと思っています。ですから、こういう特別支援学校のPTAの活動にしても、もちろん先生方の御努力もあると思いますが、いろんな日々の活動にし

ても、やはり子どもたちをやはりど真ん中において、いろんなことを活動されていく、子どもたちの将来のためにどうしたらいいのかなとか、学校生活を充実するためには何をすればいいのかなというのは、そういったことはそこで答えが出てくるのではないかなと思っています。

私どもの施設も微力ですけど、常に先ほどのように理念でないですけど、考えながら、常に利用する仲間を真ん中において、考えながらやっています。これからも頑張っていこうと思っています。どうもありがとうございました。



第3分科会 「福祉」

日 時 平成 30 年 8 月 21 日 (火) 15:30 ~ 17:00

会 場 フェニックス・プラザ 1F 大ホール

研究協議題

「子どもたちの現在、将来の自立生活を支え確保するために、PTAは、福祉機関等との連携をどのように深めていくか」

- 療育支援センターや関係する施設等に対する理解啓発のためのPTAのあり方
- 豊かな生活を築くためのデイサービス等の整備や福祉制度の活用について
- 卒業後に向けた日中活動（通所・施設）と生活支援、介護サービス等のあり方

指 導 助 言 者 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課障害児・発達障害者支援室
障害児支援専門官 鈴木久也氏

発表校・テーマ 茨城県立水戸特別支援学校 「福祉関係機関とのつながり」

発 表 者 茨城県立水戸特別支援学校 PTA会長 小池宏美
PTA副会長 澤 晶 真由美

司 会 者 茨城県立水戸特別支援学校 PTA副会長 菊池由美子

発表要旨

1 はじめに

本日は、「福祉関係機関との連携について」が協議題ということで、本校PTA活動の中でも福祉の関係機関との関わりについての御紹介を中心に発表させていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

写真は、本校の正門から見たところと、昨年度、PTA研修会でうかがった「国際福祉機器展」の時の集合写真です。3年に1度、国際福祉機器展への研修会を実施していましたが、「また行きたい!」「次回はぜひ行きたい!」という声が多くあり、とても好評でしたので、次年度からは隔年実施の方向となりました。

2 学校概要

さて、本校の概要について簡単に御紹介いたします。茨城県内には肢体不自由特別支援学校が3校設置されております。下妻特別支援学校、つくば特別支援学校、そして本校の水戸特別支援学校でございます。水戸市内の南側に位置しておりまして、国道6号線、通称「水戸街道」と言われる道路が敷地の隣を沿うように通っています。周辺は住宅も多く、コンビニや飲食店なども近くにあり利便性の高い場所に立地しています。通学区は広範囲にわたっており、寄宿舎の併設もしておりますが、茨城県の地図上に色のついた線で示してある通り、スクールバス7台で送迎が行われております。

児童生徒数です。ここ数年は200名を少し超えた数で推移しており、今年度は、小学部101名、中学部36名、高等部68名で、合計205名の児童生徒がおります。学校へはスクールバスでの通学が90名、保護者送迎が44名、寄宿舎からが20名、隣接する茨城福祉医療センターからの通学生が25名、訪問教育生・その他として26名です。この26名の中には茨城福祉医療センターの

方が14名おりますので、通学生と合わせると計39名の児童生徒がセンターからということになります。

医療的ケアについてです。本校でも医療的ケアを必要とする児童生徒が増えており、今年度は25名のお子さんたちが対象となっております。看護職員さんは4年前の5名から2年毎に1名ずつ増え、昨年度からは7名の看護職員さんが時間を調整しながら対応していただけるようになっております。保護者としてはとてもありがたく思っております。

3 本校の特色

次に、本校の設立と特色についてです。設立は、現在本校に隣接する「茨城福祉医療センター」の大本でございます「県立ひばり学園」という医療施設内に設けられた施設内養護学級が昭和37年に県立養護学校として創立されました。その後、「茨城県立こども福祉医療センター」と改名され、子どもたちの整形外科専門病院と入所施設を兼ね備えた医療センターとなりました。もともとこの医療施設内にあった学校なので、廊下続きで行き来することができていて、当時から保護者とともにお互いの業務を理解し合いながら連携して教育活動が進められてきました。現在の医療センターは、4年前に道路を挟んだ向かい側に医療法人が開設しました。開設に当たっては法人と学校職員や保護者等で意見交換が行われました。それもあって、学校と医療センターとの連絡会やDr.による整形外科相談、OT・PT・STのセラピスト訪問や緊急時の診療など、以前と変わらない連携・協力体制が保たれています。この体制は県内唯一の医療機関が隣接している学校としての特色でもあります。

4 本校のPTA組織と活動

本校PTAの組織についてです。本部役員は保護者と学校の職員を合わせて14名で構成しておりますが、「学年委員会」、「地区

委員会」そして専門委員会の「研修委員会」、「整備委員会」、「広報委員会」の各委員会が加わり、拡大役員会を組織しております。各委員会の構成員は、学年・地区各委員会の副委員の方々が当たるように、5年前に組織をスリム化しました。「役員会」は年間9回、「拡大役員会」は年間3回実施しています。また、特別委員会として、次年度の役員を選考していく「役員選考委員会」が年度途中から行われます。これは、小学部から高等部の学年の方々12名で構成されます。役員の選考についてですが、「会長」と「監事」を全体で各1名、「副会長」が各学部から1名ずつで3名を役員選考委員会が調整しながら選出します。「書記・会計」は会長が委嘱することとなっております。

年間のPTAの活動、事業については御覧のとおりです。例年行っている活動や事業に加え、昨年度からの新規事業として、イオン幸せの黄色いレシートキャンペーン活動に登録して活動を進めております。

5 PTA活動と福祉関係機関との関わり

それでは、活動の中でも、特に福祉関係機関との関わりについて御紹介していきたいと思っております。

「学校全体ではなくて、PTAの地区活動の中で福祉制度についての学習会を持ちたい」という声があり、地区の茶話会の中で研修会を行いました。その結果、市町村によってはサービスの状況に違いがあることもわかりました。昨年度は、水戸市役所の障害福祉課の担当から福祉施設利用に関する資料をもとに、施設の現状、制度面と利用手続きの手順や方法など、市の福祉サービスについて詳しい話をいただきました。このことにより、「市役所が身近に感じられるようになり、相談にも行きやすくなった」との声も多く、充実した内容となりました。また、自立生活センターの施設の代表の方に、在学中に利用可能な短期入所施設や福祉サービスなどについてのお話をいただいたり、他の地区でも地域の施設代表で相談支援専門員の方に来ていただき座談会などを行ったりしました。

研修委員会が主催する「施設の訪問・見学」です。会員からのアンケートや要望をもとに毎年実施しています。通所や入所の施設、放課後等デイサービスや医療的なケア児の預かり可能な事業所等について、1回の見学会で2か所の施設を見学しています。今年も「就労支援施設」と「障害者支援施設」の見学に行っていました。毎年30名を超える会員の参加があり、少しずつではありますが、福祉関係施設の現状について理解が進んでいます。地区委員会が主催する施設見学も行っています。これは、将来の進路にも関わってくる居住地周辺の施設を、その地区の保護者の皆さんで訪問見学することで、地区の保護者と施設との関係を深めることも目的としています。また、今までにない取組として、障害種の異なる近隣の特別支援学校のPTAとの合同の施設見学会や、地域生活を充実させるために一緒に昼食をとりながら様々な情報交換会もしています。

PTA主催のバザーへの福祉施設の出店ブースについてです。本校のPTAバザーは保護者と先生方の持ち寄ったバザー品の出店だけではなく、卒業生がお世話になっている就労支援施設や、保護者の方が立ち上げた生活介護や放課後等デイサービスの施設などにも出店をしていただいております。本部役員会の中で出店を依頼する施設などについて検討し、役員が会場準備や当日の施設関係者との連絡調整を行ってまいります。昨年度は高等部の現場実習でお世話になっている8施設に出店していただきました。施

設の職員さんや販売員となった卒業生との交流の場面が多く見られました。

ひたちなか総合病院リハビリテーション科の「理学療法士・介護支援専門員」の資格がある方に「日常生活の様々な場面における、腰痛予防につながる効率的な介助の仕方」と題して講義・実技をいただきました。生活の中での様々な場面での適切な介護の方法を学び、介助者の身体への負担の軽減と、腰痛等の予防や防止につながる内容でした。とても好評で、椅子やベッドへの移乗のさせ方や、便利グッズの紹介などをいただきました。繰り返しの研修の必要性和関係機関とのつながりが大切であると感じ、第2回目の研修の予約を同講師にお願いしました。

本校のボランティアスクールは、12年前の平成18年に当時の会長をはじめPTA役員の皆さんで立ち上げました。子どもたちが小さい頃からボランティアさんと関わることで、保護者も含めて、家族以外の方からの介助に対する不安が解消されるのではないかと、また、豊かな人間関係が築けるのではないかと、それが子どもたちの将来につながっていくのではないかと、ということがスクール設立のきっかけでした。対象は、高校生、大学生、社会人で定員50名とし、年間5～6回実施しています。内容は、福祉に携わり経験を積まれた方による講義や車椅子の操作のレクチャー・工作・ゲーム・外出時の実技などです。その中でも特に福祉関係機関と関わっている内容について紹介いたします。開校式から最終日の演習と閉校式までを合計6回の計画で実施いたしました。左上の写真は講師を招いての講義や実際に非常食を作って食べてみるという活動の写真です。初日には、常磐大学の池田先生に「ボランティア活動の意義」について講義をいただきました。左下の写真です。また、スクールが開講されてから11年間という長い期間にわたり、相談支援専門員でもある障害者支援施設で、主に自立訓練サービス・生活介護サービスを実施されている施設の代表の方に「障害への理解とかかわり方」と題して講義をお願いしています。

この施設は、在学中のお子さんの相談や現場実習、卒業後の進路で大変お世話になっております。約90分間の講義内容については、一方的に聞くだけでなく、ペンで絵を描いたりグループで話し合ったりとアクティブな内容で、笑いがあっても涙もあるとても充実した内容となっております。

こちらは、人のつながりと共生社会の実現を目的としている「茨城NPOセンター・コモنز」という市民活動団体が取り組む活動に、ボランティアスクールの事業の中でPTAが関わっているものです。

水戸市が開催している「水戸まちなかフェスティバル」という大きなお祭りの中で、この団体が取り組む「タウンモビリティ」に参画しています。タウンモビリティとは1980年代にイギリスではじまった仕組みで、「外出や移動が困難な人が街中を気軽に散策できるように支援すること」だそうです。車椅子に乗って大通りを移動する体験や、アイマスクをしながら、白杖を使って歩いてみる体験を一般市民の方々と行っています。

福祉避難所と水戸駅前での避難訓練についてです。平成24年に水戸市から福祉避難所の指定を受けたことをきっかけに、PTA役員会で話題に取り上げ、災害時を想定した訓練など、学校をはじめ水戸市や福祉団体の活動に協力しながら取り組んでいます。水戸市主催で学校を会場に行われた福祉避難所体験や説明会への積極的な参加、福祉団体の企画する水戸駅周辺での避難訓練にも参加しました。実際に子どもたちや保護者が、どこにどの

ように避難できるか？そして何ができるかを考えさせられる体験となりました。学校では、水戸市危機管理課や水戸地方気象台、地区の防災連合会、医療センターの方々と組織される学校防災会議に防災アドバイザーのメンバーとしてPTAからも私も出席し、有事に備え保護者の対応や関係機関との連携等について話し合っています。

6 成果と課題

さて、成果と課題についてです。PTA 活動の中で取り組んでいる福祉関係機関との関わりについて御紹介させていただきました。会員全員を対象とした施設の見学会は参加者も多く好評ですが、学校を出発場所としているので時間に制約があり、訪問先の方と詳しい内容までは深めづらことがあります。しかし、地区委員会主催の居住地周辺の施設訪問見学は、少人数で現地集合にすることが多く、時間をかけて訪問先の方と関われる利点があります。また、近隣の障害種の異なる特別支援学校PTAの方々と一緒に見学や交流をすることもでき、小回りの利く充実した活動内容といえます。実は、本校の地区委員会は数年前に存続の危機にありました。委員長の役が重いことと学校全体のPTA活動で十分であるとの意見から委員会を無くす方向に向かいましたが、他の肢体不自由特別支援学校PTAから「絶対になくしてはならない」とのお話をいただき、委員会の事業充実をめざし、気軽に集まれる茶話会をスタートさせて地区委員会を続けてきました。現在では、6地区すべてが施設見学や研修会、茶話会等を行っています。御助言をいただき、たいへんありがたく感じております。PTAが主催しているボランティアスクールでは、施設を運営している代表の方に長年にわたり講義をお願いしてきました。保護者と共に講義の内容について検討しながら取り組んできたことや、共生社会の実現を目指す市民団体と協力し合いながら水戸市内で活動してきたことなどが、高校生や大学生、地域の方々に障害に対する理解を深めていただくことにつながっています。これをきっかけに「福祉の道に進みたい」と将来を考える高校生の受講生が毎年出てきました。特別支援学校の教員になられた方もいます。実際に本校に新採としてこられた先生もおり、主催者としてはとてもうれしく感じております。本校は「茨城福祉医療センター」が隣接しているので、学校での緊急時には大変お世話になっています。また、子どもたちのほとんどが訓練等で保護者とともに行き来していることや、障害児通所支援事業として放課後等デイサービスや日中一時支援事業も開設されていますので、利用している保護者が多くおります。

学校は福祉医療センターと常に連携し、整形外科相談やOT・PT・STのセラピスト訪問を行っています。PTAとしての連携はまだ十分に図られていない状況です。ここ数年、放課後等デイサービスを利用する保護者が急速に増え、複数利用の方もおりますが、延べ人数で183名が利用しています。今年度は福祉医療センターをはじめ、46の福祉関係の事業所が学校に来校しています。しかし、事業所によっては送迎時の子どもたちへの対応について気になる部分もあるため、学校で行う放課後等デイサービス事業者向けの説明会時に保護者からの要望をお願いしたりしています。利用者側が事前に見学してサービス内容を確認されているのか、利用してみても感想や要望など、利用状況を調査して行くことも必要であると感じています。今後は、保護者やPTAが関係機関と連携して福祉サービスをより快適に利用できるよう、環境作りに取り組んでいくことが課題の一つではないかと考えま

す。それが結果として、障害者理解が進み、共生社会の実現につながっていくのではないかと思います。

今回、御参加されておられます皆様の学校で、実態の調査などをされ、福祉サービスを受ける側からの向上に向けて取り組まれておられるというような学校がございましたら、ぜひお聞かせいただければと思います。

以上、本校の発表をさせていただきました。

ちなみに、これは水戸市のキャラクターで「みとちゃん」です。頭の部分が納豆のかたちになっておりまして、とってもかわいい感じのキャラクターです。「水戸」の名前が出たときには思い出しただけだとは思いますが。私たちPTAは、子どもたちのいきいきとした姿を見たいために、この「みとちゃん」の頭のように「粘り強く」活力のある活動に取り組んでいきたいと思っています。

御清聴ありがとうございました。

指導助言

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課障害児・発達障害者支援室
障害児支援専門官

鈴木久也氏



厚生労働省障害児支援専門官の鈴木と申します。4月に着任しました。私は3月31日まで札幌の社会福祉法人で働いておりました。本当に現場で子どもたち、児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問、障害児相談と、子どもたちの関わる場所にずっと働いておりました。この4月に障害児支援専門官ということで東京の方に来ました。家庭の方は実子が3人と、里子が1人います。実子も、放課後等デイサービスを使っておりますし、里子はもちろんこの福祉サービスを利用しながら高校1年生まで育ててきました。現場の人間でもあったこと、今は国の施策を作る側にもなりましたが、普通のお父さんでもあるという立場から、少し織り交ぜながら今日はお話をさせていただきます。助言という重たいフレーズが付いているのですが、私自身は現場にいたときは、子どもと遊ぶのが本当に苦手で、お母さんたちに怒られたこともたくさんありますし、失敗も多かったです。そんな中でいろいろ自分が感じる中で積み上げてきたものがありますので、それも踏まえながら国の施策と絡め合いながら少しお話しさせていただければと思います。

教育と福祉の連携が最近はかなり言われてきていますが、僕が大学に入ってすぐの時は、教育と連携というのは本当にほぼなかったと記憶しています。今はこのように話し合いができるし、厚生労働省がPTAの会に招かれるし、本当に10年前だったら考えられなかったのが、本当にそういう意味ではいい時代になってきたなと思います。

福祉は、今制度が複雑になってきていますので、何を福祉で目指しているのか、どのような体系になっているのか、簡単にお知らせいたします。

障害児支援についてですが、障害児支援の強化ということで、

実は平成 24 年から大きな変革、児童福祉法の改正がありました。これが今、現在の障害児施策の本当に要の改定になっております。障害児施設の一元化ということで、私が働いていたセンターも今は児童発達支援センターという名前ですが、当時は知的障害児通園施設です。隣には肢体不自由児通園施設というように、本当に障害種別で分かれているという感じでした。児童相談所から措置されるという形態だったのです。福祉同士も横の連携はほぼなかったというところから、障害者である前に子どもであるということ強く私たちの先輩たちが訴えて、児童福祉法の中に子どもたちの施策が位置づけられたというのが本当に大きいです。悲願の改定だったというふうにも聞いております。

そのために、障害児通所支援が今までは県だったのでなかなか使えなかったのですが、市町村へ移行したので、今の児童発達支援や放課後等デイサービスが創設されて、割と地域で身近で使えやすくなっていきました。それと同時に、放課後等デイサービスや保育所等訪問ができたという流れになっています。今までは細かく分かれていたのを一元化して、地域の施設で通いやすいようにまとめたのが 24 年の改定になります。

その中で児童発達支援、あとでご説明しますが、私が働いていたのもこの児童発達支援センターです。デイサービスと皆様、聞いていると思うのですが、デイサービスとセンターの違いはあんまりよくわからないと思います。デイサービスと言われるのは、児童発達支援事業と言われている、地域でより身近なところで障害のある子どもたちが通いやすいように作ったものです。児童発達支援センターは、「その圏域ですとか市町村に 1 か所置いてほしい。」と今、出しているのですが、いわゆる中核機能です。保育所等訪問の地域支援機能や、相談支援の障害児相談支援です。例えば 10 か所、20 か所のデイサービスをサポートするような、本当に中核の機能を持った施設というように位置付けているので、この違いはありますね。児童発達支援センターといえはやはり専門的な職員の配置も多いですし、やはり持っている機能もちょっと違うというところを覚えておいていただければと思います。そのときにできたのが放課後等デイサービスですが、なぜできたかという理由です。一つはやはり障害のあるお子さんの放課後活動は、本当にお母さんたちの草の根活動、放課後児童クラブから派生してやっていたという時代があります。ですが、放課後児童クラブに通ってもトラブルがあったり、受け入れてもらえなかったりとかですね、そういうことでわりとお家にいることが多い現状がありました。放課後等デイサービスは、私たち大人からすれば教育と福祉ですけど、子どもからしてみたら同じですよ。学校が終わったあと、いろんな活動しながら過ごすということが平成 24 年にうたわれて、これができました。ですから、まだできたばかりの新しい分野であるということが言えます。こちらは保育所等訪問支援事業なので、実際今までは施設か保育園か分かれていたものが、今は学校の中にも保育所等訪問でいけますし、本当に専門機能を中に入れていくことができるようになったという流れになります。

平成 26 年に障害児支援の在り方検討会っていうのが開かれまして、今後の障害児支援をどういう方向に進めたらいいのだろうかということがこのとき検討会で言われました。今日、文科省の方からもお話しありましたけども、やはりインクルージョンの推進で、合理的配慮を進めようということで、障害児の地域社会への参加、包容を子育て支援において推進するために、後方支援としての専門的な発揮ということが進められました。

一つは、障害児本人の最善の利益の保障と、これが重要だったのですけども、お母さんたち家族の支援がないとやはり子育ては難しいのではないかとということです。この文言が入られたのはとても重要です。ライフステージに応じた切れ目のない支援ということで、幼児期から、今まではどちらかといえば幼児期は児童発達支援とか施設に行き、学童期になると学校に行き、学校を卒業し、18 歳になったら、急に障害者施策になってですね、ぽっかりこの学童期が空いていたりするわけですが、そうではなくて、本当に生まれてから成人になるまで切れ目のない支援がやっぱり大事だろうということです。横はですね、今、盛んにいわれている保健、医療、福祉、保育、教育、就労とともに地域支援体制を作りましょう、そのためにこの 4 つが大事ですよと言われていて、このイメージ図がこういうふうな縦のライフステージと横のこの支援が、乳幼児期も学童期も成年期も必要ですよってことがうたわれました。地域における縦横連携の体制づくりとライフステージごとの個別の支援は、このようになっております。

次、特別に配慮された支援が必要な障害児のための医療、福祉の連携ということです。重症心身障害児者の地域支援コーディネート機能を持つ中核機関の整備に向けた検討ということで、このときにやはり医療的ケアのあるお子さんは、やはり医療がどうしても必要ですし、いろんな人に関わっていただかないといけない。子ども自体が実はいろんな人に関わっているのですけども、それをより強調してコーディネート機能をということはこのときにうたわれました。家族支援の方も、初めてここにきょうだいの支援もやっぱり大切にしましょうということになりました。本人だけでなく、やっぱりきょうだいも含めての家族支援っていうことをうたっています。

後、今、放課後等デイサービスの質の問題が出ましたけども、このとき放課後等デイサービスのガイドラインが策定され、児童発達支援のガイドラインが策定されるというように、順次できていったという流れがあります。保育園や幼稚園とかでは保育園要領とか幼稚園要領とかありますし、学校では先ほども文科省さんが個別の教育支援計画を作ったりとか、学習要領があったりとか、そういうものがしっかりあるのですが、障害児支援のサービスには実はなかったのです。なかったのでこのガイドラインを作ると、このような流れになってきています。児童発達支援センターを中心に、保健所やいろんなところが連携して、このようなイメージ図を描くようになっていきました。

26 年の検討会を踏まえて、居宅訪問や児童発達支援を提供するサービスの創設ということで、今までは、通所で、自宅から来ていただいて支援をするというのが基本のスタイルでした。春から夏くらいまでは本当に重症心身のお子さんたちもいっぱい通ってくるのですけども、冬になったらぱったり来なくなります。僕たちも家庭訪問とかを繰り返して、通所を促したのですけども、お母さんたちの気持ちを聞いたら、風邪をひいて肺炎になったら長期の入院になるし、移動も大変だからお休みしますっていうのですね。そういうことがあって、僕たちもなんとかこの子の発達支援を保証できないかっていうことを、家庭訪問でという声もあって、自宅に行って発達支援をできるようにというように今年の 4 月から創設されました。これは訪問リハとどう違うのですかって言われたのですけども、訪問リハとですね、この居宅訪問型の違いは、居宅訪問型は発達支援を促すっていうことです。やはり 0 歳からですけども、発達支援をしていくとお母さんたちは本当に分かると思うのですが、子どもの表情だったり、関係性と

かだったり違ってきますよね。家族だけだと、実際のところ苦しいじゃないですか。僕も子育てしていて、少し参るといふか、やっぱり他の人が入っていただくとずいぶん違うみたいなおもあって、そういうことも含めて居宅訪問型っていうのはできました。保育所等訪問の拡大は、乳児院とか児童養護施設の方にも入っていけるようになりました。これどうしてかと言うと、乳児院とか児童養護施設にも3割の発達障害のお子さんたち、障害のあるお子さんたちが入っているってことがわかったので、拡大になっています。

地域における医療的ケア児の支援体制の整備ということで、これを充実させようというのが今回の大きな狙いですが、今までやっぱり NICU から出てきて、本当にお母さんたちの努力と、あと医療の看護師さんとお医者さんだけの関係で本当に地域で頑張ってきたところとかが本当にだんだん分かってきました。国の方でもやっぱり今まで NICU という高度な病院に守られたところから地域に出たらボーンとやっぱり本当にサービスも少なく、どこにつながったらいいか分からないってそれをやっぱりきちんと横の連携をちゃんとしましょうということになりました。この協議会を市町村、もしくは圏域で1カ所作りましょうってことを今回の法律に入れました。自立支援協議会とか市町村の方でこれを作って動かしているところもありますので、もし気になる方がいらっしゃったら、ぜひ、市町の障害福祉課に聞いていただければ、どういう計画になっているのかっていうのを教えていただけたらと思います。これはもう障害児の福祉計画の方に入れたので、これは基本、作る方向の努力義務になっていますので、多分市町は動いていると思います。障害福祉計画ですが、実は障害者の福祉計画っていうのがありまして、これはずっと作られてその中で、いわゆる児童発達センターを何カ所作りましょうとか、入所はどうしますかというようなことが決められてきました。大人も子どもも一緒だったのですが、それではいけないということで、障害児は障害児の計画を作りましょうってことで、今年から障害児の福祉計画が作られました。障害者の福祉計画の中で、このようになっているのですが、目標がありまして、児童発達支援センターっていう中核が65%しかできてないことが分かったので、32年度末までに児童発達支援センターを1カ所以上設置しましょうと。あと、保育所等訪問支援事業を必ず市区町村でできる体制を作って下さいと。平成32年度末までに重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保することを基本とするということで、文言が書かれていますので、これを市は計画的にそうですね、やっていくということが求められます。あと、圏域ごとに先ほど言った協議の場を設けてください。この2つが特に医療的ケアの必要なお子さんの大きな法改正の要綱になると思います。

放課後等デイサービスですね、本当に数は増えていますが、皆さんがおっしゃるとおりに質がこれから取り沙汰されているので、また3年後に見直しがあります。そこに向けて質の検討を順次やっているところなんです。少しずつ支給量を調整したり、監査を強化したりなどは行っていますが、根本的なやはり学童期、思春期の、どんなお子さんでもどういう育ちをしていくのかということが、実はまだまだ議論が足りないと言われてます。なぜなら、私も本当にやっぱり現場にいたとき思ったのは、保育園、幼稚園と児童発達って結構連携もできるし、だいたい方向も合うので、あんまりこう意見が分かれることってなかったのですが、

学校となると意見が割れたりしたことが、結構あったんです。学童期は、教育と福祉で今まで施策で割れていたのですが、この部分の話し合いをもっともっと国のレベルでも地域のレベルでもすることが必要なんじゃないかなっていうふうには思います。

医療的ケアの方ですが、医療的ケアの必要な子どもの支援の課題と言うことでは、まずは、児童発達支援センターや放課後等デイサービスが医療的ケアの支援の経験がないところが多いということです。これまで一部の専門機関と医療型の児童発達支援センターとが医療的ケアの子どもをみてきたので。専門機関で行っていた支援を地域で行うには、研修が必要ってことです。しかし、福祉の方で圧倒的に経験がないんです。これがすごく問題でした。私もセンターにいたときに、本当に重症心身のお子さんを受け入れ始めました。最初はインクルーシブがいいだろうってことで、発達障害の子どもがいる中にベッドを作って、居場所を作っていました。しかし、段々、その子の様子を見てるとしんどそうだなっていうのが段々分かってきて、重症心身の子どものクラスを作ってやっぱりその子の生活とインクルーシブでできるところを合わせながら行っていくことにしました。生活全部を合わせるのではなく、その子の生活も保障しながら、普通の子たちとも一緒に遊べるような環境を整えていったのですけども、やっぱりこういう経験がまだまだ現場では足りないので、市町村とも国も連携しながらおろしていくってことが必要かなっていうふうには思っております。

今回看護師を入れたらなどいろいろやりました。このようにコーディネーターが必要なので、コーディネーターを市町村でやってくれたらお金をプラスで保障しますよってこともしていますし、養成研修プログラム、また支援者プログラムっていうのも実は、今年から実施しています。まだまだちょっと宣伝が足りなくて、市町村で動いていないのですが、これを広げていければいいなと思っております。医療的ケアの情報共有のイメージですが、これも緊急の場合ですね、そのカルテを共有できるようにということで、今 ICT の方がすごく国全体で施策が進められているので、このデータヘルスの改革の方にも関係しております。相談支援がこれからは本当に大切じゃないかということで、相談支援を通じて地域の就労に行ったり、地域支援のいろんなところに行ったり、相談支援を少し強化しようっていうふうな流れになっています。

今回、本当に水戸のお母さんたちが発表していただいて本当に感謝です。なかなかそのときにお話ししたときに、見学とかは行けるけれども、施策の方になかなかそこまで強く踏み込めないっていうお話しがあったのですが、実は自立支援協議会ってものがありまして、ここに当事者って書いてありますが、やはりその地域の福祉を作るのに、自立支援協議会を用いてみんなで話し合うという協議の場が、実は市町村に作るってことが一応努力義務になっているのです。ですから、私のいた町も当事者のお母さん、幼児の当事者のお母さんと学童のお母さんが2人も入って本当に札幌市の施策の作るときの意見を言うっていう、パブリックなところに食い込んでいきました。本当に、障害児福祉計画を作るときもこの自立支援協議会の意見や保護者の意見が大切です。多分あるけども動いてないってところも結構あるので、これも市町の障害福祉課の方に聞いていただければ、ぜひ PTA としてうちも入りたいとか、言っていただくといいのかなっていう、それがお母さんたちからの突き上げが活性化にもなると思います。地域で障害者を支えるということでこの自立支援協議会が結構核に、こ

れからはなっていくと思います。

教育と福祉の通知文が出て、トライアングルプロジェクトっていうのが、文科省と厚労省が合同で行いまして、去年の3月に終わりましたが、まだまだこれから続くということで7月末にも連携の会議をしまして、10月にもまた連携の勉強会をするという流れになっていますので、基本的にはどんどん文科省と厚労省が一緒にやっていくという流れになってきております。

本当にお母さんたちの力っていうのは非常にやっぱり大事ですね。やっぱりこう声なき声をお母さんたちが代弁していくことが、私は非常に大事だと思います。やっぱりデイサービスの事業者とお母さんたち、学校の先生の三者で地域を作っていくことになると思います。

今回のその発表の中で、PTA活動を重いからなくした方がいいのではという意見がありました。他の2つの特別支援学校から「頑張りなさい。」と言われてお話しですね。少しかがわせてもらったときに、「地域に帰ったときに、やはりつながりが無いと困ることになるよ。」っていうふうにおっしゃられたようです。本当にそれで、やっぱり私たちは地域で生きていくので、私たちもこれから国の施策は、地域でどう暮らしていくかっていう、もちろんサービスが足りないとか、支給量が足りないとかいろんな問題はありますけれども、ぜひ、裾野を広げておくっていうことではお母さん同士がつながっていくってことはすごく大事です。私も基本母子通園の施設だったのでお母さんたちによく怒られました。「あんた本当に何もわかってないね」って、よく言われましたし、私もわかりながらも、お母さんたちも、子どもはこう思っているとクレームとかじゃなくて、意見を本当に言い合っていたのですね。それでクラスを良くしていくってことをしていたので、やはりそこは支援者側の視点と当事者の視点って結構違ったりするのでそれを意見として、きちんと意見を交換できる、そういうような関係になるためには顔が見える関係じゃないと難しいと思います。やっぱりSNSとかありますが、それだけではだめで、やっぱりこの場にいるからこそ熱量が伝わるし、お母さんたちの本気度も伝わるし、支援者の本気度も伝わると思うので、やっぱり顔を合わせたその茶話会から始めたっていうことも本当に良かったと思いますが、そういうところから議論がで

きたらいいかなって思います。

最後に、私すごく衝撃を受けたのは、若い頃、ノルウェーのオスロに連れていってもらったことがあります。まあ福祉先進国なわけです。見るものすべてがカルチャーショックっていうか、学校も先生が3人いて、まず先生、この机の上に座っていました。「えーっ」と思って、それいいのとかか思いましたが、先生が3人は、主の先生が授業を進めて、副担の先生は移民の子に付いていたのですね。通訳のために。もう1人の先生は、ちょっと知的にハンデあるお子さんが算数の授業でしたが、わからないところになったらサッとサポートに行くっていうそういうような体制になっていたのです。オスロの市長さんにもお会いしたのですが、オスロの市長さんも当事者の方で、身体障害の方だったのですね。その方が最後に私たちに言ったことは、「その障害のある方たちを真ん中においた、そういう国や地域は、本当にどんな人にとっても優しい国であり、優しい地域ですよ。だからあなたたち頑張ってくださいね。」と言われました。結局、障害のある方や本当にハンデのある方たちが暮らしやすい町ってどんな人にとっても暮らしやすい、そのためには私たちは運動してきましたっていうふうに、そのオスロの市長さんが私たちに言ってくれたのです。本当にそうだなって思いました。いつ私が今こういう立場にいますけど、事故にあえば、あっという間に本当に障害者になるっていう、誰もが弱い立場になるべき時がある。その弱い立場の人たちを本当にこう地域でつながって、本当に支え合うっていうのは本当に一緒に生きるってことができこそ、本当に共生社会には私はなるのではと思います。連携って福祉と教育が連携するっていう、連携ももちろん大事ですけど、それは共に生きるっていうことなので、やはりそういう専門職だけじゃなくて、地域の人たちも巻き込んだ上で地域作りが今後も必要になるので、それにはお母さんたちの当事者の声というのはとても重要なので、ぜひぜひ、いろいろ大変なことあるとは思いますが、ぜひ声を上げていただいて、これからも頑張ってくださいねと思います。

私もこれから厚労省に帰って、皆様の今回いただいた声をぜひ現場に反映させたいと思いますので、また引き続き、御指導、御助言をいただければと思います。本当に今日はどうもありがとうございます。



第4分科会 「進路」

日時 平成30年8月21日(火) 15:30～17:00

会場 フェニックス・プラザ 3F 301号室

研究協議題

「子どもたちの社会参加と自立の実現を目指し、ライフステージに合わせた支援をどのように行っていくか」

- 子どもたちのキャリア発達を促し、社会参加しながら自分らしく生きていくための力を育てる支援のあり方
- 関係諸機関と連携し、進路実現(進学・就労・その他)を図るためのPTAのあり方
- 個別の移行支援計画の作成と参画のあり方

指導助言者 厚生労働省職業安定局雇用開発部 障害者雇用対策課 地域就労支援室
障害者雇用専門官 鈴木秀一氏

発表校・テーマ 愛知県立港特別支援学校
「共に悩み、共に考え、共に学ぶ、進路委員会の活動～関係機関との連携を図りながら～」

発表者 愛知県立港特別支援学校 PTA会長 伊藤陽子

PTA副会長 熊木佳代子

司会者 愛知県立港特別支援学校 PTA副会長 伊藤仁美

PTA副会長 山田潤子

発表要旨

1 はじめに

それでは、ただ今より愛知県立港特別支援学校PTA進路部会の発表をさせていただきます。進路委員会の活動の発表をする前に、まず愛知県の紹介をさせていただきます。愛知県は、福井県と同じ中部地方ですので、新幹線とJRの特急を乗り継げば、名古屋駅から1時間40分ほどで福井駅に到着します。愛知県にはたくさんの観光施設があるのですが、ここでは名古屋市周辺に限らせていただいくつか紹介させていただきます。

1つ目は犬山城です。天守が国宝に指定されている城は日本に5つしかなく、その1つがこの犬山城です。2つ目は明治村です。明治時代の文豪の家や帝国ホテル、教会、蒸気機関車など見所満載です。3つ目はトヨタ博物館です。トヨタ自動車のお膝元ということで、他にも、トヨタ産業技術記念館などもあり、遠足等で見学しています。4つ目は2020年にできるジブリパークです。愛知万博跡地に、子どもたちが大好きな「となりのトトロ」のサツキとメイの家を中心にジブリをテーマにした公園ができます。5つ目は東山動植物園です。イケメンゴリラとして有名になった「シャバーニ」がいる大きな動植物園です。

次は、港特別支援学校のある名古屋市港区の観光施設です。学校から約1.5キロの距離に邦和スポーツランドがあり、本校中学部の生徒がスケート体験をしています。名古屋港水族館は本校の遠足の定番です。レゴランドが2017年に開園したのですが、遠足等ではまだ行っていません。リニア鉄道館も遠足でよく行く場所です。このように、港区だけでも観光施設はたくさんありますので、ぜひ、愛知県に来ていただければと思います。

2 学校概要

それでは、愛知県立港特別支援学校の紹介です。本校は、1985年開校で、本年度で34年目となります。小学部、中学部、高等部、訪問教育があり、愛知県では唯一の商業科を設置しています。児童生徒数は、5月1日現在237名です。昨年度は、肢体不自由単独校として日本一大きな学校でした。児童生徒の約7割が重複障害学級に在籍し、当該学年の教育課程で学んでいるのは、商業科の14名を除くと9名だけとなります。進路状況については、毎年、中学部卒業生のほぼ全員が高等部に進学しています。高等部卒業生については、昨年度は、進学が1名、一般就労が7名、福祉サービス利用が訪問教育2名を含む20名でした。本校進路指導部の方針は、「在宅0を目指して」で、訪問教育の生徒であっても、週に最低1日は通える施設を探しています。ここ数年は、在宅0が続いています。また、家にいたまま仕事をする在宅就労を行っている卒業生は、現在4名となっています。右は、在宅就労を始めた筋ジストロフィー症の卒業生の新聞記事です。卒業の前に、「ずっとあきらめていた、働くということができることになり、本当にうれしいです。これからは、働くことで社会貢献をしていきたいと思います」といった言葉が印象に残っています。

3 本校のPTA活動

本校のPTA活動は、会長、3名の副会長、各委員会の委員長など15人の保護者で組織するPTA役員会が中心となり総務、事業委員会、研修委員会、広報委員会、会計、そして、この発表の中心となる進路委員会を設けています。

最初は、総務です。年に2回、運動会前と文化祭前に除草作業を計画しています。毎回50人以上の保護者が参加しています。

資源回収は、年3回、毎学期実施しています。年間の収入は、1万4千円ほどになります。1月の土曜日には、体育館を使用して同窓会と成人を祝う会を、同窓会の役員の方と一緒に実施しています。

事業委員会は、文化祭でPTAバザーとPTA喫茶を行っています。毎年、売り上げは、18万円ほどになっています。

研修委員会では、年間2回の研修会を計画しています。昨年度は、1回目が「パーソナルカラーとネイルレッスン」、2回目が「フラワーアレンジメント」を行いました。本年度の1回目は「静的弛緩誘導法」について勉強しました。保護者同士の親睦を図ることを中心に、勉強会のようなことを時々入れています。

広報委員会では、年2回PTA広報を発行しています。PTAの活動の様子などを伝えています。

会計は、会計担当1名と監査委員4名が中心となって、会計監査や学校徴収金会計運営協議会に参加しています。

4 進路に関する取組

この発表の中心となる進路委員会では、地区別交流会を年2回、施設見学会を年2回、進路講話会を年1回実施し、進路委員会ニュースを年1回発行しています。

それでは、それらの活動内容を一つずつ紹介させていただきます。

第1回の地区別交流会を6月に行いました。同じ地区、近隣の地区の保護者が集まり、進路やデイスサービスなど地域の情報や意見の交換を行うだけでなく、近隣にお住まいの方と知り合いになることで、この先心配される地震等の自然災害時において、お互い心強いつながりを持つこともねらいの一つです。今回は、4グループに分け、それぞれに進路委員会のメンバーが世話人として入り、司会や記録を担当しました。話題としましては、デイスサービスやショートステイの利用について、進路や施設見学について、入浴介助や親亡きあとの財産管理などがありました。特に入浴介助については、入浴介助をしてくれるデイスサービスの情報を知りたい、男性のヘルパーが少ない、男の子はいつまで母親が介助をしてよいのか、など活発な意見交換が行われました。

7月に進路指導部の先生方と共催という形で、進路講話会を実施しました。82名もの保護者の方に参加していただき、大盛況でした。障害者基幹相談支援センターの方と重症児者相談支援ルピナスの相談支援専門員の方の2名をお呼びしてお話を伺いました。基幹相談支援センターは、市町村の委託を受けた障害者の生活を支援するための各種相談に応じる窓口であり、名古屋市には各区に1カ所ずつあります。支援が困難な事例を受け持ったりすることもあるそうです。相談支援専門員は障害者の24時間、365日の生活を支援するための相談・計画を立てる役割だそうです。計画を計画で終わらせないために一緒に寄り添いたいという言葉に心強く思い、相談に行こうと考えた保護者も多いと思います。

7月11日には、第1回の施設見学を行いました。障害の重い方を中心に、日中活動の場である事業所を見学するAコースと、障害の程度が比較的軽い方が多い多機能型事業所を見学するBコースの二つのコースを用意し、保護者の希望を取って実施しました。Aコースの「さくらそう」は、行事が充実していて、活動を通じて「利用者さん中心に考えた支援」「健康管理」「その人らしく過ごせる」をモットーにした笑顔あふれる施設でした。見学された保護者からは、「活動内容が実際に見られた。映像による施設説明ではあったが、食事形態も確認できたことが良かった。

医療的ケアを行っており、午後には身体を横にできるリラックスタイムもあり、障害の重い方には適切な施設だと感じた。」という感想が聞かれました。Bコースの「ひょうたんカフェ」では、「生活介護も就労支援B型も、アットホームな雰囲気、皆さん生き生きと活動されているのが印象的でした。見学された保護者からは、案内して下さった職員の方だけでなく、利用者の方とも直接お話ができて良かった、PTAとして見学に行くことで、気楽に参加でき、一人では気づかない点も他の方が質問されたことを一緒に聞くことができ、充実した時間となった。」との感想がありました。

11月には2回目の施設見学を行いました。生活介護の中でも活動の幅を広げている事業所を見学するAコースと、障害の程度が比較的軽い方が多い多機能型事業所を見学するBコースの二つのコースを用意し、保護者の希望を取って実施しました。Aコースの「ふきのとう」は、沖縄出身の方が沖縄料理を昼食に作ったりするなど、家庭にいるようなアットホームな施設で、夏祭りやバザーなど、地域との関わりも大切にしている施設でした。Bコースの「明和寮」は、多機能型ですので、就労移行支援、就労継続支援A型、B型、生活介護の事業を一度に見学することができ、施設を初めて見学する方にも分かりやすく良い施設でした。

第2回の地区別交流会を1月に行いました。今回は、4名の卒業生の保護者をお招きして、地区別ではなく全体で行いました。講師である卒業生の保護者から、それぞれお子さんの現状等を話していただいた後、在校生の保護者の事前アンケートから質問や悩みなどに答えていただきました。特に、大学に進学された方の保護者の話は興味深いものでした。「小学部からパソコンを与えることで、手の震えは強い人差し指で早く打つことができるようになり、大学へ進学した今、レポートもパソコンで作成している。中学部では家庭教師をつけることで可能性を広げ、高等部では進路に悩んだ。世の中を知らない、友人を作りたいなどの思いから大学進学を決め、受験に向けての対策を一つずつクリアしていった。大学でも自分から声を掛けないと助けてくれなかったこともあったが、今では空き時間に図書館や学食に行くなど楽しめるようになってきた。」など、具体的に話していただきました。また、生活介護施設に通っている卒業生の保護者の方からは、「子供時代にうまく弾けなくてもピアノを習っていたことで、音楽に親しみ、今では月に1回、卒業生同士でカラオケに行き楽しんでる」というお話がありました。

毎年、年度末にPTA進路委員会ニュース「きずな」を発行しています。2回実施した施設見学会の様子を詳しく報告し、あとは進路指導部の先生の話、進路委員長の編集後記で構成しました。施設見学の欄は、施設の紹介にとどまらず、見学者の率直な感想や当日の写真も掲載され、施設の情報だけでなく見学の楽しい雰囲気も伝わり、次回は自分も参加したいと思えるような読み物になったと思います。

5 成果と課題

進路委員会の活動の成果と課題です。まず、成果について話させていただきます。

地区別交流会など、保護者や卒業生の保護者との懇談では具体的に進路を考えたり、施設見学を進めたりする良いきっかけになったと思います。また、卒業生の保護者の方々からは進路を決めた経緯や卒業までにやるべきこと、実際通ってから気づいたこと、親の想いなど、赤裸々に話していただき、目頭を熱くされる

保護者の方も見えました。同じ悩みや不安を抱えているのは自分一人ではないこと、同じ学校に子供を通わせる仲間同士で将来について語り合うことは、情報だけでなく、共に頑張っていこうという勇気も得ることができたのではないのでしょうか。施設見学にも多くの保護者に参加していただきました。施設を見学された保護者からは、「子供の将来を考える上で、多くの施設を見学し、子供に合った進路を見つけていけたらと思います。」と、この見学をきっかけにして、主体的に施設見学を行っていきたくと意欲を示される方や、「これからの進路を考えるにあたり、子供との相性や雰囲気など目には見えないところを感じることはとても大事なことだと学びました。」と実際に施設まで出向いて、直接見て感じることの大切さを話される方が多く見えました。進路等に関する情報としては、地区別交流会では、実際に住んでいる地域の放課後等デイサービス等の福祉サービスの内容や評判など、すぐに使える地域限定の情報を得ることができ、進路講話会では、相談支援センターや相談支援員の役割など、現状の社会福祉制度を踏まえた福祉サービスの利用の仕方、今準備すべきことなどを学ぶことができました。どれも、直接施設を見たり、学校まで来ていただいたりして話を伺うだけでなく、今の子供たちや家庭がおかれている状況、保護者が不安に思っていることなどについて関係諸機関の方々に知っていただく機会ともなっています。このような活動を毎年続けていくことが、継続していくことこそが、関係諸機関との連携を深めることになっていると思っています。

課題については、行事など来校する日が続かないなど、保護者が参加しやすい時期に活動を設定し、仕事をされている方も多いため仕事の都合がつけやすいように、早い時期に期日をお知らせすることがあります。また、施設見学の下見の際に、当日説明していただく内容の確認をし、要望を伝えておくなど、次年度の活動に生かしていきたいと思っています。進路状況でお伝えしましたように、ほとんどの生徒が福祉サービスを利用していますので、見学先も福祉サービスの施設ばかりになっています。しかし、大変少ない数ではありますが、一般就労される生徒はいますし、関心をもっている保護者もみえます。進路の先生方に仲介をしていただいて、数年に1回は卒業生が働いている就労先の見学を計画できればと考えています。また、新しくできた施設に関しては、情報収集も含め見学を検討していきたいです。調整すべきことが多く大変ではありますが、毎年続けていくことが大切だと考えています。障害によって進路の選択肢が限られてしまっている中で、我が子に合った施設を探すのは容易ではありません。早い段階から将来を見据えて行動することが大切だと考えます。

共に悩み、共に考え、共に学んでいく進路委員会の活動に、一人でも多くの保護者が参加していただけるように、そしてその活動が個に応じた進路選択の一助となるように情報を集め、活動をさらに充実させていきたいと思っています。

つたない発表ではありましたが、最後まで御清聴いただき、本当にありがとうございました。PTAの進路に関する取組の中で、それぞれの学校のPTAで行っていることなど、この後教えていただければ大変ありがたいと思います。それでは、愛知県立港特別支援学校PTAの発表を終わらせていただきます。ありがとうございました。

指導助言

厚生労働省職業安定局雇用開発部
障害者雇用対策課
地域就労支援室
障害者雇用専門官

鈴木秀一氏



ただいま御紹介いただきました、厚生労働省から参りました鈴木と申します。ワークショップの間、非常に密度の濃い、熱心なお話し合いを聞かせていただきました。本当にお疲れ様でした。それから、御発表くださいました愛知県港特別支援学校の皆様も本当にお疲れ様でございました。

私自身、今、働くということを支援する立場におります。厚生労働省に着任しましたのはこの4月からになります。その前までは、各地域の障害者職業センターという就労支援機関で障害のある方、あるいは事業主の方の様々な御相談に応じたり、支援をさせていただいたりしておりました。就職というのも進路の一つであり、私自身の経験といろいろ重なるところもあるかと思っておりますので、助言というのは非常におこがましいですけれども、何らかこれまでの体験を交え、感想も含めてお話しさせていただければと思います。

今回、御発表などを伺いまして、また、先ほどのお話し合いのテーマにもございましたが、進路を考える上で非常に大切なこととして、以下2点を感じたところです。

1点目は、当たり前のことかもしれませんが、「実際に見る、聞く、体験する」こと。やはりこれに尽きるころがあるかと思えます。御発表にありました「進路委員会」という取組はこの学校さんでもされているわけではなく、非常に貴重で素晴らしい取組だと思いました。その取組の中でも、実際に見て聞いて体験して、というところがとても充実していたと思います。御発表にもありましたが、障害の重度化や多様化というところで、お子様の状態にあった進路を探していくことは非常に大変な状況と感じますが、「早い段階から将来を見据えて」というのは大切なキーワードだと思います。そのために交流会や進路講演会、施設見学会などを通じて、実際の取組を見聞きして、時には体験するというのももしかしたらされていたのかもしれませんが、そういったことがやはり進路を考える上で重要なのだと思います。なおかつ、お子様の状況はお一人お一人違うと思いますので、そこを踏まえて、例えば生活介護だけではなく、A型、B型など、いろいろなコース、選択肢を用意して進めておられたところが素晴らしいと感じました。グループ発表にもありましたが、それに加えて事業所の方に学校に来ていただくとか、集団お見合い会のような形も確かにすごく効果的かと思えます。そのように、参加しやすくなるための様々な工夫を行い、選択肢を増やし、見聞きする体験を増やすというところがとても大切だと感じました。何が心配なのかとか、自分の頭の中で考えているだけでは漠然としてしまうところも人間にはあるかと思えますが、実際に見聞きして得られる生の情報というのは、頭の中を整理する上でも役立つように思います。

それから、御発表にありましたが、「見学会への参加をきっかけに主体的に施設見学を行っていきたく」と意欲を示された保護

者の方がいらっしゃる。これはとても良い成果だと思いました。そうやって一つの取組が次につながっていくところも、素晴らしい体験の一つと感じたところです。

また、ワークショップの中で、進路を決めるときに大切なこととして、「本人が楽しく」という声が聞こえてきました。非常にそのとおりだなと感じました。PTAの方々やお子様御本人が様々な施設の見学をされていらっしゃるかと思います。その中で「この施設だったら楽しく次のステップを目指して成長していける」という感想が得られたならば、それが一番良いのではと感じた次第です。

こういった「実際に見る、聞く、体験する」という取組は、保護者の皆様だけではなく、当然今申し上げたように生徒の皆様にも当てはまるものと感じております。私自身これまで、特別支援学校、肢体不自由の生徒さんにもお会いしたことがあります。実際に体験するということが働く準備につながったという事例もございましたので、一つ紹介したいと思います。

ある生徒さんは、高等部卒業後に企業就職したいとおっしゃっていて、実際に職場体験実習を行ったのですが、企業の方から「分からないことがあってもなかなか質問に来ませんでした。最後まで自分で努力しようという姿勢はよかったのですが・・・」というコメントがございました。その背景を先生や保護者の方に伺ったところ、「本人が困っていることがあると誰かがつい手を貸してしまうが多かったので、自分から動くという習慣が十分身につけていなかったのかもしれない」というお話がありました。その後、生徒さん御本人が、企業の方からの評価を踏まえて、積極的に自分から周りの人に声を掛ける取組を、学校や御家庭で実践し、課題を改善したと聞いております。このように周りで見ていると手をつい出してしまいがちな瞬間というのはあるかもしれませんが、少しでも御本人がチャレンジできそうなことは自分で動いてみてもらう機会を身近なところから設定していくことが、様々な可能性を広げることにつながっていくのではと感じた次第です。

また、卒業後の進路は必ずしもすぐ就職とは限りませんが、今日お配りしました参考資料の中に、実際に障害のある方の働いている状況をお示したのもございますので、お手すきの際に御覧いただければと思います。資料の後半には、学校卒業の時点では進学や福祉施設を選択されたとしても、そのあと様々な取組を通して、「次は就職に向かっていこう」となった際に活用できる支援機関や支援制度も掲載しておりますので、こちらもまたお時間のある際に御覧いただければと思います。

続いて、進路を考える上で大事だと感じたことの2点目です。それは、「つながりあって力を高める」ということだと思います。PTA活動というのは、そこに関わる方々のお互いの力を高めるというのが、今日の雰囲気からも非常に感じられました。港特別支援学校さんの御発表にありました「地区別交流会」もそうです。そこで卒業生の保護者の方を講師にお迎えして、現状等を話していただいたという取組もまさにそうだと思いますし、本日の皆さんの意見交換もそうだと思います。いろいろと悩み、考え、学んできたことを他の方々にどんどんバトンパスするでもいうのでしょうか、言わば「情報のリレー」という形で情報や取組をどんどんつなげていく、ということが、保護者の皆様のお互いの励みやモチベーションになっていくのではないかと思います。

港特別支援学校さんの御発表に中日新聞の記事がございましたが、私としてはこれも情報のリレーの一つと感じました。記事の

コメントの最後の、「次は僕が後輩の指針になる」というところに非常に感銘を受けました。これもまさに体験に基づく、貴重な情報のリレーではないかと思います。ワークショップの御発表の中にも、「卒業生に来てもらってお話をしてもらおうというのもいいのでは」とありました。そのような取組も、生徒さん御自身のいろいろなモチベーションになっていくのではと感じました。それから、情報のリレーというのは、学校から福祉施設、福祉施設から就職へと、そういうふうな段階を次々に移っていくときにも大切になると思います。例えば福祉施設でいろいろ働く準備を整えて、企業就職するときに、「職場でこういう配慮をしてほしい」といった情報を企業側に伝える取組がございます。

雇用の分野では、「障害者の雇用の促進等に関する法律」というものがありますが、その中で障害のある方に対する合理的配慮の提供義務を定めています。配慮の考え方や具体的な手続きは、お配りしました資料にも記載しており、また、実際に多くの事業主が対応できると考えられる配慮の具体例についても指針の中で示されています。スライドの18番から具体例をいくつか記載してあります。スライドの18番は視覚障害、聴覚、言語障害、スライドの19番は肢体不自由についてです。詳細は後ほど御覧いただければと思います。なお、自分にとって配慮を要することは、一人一人様々ですし、個性というところもございまして、スライドの表にあるのはあくまでも一例ということで御覧いただければと思います。また、ここに示されている例に限らず、障害のある方と企業とが個別に、あくまで話し合いの中で具体的にどのような配慮を講じていくかを決めていくことが、合理的配慮を考える際のとても大切なポイントです。そのため、学校生活やこの先の進路の中で、いろいろ取り組まれた御様子を元に、御自身にとって必要な配慮事項や、セールスポイント、これは御家族のように、御本人の周りで関わっている方だからこそ見えるものがあるかもしれません。そういったセールスポイントなども含めて書いた自己紹介書のようなものを企業の方にお見せして情報共有する。あるいは、職場適応に向け、職場に向向いて障害のある方と事業主の方のサポートをするジョブコーチ支援という制度もございしますが、そういったジョブコーチのような支援者と情報共有することも非常に有効な方法だと思います。実際にそういった自己紹介書のようなものを使った取組は就労支援の現場でも行われております。このように情報を次々につないでいく取組は、学校卒業後重要になると思います。

最後になりますが、私自身、障害のある方の雇用支援をしている立場で感じていることとしまして、就職や職業生活を支えていくとなると、到底一人だけではできない、ということがあります。お一人お一人に応じたネットワークが必要になってきます。その支援ネットワークがうまく機能していくためには、ネットワークを構成する一人一人が一体感を感じられるかどうかが重要と思っています。そういう意味では、PTA活動は、お互いの力を高め合うことに加えて、ともに悩んだり、学んだり、考えたりというところで、まさに一体感を持てるネットワークだと感じています。基調講演にもございましたが、社会とのつながりの中で、そういう一体感を持てれば、つながりがより一層確かなものになっていくと思いますし、そういったつながり、一体感が、お子様一人一人に合った進路選択を考えていく上で非常に重要なものになっていくのではないかと感じている次第です。

私からのお話は以上になります。

本日聞かせていただきました貴重なお話も踏まえ、今後さらに

障害者雇用施策の充実に努めて参りたいと思っております。本日はどうもありがとうございました。



第5分科会 「医療」

日 時 平成30年8月21日(火) 15:30～17:00

会 場 フェニックス・プラザ 4F 402号室

研究協議題

「子どもたちの健康・安全の保持を基本に、医療機関や従事者との連携をどのように深めていくか」

- 健康で安全で、そして楽しい学校生活を維持するための健康観察や摂食指導について
- 看護師配置の整備や外部専門員、支援員を含めた医療的ケア体制のあり方
- 医療機関や医療従事者との連携・協力を進めるためのPTAのあり方

指 導 助 言 者 福井県立病院小児科 主任医長 津 田 英 夫 氏

発表校・テーマ 姫路市立書写養護学校
「子どもたちの健康・安全の保持を基本に、医療機関や従事者との連携をどのように深めていくか。」

発 表 者 姫路市立書写養護学校 元PTA会長 岩 崎 康 宏

元PTA副会長 沖 田 こず恵

司 会 者 姫路市立書写養護学校 PTA会長 松 本 裕 子

発 表 要 旨

1 学校概要

まず、1番目の学校概要ですが、本校の所在地は兵庫県姫路市の書写台3丁目にあります。これは書寫山園教寺の書写のところにあります。児童生徒数は肢体不自由76名、内訪問児童2名を含みます。職員数は137名、委嘱職員20名を含んでおります。学校の沿革としまして、昭和29年に広畑小学校に肢体不自由特殊学級が設立され、昭和35年、市内の3小学校、及び2中学校にあった肢体不自由が統合され、全国で13番目の肢体不自由養護学校として設立されました。そして、平成28年の訪問学級開始までとなり、創立58年目を迎え、チーム書写養、心をひとつにして取り組んでおります。

2 PTA組織

2番目に、PTA組織の紹介をいたします。平成30年度の役員と委員。役員は20名、本部が8名、内会長が1名、副会長2名、総務部4名、財務部1名。あすなろ部が5名、進路部3名、広報部5名となっております。委員としましては12名おまして、医療的ケア委員が4名、重度支援ネットはりまの委員が2名、進路地区委員、3市1町で6名の構成となっております。

今年度の主なPTA行事ですが、4月のPTA総会に始まり、11月の救急対応研修会まで、それからPTA役員会の年5回となっております。

先ほど紹介しました医療的ケア委員、省略して医ケア委員と呼ばせていただきます。医ケア委員の配置については、医ケアの必要な子どもの保護者より選出されます。小学部の保護者より2名、中学部保護者より1名、高等部保護者1名、計4名で構成されております。医療的ケア関連の会議にはPTA会長、副会長、合計7

名で参加することになっております。そして、主な医療的ケア委員の役割としましては、医ケアの必要な子どもの保護者より要望などのアンケートや聞き取りを行います。それと、医療的ケアハンドブックの作成と配布を行っております。学校の医ケア係、養護教諭、看護師、担当教員との連携を図っております。そして医療的ケア関連の会議への参加ですが、御覧のようになっております。

次にその他としまして、各学部の個別の救急対応訓練、それと、PTAとしましては、救急対応研修会というのを行いました。これは、平成29年度より救急対応研修会を試験的に行い、このときの参加が14名となっております。この研修会の講師ですけれども、重度障害総合支援センタールルドの本校の卒業生の多数が入所しているところでございます。ここの小児外科医師が講師でありました。本校の児童生徒数の中には、講師である小児外科医師の診察を受けている児童生徒も多数おります。このPTA研修会は、平成30年度の学校全体研修、5月10日、5月17日の2日間開催されました。これへと繋がり、今後も本校と医療機関との連携を深めるためにも、続けて行う予定であります。

3 本校の医療的ケアについて

3番目に、本校の医療的ケアについてですけれども、これが本校の医療的ケアの特徴となります。全国で13番目に設立された養護学校で医療的ケアがシステム化されており、看護師も配置され、安心感があります。花北診療所と連携して、併設の通園施設と本校での医療的ケアの実施の際のマニュアル、手技ですが、これを統一しております。

そして平成10年度より本校指導医となった医師が、平成27年度までの18年間の間、本校の医療的ケアシステムを支えた結果、システムが熟成されていきました。そして次に、投薬も医療的ケアの一部とみなし、実施しております。そして教員も、医療的ケア

に関するさまざまな研修を積んでおります。そして、事故を未然に防ぐために些細なことでもヒヤリハットの報告をしております。

4 本校の医療的ケアの歴史

4 番目に、本校の医療的ケアの歴史となります。平成2年に経管チューブが入った児童生徒の受け入れが始まり、平成9年の国の事業である障害児者地域療育等支援事業を利用し、総合福祉通園センター、これ花北診療所ですが、看護師が学校訪問を行い、看護師が医療的ケアを行ってよい子ども3名の保護者の付き添いを免除する試みが始まりました。そして、翌年平成10年ですが、校内に医療的ケア整備推進委員会が設置され、姫路市教育委員会から総合福祉通園センターに常駐看護師の1名分の人件費委託がされ、総合福祉通園センターの医師が本校指導医と、同時になりました。そして平成11年から、常駐看護師の増員が始まり、平成11年は2名、12年は3名、14年4名、18年に5名、25年には看護師は6名、そして、平成30年今年度で医療的ケアが20年目を迎え、書写病院の看護師10名が本校付けで登録されており、校内に7名の看護師が常駐しております。

5 平成30年度の児童生徒数と教員数・介助員数・看護師数

5 番目に、本年度の児童生徒数と教員数、介助員数、看護師数となっております。左側が児童生徒数。それから、医療的ケアが必要な児童生徒数、投薬を含むすべての医療的ケアが必要な児童生徒数、緊急時の坐薬が必要な児童生徒数、ケア実施可能な教員数、介助員数、看護師数となっております。そして括弧内は、訪問学級在籍児童と担当教員の数となっております。

6 主な医療的ケア別人数とその割合

6 番目に、医療的ケア別人数とその割合となっております。口鼻吸引が24名、気管切開部の吸引9名、酸素投与13名、吸入6名、注入、経鼻4名、注入、胃瘻19名、人工呼吸器2名、導尿が3名です。医療的ケアの対象児童生徒数は38名、投薬のみは含まないという数となっております。そして星印は認定特定行為で、人工呼吸器内の括弧ですが、これは、夜間もしくは睡眠時に使用する人も含んでおります。この夜間睡眠時といえますのは、学校でいいますと、修学旅行や宿泊学習などを示しております。

7 医療的ケアシステム組織関連図

7 番目に、医療的ケアシステム組織関連図となっております。実施要項に記載されている医療的ケアシステム組織関連図です。本校に在籍する医療的ケアの必要な児童生徒が学校生活を健康で安全に送ることができるよう、医療的ケアシステムを整備しております。本校の医療的支援における看護業務を姫路市教育委員会が書写病院に委託をし、本校に配置された看護師と花北診療所から指導医として派遣された医師とで実施をしております。教員に対する第3号研修、基本研修については姫路聖マリア病院の医師が行っております。これが医療的ケアのシステム組織関連図となっております。

8 医療的ケア実施に必要な手続き

8 番目に、医療的ケア実施に必要な手続きとなっております。保護者が医療的ケアの申請書を提出し、学校が申請に対する検討、申請に対する指示の依頼、第1回拡大検討委員会です、そして、医療機関、児童生徒の状況状態を確認し、指示書、意見書の発行

を行います。そして、実施方法の検討、通知書の発行、第2回拡大検討委員会となっております。そして、通知書の承諾、通知書と依頼書の提出を行い、マニュアルは作成され、医療的ケア実施となります。

9 毎日の実施手順

9 番目に、毎日の実施手順としまして、左側から保護者が朝の健康観察とケア依頼届を提出します。そして学校でケア担当が健康状態の把握、それとケア依頼届の確認をします。そして、養護教諭が健康状態の把握、全体の調整。そして看護師が該当児童生徒の状態把握、それと経鼻チューブの挿入確認を行います。これで個別のケアが実施をされます。それを担当教師、看護師が記録を取り養護教諭が確認をします。そして、ケアの報告確認をし、ケア実施記録に押印され提出され、この確認ですけれども、学校長、医療機関が確認を行い、学校長が保管をするというふうになっております。

そして、皆さんの冊子にはございませんが、本校のOさんの一日を紹介いたします。朝9時10分に登校し、バイタルチェックを行っております。ここは先ほど言ったように保護者と担当教員と養護教員さんと看護師さんが確認を行っている様子です。そして、10時50分頃ですが、水分注入をケア担当教員が行います。そしてその右側が授業中の様子です。そして12時に胃ろうからの経管栄養注入。これをケア担当教員が行います。そして14時に水分注入、これもケア担当教員が行います。そして14時45分、下校となります。そして早帰りの日というのがありまして、このときに14時下校になります。そして必要に応じてSpO2、脈拍、体温を測り、鼻腔吸引を看護師が行っております。

次にですが、Iさんの一日となっております。Iさんは人工呼吸器のお子さんであります。9時10分に登校し、バイタルチェックを行います。そしてIさんは午前中ですけども、プールに入っております。プールでもバイタルチェックを、右側ですね、これを行っております。そして11時頃に胃ろうからの水分を注入。これをケア担当教員が行います。そして12時に吸入、生理食塩水、これもケア担当教員が行い、カファシスト、気管切開部の吸引、口腔吸引、それを看護師が行います。胃ろうからの経管栄養注入ですが、これをケア担当教員が行っております。その右側が授業中の様子ですね。14時45分にバイタルチェック後に下校。早帰りの時はこれが14時になります。これがIさんの一日となっております。

10 医療的ケアを実施する上で大切なこと

10 番目に、医療的ケアを実施する上で大切なことです。1番に、安心安全の確保のために連携と協力ということが必要だと思えます。これは、教員、看護師、養護教諭、保護者それと主治医、指導医、救急搬送先の病院等の連携と協力というのが必要であることです。それと学校では徹底したマニュアル化ですね。一人の医療的ケア対象児に複数の医療的ケア担当教員を作ってカバーしています。2番目に医療的ケアのある児童生徒への教育的配慮としまして、学習しやすい環境づくり、体調に合わせた指導内容、指導時間の調整を行っております。

11 平成29年度のヒヤリハット・アクシデントの件数

11 番目に、平成29年度のヒヤリハット・アクシデントの件数となっております。1学期にヒヤリハットが18件、アクシデント4名。2学期、ヒヤリハットが20件、アクシデント1件。3学

期、ヒヤリハット18件、アクシデント0件となっております。

12 現状課題

次に12番目ですが、現状の課題としまして、教員となっておりますが、これは先生側からの意見です。

本校の教員は市内の小・中学校から転任してくる為、本校で初めて医療的ケアに関わる教員が殆どである。教育現場で常に配慮を必要とする為、心理的にも体力的にも負担が大きい。そして、姫路市の規定により最大9年、初任者については5年となっております、という勤続年数では、経験値の少ない教員が重度の医療的ケアを実施せざるを得ない実情があります。そして次が保護者側の意見ですが、放課後デイ等の事業所の医療的ケアの手技が、統一されていないので、不安であるということ、それから医療的ケアの無い子どもの保護者は、医療的ケアへの関心が非常に低いというふうな意見が出ております。

13 まとめ

本校では、平成2年より経管チューブが入った児童生徒数の受け入れが始まって、現在までの約30年間で、子どもたちを取り巻く環境は大きく変化しました。姫路市では、30年前頃までは経管栄養などの医療的支援の必要な子どもは、訪問学級への就学を指導されてきました。しかし、保護者たちの強い要望により、保護者の付き添いを条件に本校へ入学できるようになりましたが、養護学校の12年間の送迎や付き添いは、保護者にとっては大きな負担である等の問題もありました。本校で医療的ケアが大きく前進したのは平成9年でした。本校の医療的ケアの歴史のところもご参照ください。平成30年度までの約20年間の間にも、医学の進歩、法の改正、医療機器の進化、社会情勢の変化もあり、医療的ケアを実施しやすい環境が整い、市教委、学校、医療機関、保護者との連携で重度障害児の入学も多くなり、保護者の付き添いも、担当の先生が代わったときと校外活動の一部を除き、基本的になくなりました。こうした歴史の中で、医療的ケアの実施については次のような問題点があります。

医療的ケア実施の問題点としまして、1番で、同じ医療的ケアでも対象児それぞれに手技が違う。これは退院時に指導される手技、これが病院・担当看護師で違っている。それを指導された手技を保護者がやり易いように変更をしている。そして2番目に、医療的ケアの相違による問題点としまして、ベテラン教員でも児童生徒がかかわると最初から研修が必要となること。そして、医療的ケア研修における実施研修の意味が無くなってしまふ。そして、通園施設、これ就学前、そして学校ごと、これは学年ごと、そして卒業後の成人施設です。各ステージにおける最初に保護者が伝える負担も非常に大きいなどの問題があります。

現在、姫路市立の花北診療所併設の通園施設、本校、書写病院です、委託をしているところが書写病院。それと姫路市立の生活介護事業所は、医療的ケアの手技が統一されています。しかし近年、姫路市では民間事業所の放課後等デイサービスや生活介護の開設が増え、これを利用する本校の医療的ケアを必要とする児童生徒の活動の幅は広がりましたが、医療的ケアの実施については、民間事業所に医療的ケアの手技、マニュアルですね、これが無い為に1番と同じ問題が発生しております。

今後は民間事業所の医療的ケアの手技統一が必要ではないかと、放課後等デイサービスを利用している保護者より意見が出ておりました。本校PTAでは、学校で子ども達の安全安心の為に、

教員の配置については、姫路市へ要望書、平成26年よりの提出を行っております。また、民間事業所の医療的ケアの手技の統一については、今後はPTA医療的ケア委員会を中心に研修会や会議を行い、事業所と保護者との連携を図り、医療的ケアの手技統一へ理解と協力を求め、PTA活動へ繋げていきたいと思っております。

質疑応答・意見交換

【福島県立郡山支援学校 校長 郷家】

福島県立郡山支援学校からまいりました、校長の郷家と申します。よろしく申し上げます。

今ほどは、丁寧な発表ありがとうございました。大変参考になりました。一つ教えていただきたいのですが、資料の40ページでございます。一番上のその他のところでSpO2の低下、無呼吸発作などの緊急事例が起こった場合の訓練というふうにございます。訓練の中にアンビューバック、いわゆる手動式の呼吸器の使用についてのそういう訓練等は行っているのでしょうか。もし行っているのであれば少し概要を教えていただければと思います。よろしく申し上げます。

【発表校】

40ページのその他のところの学部ごとの個別の救急対応訓練のアンビューバックを使っているかどうかでよろしいでしょうか。これは緊急対応訓練としましてマニュアルを作成し、ここに書いてある通りですが、人工呼吸器装着のお子さんを対象に行っております。そしてその中で、もちろんアンビューバックを使って、学校長、教頭、それから養護教諭、教員、看護師で行っています。

【岡山県立岡山支援学校 PTA会長 徳永】

岡山県立岡山支援学校のPTA会長の徳永と言います。

資料の42ページの8番、医療的ケア実施に必要な手続きということで書いてありますが、どのくらいの期間で実施までごぎつけているのですか。あとは、ケースバイケースであるとは思いますが、だいたいどれくらいで、最初の保護者の医療的ケアの申請書提出から実施までにいけるのか、教えていただけたらなと思います。

【発表校】

40ページの医療的ケアの実施に必要な手続きとしまして、申請から実施に至るまでの期間でよろしいでしょうか。本校ですが、高等部から申請をスタートしまして、順番に、中学部、小学部というように申請が始まっていきます。看護師の数がやはり限られていますので、高等部、中学部、小学部から申請のあった順番に行っていきます。そして実施に至るまで大体、4月に始業式始まって申請をして、5月いっぱいくらいまでには実施に至っております。人数や申請の数などケースバイケースです。申請の数によって、6月までずれ込むということもあります。

【筑波大学附属桐が丘特別支援学校 副校長 西垣】

東京都にあります筑波大附属桐が丘特別支援学校の副校長です。

大変、市と病院と学校、保護者の連携で素晴らしい安定した医療的ケアの実施体制ができていらっしゃるなと思いました。大変参考になりました。教えていただきたいのは、43ページにある

11ですが、ヒヤリハット、アクシデントの件数ってことがあるのですが、差し支えなければ、例えばアクシデントは具体的にどのようなことがあったのかとかですね、それが緊急訓練に生かされているのかどうかを教えてくださいなと思います。よろしくお願いします。

【発表校】

先ほど、43ページの11番のヒヤリハット、アクシデントの件数、これ、具体的な内容でよろしいでしょうか。内容について、特に皆さんこのアクシデントが何なのかなというのが、すごく興味があることだと思います。

では、1学期のヒヤリハット、アクシデントですが、アクシデントの内容について4件ある中で、胃瘻カテーテルの抜去、それから気管切開部のカニューレ抜去というふうな内容となっております。

そして、2学期のアクシデント1件というのは、胃瘻カテーテルの抜去という内容となっております。

そして、これが緊急対応訓練の役に立っています。気持ちと言いますか、気を引き締めてやっていきたいと思いますということにはつながっていると思います。隠すつもりでも全くなく、学校側はきちんと私たちに情報開示をしてくださっているの、非常に私たちとしまして学校側にも信頼ができるということです。そして、ヒヤリハットですが、この件数が非常に多くあります。このヒヤリハットをなるべく多くあげて、なるべくアクシデントにつながらないようにというふうな体制になっておりまして、このヒヤリハットのアクシデントの中に、投薬の忘れとか、薬をこぼしたことで報告をするように本校は行っております。このようなことで件数は上がってはおりますが、些細なことでも報告し合ひましょう、そして、情報を共有しましょうということで注意することにつなげています。

指導助言

福井県立病院小児科 主任医長

津田 英夫氏



福井県立病院の小児科の津田と申します。私は福井に来て25年になります。22、3年ほど修学旅行に付き添っていきまして、30回以上行っています。東山動物園のコアラ舎やUSJ、海遊館などに行きました。学校によく出入りしましたし、県の人間ですので、結構教育と福祉と今までいろんなことをやってきました。

まず一つ目、PTAのあり方ですが、今日、書写の発表を聞きながら、すごい学校だなと思って聞いていました。先進的ですね。そう皆さん思っている、実際やろうとすると、行政の壁だとか、教育委員会の壁だとか、いろいろなことで実は詰まってしまう。そこで、「それは親の仕事なの。」とか、「それは教師の仕事です。」と言うのをもう止めにしようよっていうのが、僕の今日の結論なのです。後からまた申し上げます。

書写のすごいなと思ったところは、上手にいろいろなところのクッションになっているところ。保護者の方はいろいろな言い分があって学校に言うのです。学校の方でも、文部科学省だの厚生労働省が言ってきているから仕方なくやっているけど、本当はあまりやりたくない。最初からはうまくいかないのです。そここのところ第三者的に調整に入る組織が必要なのです。だからそれを僕は福井県でやってきた。トラブルが出てきても僕が入ればなんとかなるさでやってきた。でも、それは違うのです。親御さんだけ、それを例えばいろいろなことに関わっている書写のPTAのやり方はとても良い方法・クッションだと思います。

学校が「審査は、これだけ時間がかかります。」ということをして直接校長先生、医ケアの担当の先生が保護者さんに言っても、「え、なんでそんなに経管栄養に時間が掛かるの。待てないわ。その間、親が学校行かなきゃいけないの。」となります。だけど、それをPTAも関わって「そこでこれだけ掛かります。」と言うと、みんな一歩ずつ引くと思うのです。このようなことは、みんなが一歩ずつ引き、でもある程度みんな同じ方向を向いて、仲良くやろうってところをPTAがしてくださるとすごく良いなと思って、僕は書写の発表聞いていました。すごいいいクッションだと思います。

そうすると、後でそのクッションをもう一つ欲張りしましょうとなるとよいですね。医療と福祉の面に関してもうワンクッション入ってくると100点。でも、それは、すごく大変です。特に教育委員会との間に入ってくれた校長先生たちは、かなり苦しいです。待たなしです。先ほども言いましたが、組織図を作ったり、こんなに医ケアの委員がいたり、大変だと思います。全国でこれ真似できないと思いました。だけどこうやって行っているところがあると分かっただけでも、なぜか今日僕は来てすごく嬉しかった。全部はできないかもしれないけれど、その仕組みを今度は卒業後に持ち上がれたらいいなと思いました。

これはPTAの話と違いますが、どこの特別支援学校でも、卒業したらどうするっていうのは、先生方にとっても親御さんにとっても一大事件です。施設もすぐいっぱいになるし。進路指導について僕はいつもいろんな先生に聞きますが、いったい先生方どこまで進路指導ですか、卒業後何年見るのですかと聞きます。「5年から10年、もっと長く見ます。」と言われている先生方がいて、先生方はすごいなと思って聞いています。そここのところいい施設を作ろうと思ったら当事者が頑張って自分で作らないといけません。そここのところ例えば支援だのサポートに学校のPTAが入れたら良くなっていいなと思っています。

全国どこでもそうですが、2年前に通達が出たこと、それは、全国一斉に医療的ケアの子に対して教育、福祉、医療全部絡んで協議会を作りなさいということです。皆さん御存じだと思いますが、福井県でもやっています。小児在宅医療協議会っていうものです。そここのところに、デイケアの施設もレスパイトするところも学校も、校医さんも地域の開業医も医師会もPTAも入って、実は個々のカンファレンスやってもらえば一番よいです。しかし、なかなか卒業してから絡むのは面倒だと思われるかもしれませんが、PTAの方も学校に在籍しているときから入ってくると、卒業した後でも、逆に言うと学校の中にデイケアの人を呼び込めてことです。カンファレンス始めてくださいって、実際にもう始めています。福井は、何件も。後に、PTAがやるかどうか分かりませんが、そういうのが母体になればそこに厚生労働省の想定する支援相談員とかコーディネーターとか出てくると思

ます。その人たちが今度核になれば卒業後のイメージがついてくるかな。子どものためにもなり、実は先生のためにもなるPTAが本来のPTAだと思っているので、クッションとしての書写のあのやり方すてきだなと思って話を聞いていました。

二つ目。救急対応の話です。これも全国、温度差が激しい。やっているところはやはり続けた方がいいし、学校が既に救急対応をやっていることを知らないPTAもあります。そしたら何が問題なのだろうっていうと、みんなで一緒にやりましょうってことしかならないと思います。それと救急対応を学校レベルで全部やりましょうってのは必要です。医療的ケアの子であろうがなかろうが。ここは先生方、校長先生方、完璧に僕メッセージで入れたいです。医療的ケアじゃなくても、例えばその子が倒れたら、障害があるがなかろうが医療的ケアがあるがなかろうが、現場の先生は、すぐ対応しなければならないのです。医療的ケアをやっている部署とそうでない人の温度差が激しい学校はたくさん知っていますが、なるべくその垣根を落としていくとしたら、まず全校的な救急対応、知的障害の子がてんかんてひっくり返った、いつもだったら2分で戻ってくるのに全然反応もない、脈が乱れている、どうしますか。AEDを全員の先生が使えないといけません。

それと別に、医療的ケアの子だけを集めて、アンビューの研修を行うことは違うと思います。医療的ケアの必要な子ども一人一人に対して行うことが必要です。個別のケースを集めていって、共通のことがいくつかあるねとなったときに、では、研修会やりましょうかということがありますが、大事なものは、医療的ケアの子、人工呼吸の子、気管切開の子、なんでもいいですけど、その子一人一人の実際的なマニュアル、こういうときは何をやるのというものが重要です。それを積み重ねたものが研修会であったり、AEDの研修会であったりすると思います。よって、まず、各学校の医ケアの担当の先生か担任の先生が、例えば医療的ケアのある子どもを持つ親御さんと話し合っ、「呼吸が悪くなったときアンビューを試してみたいがどうですか。」と、まず相談してみることから始まるのかなと思います。それで、相談して、今度は学校側からじゃなくて親の側から、主治医に「アンビューの研修をしたいけど、先生来てくれませんか。」とお願いしたら半分くらいの人は多分「いいよ。」と言うと思います。半分は声掛けても絶対しません。つまり、まず個々で対応されてみてはどうかなって思うのが一つです。

それから、胃瘻や気管カニューレが抜けたってアクシデントが全国であります。皆さん御存じだと思いますが、今年3月に厚生労働省から学校に対して、カニューレを入れなさいという通達が出ましたよね。でも、初めて学校看護師さんが入れなさいと言われてたら大概尻込みします。だったら、学校看護師にまずカニューレを入れる研修から行わなければいけません。それを来週行う予定です。学校看護師を集めて、模型借りてきて行きます。学校看護師さんに「親御さんがOKなら、良かったらうちの病院で、僕の目の前でカニューレ入れてごらん。」と言っています。訪問看護師さんでもOKです。受診するときに、学校看護師さんは、なかなか学校から出られないこともあるので、ここはもう校長先生の一存です。学校看護師は学校内だけということになっていますが、もし病院に来ることが可能ならばカニューレかえに病院行くときに一緒に付いてきてもらって、主治医の目の前で入れさせてもらったらいいと思う。そうやって今、訪問看護師さん3人ほど

入れさせてもらいました。

模型での研修もしないよりは良いですが、AEDも研修もしないよりは良いですが、いろんなこと研修しないより絶対良いのですけど、できたらなるべく起こりうることを想定して、その子その子に何が起ころうかってことを考えて、動いていくことが次につながっていくことかなと思って、私は今までやってきました。胃瘻やカニューレは、抜けるのですよ。抜けたら、抜けること前提にして考えた方がいいです。何か起これるとしたら、ダブルチェックをすることが大切です。だから、人工呼吸器の子が朝来たたら、ダブルチェックして、圧をみて、回数みて、酸素の量みて全部それをチェックします。それしたから事故が減るか分からないですがしないよりはましです。

さっき書写養護学校の発表のあとで話しましたが、病院で同じように医療的ケアの手技を教えて返すのですが、レスパイトにきたらみんなバラバラです。吸引ひとつとっても。当たり前、だから当たり前なら個別に考えなければならない。ただ、標準化はした方がいいです。それが卒業後からんでくるから。だからそういう一人一人のカンファレンスの中で課題として考えてくことだと僕は思います。だから、学校で行っていることが実は卒業後に直結してきます。

その子が今一番何か必要なことから始めていけば、そんなに難しいことではないかもしれません。みんなで知恵を出し合うか、何かやればいいと思います。何もしないよりは始めた方がいいです。それが卒業した5年後に効いてきますので、今、行っていることで結果が出なくても、絶対5年後効きます。

今日はありがとうございました。



第6分科会 「機器」

日時 平成30年8月21日(火) 15:30～17:00

会場 フェニックス・プラザ 4F 403号室

研究協議題

「子どもたちの可能性を広げ、生活を豊かにするコミュニケーション支援をどのように深めていくか」

- コミュニケーション能力を高める効果的な機器利用のあり方
- 機器を取り巻く、多様なコミュニケーションの手段のあり方
- 機器を活用した自立支援（生活支援・就労支援）のあり方
- 家庭における機器の活用法と学校との連携

指導助言者 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所

研究企画部 総括研究員 吉川 知夫 氏

発表校・テーマ 愛媛県立しげのぶ特別支援学校

「個々のコミュニケーションツールとしての機器の活用法」

発表者 愛媛県立しげのぶ特別支援学校

PTA会長

正木 美由紀

PTA会員

河村 知子

司会者 愛媛県立しげのぶ特別支援学校

実習助手

小椋 直一

発表要旨

1 学校概要

本校は昭和40年に愛媛県で唯一の肢体不自由養護学校として開校しました。平成18年に病弱虚弱教育を行う愛媛県立第二養護学校を統合し、肢体不自由部門と病弱部門を設け、校名を「愛媛県立しげのぶ特別支援学校」に変更しました。さらに、平成19年には「愛媛県立子ども療育センター」が併設されたことにより、日常的に医療との連携がもてるようになりました。平成27年には、県内に新居浜特別支援学校川西分校と、宇和特別支援学校肢体不自由部門が開校され、県内における肢体不自由の学校が3校となりました。平成29年度は、文部科学省の委託モデル事業「学校における高度な医療的ケア等に対応した校内支援体制充実事業」の受託実施校となり、今年度も継続して研究を進めています。開校してから今年で55年を迎えました。

通学生は、県庁所在地の松山市を中心に9市5町から、自家用車や朝夕1時間半のコースで運行される3台のスクールバスで通学しています。その他、公共交通機関等を利用して登校している生徒もいます。また、家庭からの通学が困難な場合は、寄宿舎や療育センターに入所し、そこから通学している者もいます。

本校は幼、小、中、高の4つの学部があり、平成30年5月現在の幼児児童生徒数は158名です。平成15年4月1日から学校配置の看護師による医療的ケアが開始されたことにより、保護者の学校待機による負担が軽減されました。

2 本校のPTA活動

次に、本校のPTA活動について御説明いたします。毎年5月

初めに総会が行われ、役員会と理事会を年に2回ずつ開催しています。本部役員以外の全ての保護者は、4つの常任委員会に所属しています。

各委員会活動の様子を御覧ください。「研修委員会」は、校内・校外における各種研修会を企画、開催しています。「広報委員会」は、PTA広報誌の発行やベルマーク運動を行っています。「部委員会」は、保護者集会やPTA懇親会の開催、散髪の手配、防災対策への取組も行っていきます。「厚生委員会」は、11月の文化祭でPTAバザーを開催、運営しています。以上の委員会活動に加えて昨年度は、保護者ブログを立ち上げたり、新たにPTA掲示板と意見箱を設置したりしました。

3 本校の機器活用の状況

さて、ここから本題に入ります。

本校の児童生徒が学校生活全般において使用している機器は、18種類です。このうちのいくつかを取り上げて、その活用状況を御紹介いたします。

一つ目は、「メッセージメイト」です。この機器は、複数のメッセージを録音して、再生することができます。生徒Aさんは聴覚障害のある生徒です。ボタンに貼られた写真を手掛かりに、押す順番や使うボタンを選択しています。音が鳴っているのが分かりにくいので、膝の上に置いて振動を感じ取ることでタイミングを計っています。

次に、「トーキングエイド」です。これは平仮名でメッセージを入力し、音声で出力できます。生徒Bさんは視覚障害のある生徒です。キーボード自体ほとんど見えていないので、すべての配列を記憶しています。文章の入力や9までの数を数えること、

来客に先生や友人を紹介したりもします。話の内容によって音量や表現方法を変えて使用することもできます。

三つ目は、「ファイバースイッチ」です。これは、瞬き等の小さな動きを感じ取るスイッチです。校外学習で訪れた科学博物館の展示物にとっても興味を示したCさんのために、同じようなものが作れないかと、教員が「ハクションロボ」を手作りしました。手をかざすことで、ファイバースイッチが反応し、それに接続されているVOCAとドライバーにも同時にスイッチが入るようになっていきます。繰り返し遊ぶことで、手を入れると風と声が出ることに気づいたようです。

以上御紹介したのは、実際に使用している機器の一部です。個々の状態に応じた機器を選定し、それぞれの方法で使っています。

また、先生方の中で機器作りの研修会を開催し、身近にあって、しかも安価で手に入る部品を使用して、様々なものを手作りしています。それらの機器を積極的に授業に取り入れながら、より子どもの興味を引き出す工夫がなされていました。

一方、家庭での機器の使用状況については、学校側としては特に把握していなかったため、この機会に「保護者の考えを知りたい」ということでした。そこで、PTAでは、家庭での機器の使用状況を調べると共に、コミュニケーションツールとして機器を利用することについて保護者がどのような考えを持っているのか、初めてのアンケート調査を実施することにしました。

4 アンケートについて

今回実施したアンケートについて説明します。主な目的として、①家庭での機器の使用状況を知りたい、②コミュニケーションツールとして機器を使用することへの保護者の考えを知りたい、この2点が挙げられます。御存知のように、私たちの子どもたちは一人一人違った障害を抱えており、個々の状態もそれぞれ異なります。そのため、このアンケートの集計もただ単に数字を拾っていくだけでは多数決の結果しか得ることができないため、最初の質問の「お子さんは言葉が話されますか？」の回答から子どもの状態を分けて考えることにしました。

全体の63%の子どもたちがコミュニケーションにおいて、何らかの支援ツールが必要、あるいは有効であると考え、集計対象としました。「こちらから子どもとコミュニケーションを取る時は？」の設問に対しては、例えば子ども自身が言葉が話さなくても、こちらからは「言葉で話す」と回答した人が53%と半数以上を占めています。次に多いのが、「実物を見せる」で22%です。では、その「言葉で話す」と答えた53%の人のうち、話しかけられた子どもの方はどのように反応しているのか、保護者の目からみた感じ方です。御覧のように「言葉で理解している」ようだと感じている人が、全体の91%となっています。残りの9%の人は、理解は難しいだろうと考えつつも言葉掛けをしており、例えば分からなくても言葉を掛けることへの意義を感じているようでした。

次に、子どもの方から何かを伝えたい時はどのようにしているかを尋ねてみました。ほぼ半数の子どもが「表情やそぶり」で意思を伝えようとしています。ここで重要になってくるのは、そのメッセージを周りの人が理解できるかどうかということです。何らかの手段を持っている子どもは、相手が誰であっても、意思が通じる可能性が高くなります。しかし、こちらの47%の子どもは、普段からその子に接している保護者や先生にしか伝わらない可能性があります。また、「わからない」と答えた人も12%となっており、子どもからの明確なサインがない可能性もうかがえます。

次にお見せするのは、「コミュニケーションを取ることを目的として、学校でどのようなツールを使っているか知っていますか？」また、「家庭で何か使っていますか？」という質問をグラフ化したものです。タブレットやスマートフォンなど、比較的用意しやすいものについては家庭でも活用されています。しかし、専用の機器については全てゼロでした。また、家庭ではコミュニケーションのためにわざわざツールは用意していないという回答が突出しております。学校で使用しているかどうか「分からない」と答えたケースも散見されました。せっかく機器を使ってみても「おもちゃ扱いになってしまう」など、機器を使用することに多少の疑問を感じていることがうかがえます。こういったことも、家庭では機器を使わないと回答した人が多い理由なのかもしれません。

これまでの結果から「機器に対する興味など、全くないのだろうか」という疑問が湧いてきます。

しかし、「コミュニケーションツールとして、こんな機器があれば使ってみたい」のグラフから、多くの保護者が、機器に対する興味を持っていることがうかがえます。全体的に、タブレットやスイッチ類など、比較的購入しやすいものが多いようです。一方、視線スイッチや脳波スイッチなど、購入するとかなり高価になるものでも、子どもとコミュニケーションが取れるならぜひ使ってみたいと考えている保護者も多くありました。「機器を使うことに対して期待することは？」のグラフについては、子どもの状態によって絞らず、回答した全ての保護者を対象に集計しています。言葉での理解ができる場合、就労や自立に向けた使い方を望んでいる回答が多く見られます。一方、それが難しい子どもほど、機器によってコミュニケーションが取れるようになればという期待が高いことが分かりました。特に、重度の障害をもつお子さんの保護者の回答だと思いますが、こちらのように「機器」を使うことによって、「何とか子どもとコミュニケーションが取れるようになりたい」という願いが伝わってくるような結果でした。

以上がアンケートの集計結果から見えてきたことです。

5 個々に応じた機器の選定と活用

今回実施したアンケートから、「子どもの状態に合った機器を使用してみたい」「機器を利用して子どもの意思を知りたい」という保護者の願いが浮き彫りになってきました。

そこで、それぞれ状態の異なる3名の生徒を抽出し、普段の生活の中で活用できる機器の情報提供を受けました。その取組の様子を御紹介します。

1人目は、生徒Dさん。小学部6年生の男子です。御覧のように、いくつもの重複した病気を抱えており、体を自分の意思で動かすことはほとんどできません。意思疎通することは難しい状態です。Dさんの状態から、「視線入力装置」を用いることにしました。課題の授業の様子です。タブレットに表示されているボールを注視すると、ボールが割れ、音が鳴ります。何度か繰り返していくうちに、自ら画面を注視する回数が増えてきました。特に、音に興味を持ったようで、どのようにすれば鳴るのかを自分で考えている様子が見受けられました。うまくできると笑顔になり、嬉しくて拍手をする動作も見られました。また、自分の興味関心のある写真や動画を表示するとそちらを注視し、表示されなくなると探索するなどの動きも見られました。Dさんの保護者は、これまで何かに興味を持って、目で追視していることを知らなかった

ので、子どもとの意思疎通は難しいと感じていたそうです。しかし、このような取り組みによって、子どもが興味を示していることがわかり、今後、もっといろいろな形で自分の意思を表現できるようになるだろうと、とても希望を感じたそうです。

2人目は、生徒Eさん。中学部2年生の男子です。Eさんは、健康な状態で生まれ、1歳半までは病気や障害もなく成長していました。しかし、溺水事故により、その後遺症から全身の拘縮が起り、発語や追視すらもできなくなりました。意思疎通も困難で、その表情から感情を多少読み取ることができるくらいです。Eさんの保護者は、事故により、それまでできていたことの全てができなくなってしまったものの、心の成長は途絶えることはないはずだと考えています。「本人が失ってしまった意思伝達の手段さえあれば」と考えていたところ、自活課の先生から、「脳波スイッチ」の情報を得て、「自分が求めていたものはこれなのかもしれない。ぜひ使ってみよう」と思いました。脳波スイッチとは、脳波などの生体信号を利用して、電子機器を操作する高機能バイオスイッチです。これによって、まばたきすらできなくなった人が、家族とのコミュニケーションを復活させたという事例があります。PTAとしても、新しい取り組みをしたいという考えから、学校に購入の働きかけを行いました。高価なもので、すぐに予算が下りるものではなく、実現はできませんでした。そこで、まず、自活課の先生が、メーカーからマクトスのデモ機を借りました。しかし、機器を使いこなして子どもの意思を読み取れるようになるまでには、もっと時間をかけて細やかな調整を行う必要があったため、一部自治体の給付を受けて、自費での購入に踏み切りました。その脳波スイッチを用いて、先生とEさん、保護者が、機器操作の経験を積む学習を一緒に行うことにしました。学習の成果①教室で誰かが会話をしていると、それをよく聞き取っている様子が見られるため、その時に脳波スイッチを使用してはどうかと考えました。額に電極をはる際、最初は緊張が入っていましたが、次第に慣れていきました。脳波の波形が設定レベルを超えると「ピッ」という音が鳴ります。それまでは、Eさんの外部への意思の表出を確認することは難しかったのですが、脳波スイッチによって確認がしやすくなりました。また、それを通して、いろいろな人が話しかけてくれるようにもなりました。学習の成果②使い方に慣れてきたところで、昼食時と昼休みに活用することを試みました。昼食時、看護師が注入をするために教室へ来て、チェックをしていると、タイミング良く「ピッ」と音を出す場面が多く見られました。まるで本人も一緒に返事をしているかのようでした。また、先生が話しかけたときに脳波に反応が見られ、反対に問いかけのないときは変化があまり見られず、音が鳴ることはありませんでした。このようなことから、Eさんは周りの状況をよく認識し、「ピッ」と音の鳴ることによって、他者とのコミュニケーションが取れることに気づき始めたのではないかと思います。次に、昼休みに脳波スイッチをつけて会話を楽しみました。「うどん好き？」や「焼きそば好き？」など、食についての質問をしてみました。すると「焼きそば」のときによく変化が表れました。また、クラスメイトが給食を食べられなくなったときには、音を鳴らすことによって、応援しているかのような場面も見られました。友達がほめられると、脳波に大きな変化が表れ、音が連続して鳴るようなこともありました。学習の成果③さらに発展させて、脳波スイッチでラジカセを再生する活動を行いました。音楽を再生したり、停止したりという動作を繰り返し経験しました。その様子を御覧ください。先生から

「音楽を再生して」とお願いされると、意識して自ら再生しようとする様子も見られました。今後、さらに経験を積むことで、タイミング良く操作ができるようになることが期待されます。

3人目は、生徒Fさん。高等部2年生女子です。脳性麻痺、そして、口腔器官の筋力低下や麻痺により発声できない言葉があります。発語しにくい言葉は自分から言おうとしません。使用している機器は、iPadと専用アプリ「トーキングエイド for iPad」です。国語の授業や、学校生活全般における会話、質問に対する答え、雑談にいたるまで、あらゆる場面で活用しています。以前使っていた50音表では濁音や促音、拗音などを間違えることが多かったのですが、音声の出るiPadによって相手に正しく伝えることができるようになりました。また、「私が～をした」というように、三語文で伝えることが増え、教員の支援を受けながら、文章を作成できるようになりました。これまで伝えたいことがうまく伝えられないときは、あきらめてしまうことが多くありましたが、iPadを使うようになってからは、しっかりと自分の考えや気持ちを述べるようになり、自分から積極的に会話していく場面も多く見られるようになりました。

6 まとめ

キーワード「連携」の観点から、学校での機器を使用した指導の様子は、連絡帳や通知表などで具体的に知らされているものの、それを実際に用いて生活に汎化できていないことが顕著に現れました。「保護者自身が家で使えないと思込んでいる」、「特に生活に困っていない」という一面もあるのかもしれませんが、アンケートからは、実際の家庭の様子を把握することまではできませんでした。家庭の事情はそれぞれ異なるため、機器の提案があったとしても、普段家庭で使用するのは難しいことも多いようです。しかし、その反面、保護者の思いや願いを学校側に伝えることができ、それがきっかけとなってこれまで知らなかった新しい機器を試すことにつながりました。家庭での関わりかたを振り返るきっかけにもなったのではないかと思います。

以上のような課題に対して、まずはコミュニケーション機器の情報や、利用状況を保護者に知らせていくことを目的とする研修会を実施してみようという試みで、先月、校内において、「生活の中で使える支援機器体験および研修会」を本校保護者対象に開催しました。参加した保護者からは、「機器に対する考え方が変わり、使ってみようと思った」、「どんな機器が子どもに合っているのか先生に相談したい」、「ぜひまた研修会を開催してほしい」といった感想がたくさん寄せられました。今後このような取組を継続して行っていきたいと思います。それによって学校と家庭との連携が深まり、より良い生活を送るための解決策を共に考えることで、将来、地域に出て生活していく子どもたちにとって必要不可欠な「生きる力」に繋がっていくものと信じております。

以上で発表を終わります。御清聴ありがとうございました。

質疑応答・意見交換

【長野県立長野県花田養護学校 校長 関】

長野県の花田養護学校の関と言います。支援機器についてPTAで取り組んでいる説明をしていただきありがとうございます。とても感激しました。

視線入力装置というのは、おいくらぐらいして、補助が出る

と出ないとかってというようなことがわかりましたら教えていただきたいことと、それから、ハクションロボ、ファイバースイッチとかってというのが最初の方の説明で、あったと思うのですけれども、それはどんなものなのか教えていただけたらと思います。

【発表校】

先ほどいただいた2つのことについて。

まず、最初の、視線入力スイッチですが、実はもう価格も安くなりまして、3万弱で買えます。アマゾンでも発売されておりますので、アマゾンで検索していただくと出てくると思います。実は、この視線スイッチはこちらになるのですが、これだけを買われてもだめです。これの後にソフトをパソコンの中に入れないと視線スイッチとして動かないです。なので、そちらの方は登録すると無料でいただけます。それをする、パソコンでスイッチを使ってマウスを動かすことができるという形です。よく勘違いで、これを買って、ただUSBを付けるだけで動くと思われそうですが、中に動くためのプログラムをインストールしないと動きません。調べていただくと、ソフトをダウンロードできるリンク先がありますので、そちらからダウンロードしていただいてインストールしていただくことができます。ただ、学校や御自宅の使われているパソコンのUSBの色が青色かどうかを見ていただいて、3.0以上であるかどうかというところをまず確認していただくのが先かなと思います。

次にハクションロボですが、愛媛県にあります総合科学博物館の方に、手を入れると風がヒューと出るような仕掛けの物があります。その時にすごくいい顔をしていた生徒がいて学校の方でもできないかと思いました。口の向こう側にはドライバーがセットされています。手をかざすと、そこで光ファイバースイッチを遮断しますので、よく何か通ると写真を撮られたりすると思うのですが、そういったことを応用して、手をかざすとスイッチがオンになるという作りです。今のところ、視線スイッチは、まだ学校では買っていません。これは実はすべて愛媛県の愛媛大学の方からお借りしております。ですから、個人的に買うのならば、補助金のところは各都道府県の担当の方に聞きに行ってもらいたいと思います。

マクトスの方も、こちらの方は「特殊なマウス」として補助が愛媛県でおりました。ただ、他県ではどういった形で補助がおりるかっていうのはわかりません。脳波スイッチが補助として認められた県は全額出るそうです。それは各県によって違うので、そこは各都道府県で調べていただけたらと思っております。

【山形県立ゆきわり養護学校 PTA会長 横山】

山形から参りましたゆきわり養護学校PTA会長の横山です。さっきのマクトスは医療機器でしょうかということと、このような機器等の情報をどのように入手したらいいのかをお聞きしたいです。

【発表校】

まずマクトスは医療機器ではなく、意思伝達装置というふうな形で販売されております。ですから医療の方面としては、これからだと思います。販売元の企業さんの方にもこのような使い方を本校でしているという話もしております。

こういった情報をどちらからという質問ですが、私の方は、毎年12月に京都で行われる ATAC に参加し、発起人が大学の先

生の会に出て情報を得ています。そちらの方にできる限り毎年行っています。そちらの方ではいろんな機器の展示があったり、発表があったりしています。それらを参考にしながら、本校で使えないかどうかと考えます。私が個人的に好きなのでそちらの方に行っています。

指導助言

独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 研究企画部
総括研究員

吉川 知夫氏



特総研の吉川と申します。よろしく申し上げます。

私は研究所の肢体不自由班にいます。言語やコミュニケーションのことが専門ですが、勤めた学校がずっと肢体不自由の特別支援学校だったので、現在は、特に肢体不自由や障害が重いお子さんのコミュニケーションについて研究を行っています。

今日は、コミュニケーションにおける、「機器」の分科会ですが、コミュニケーションには、二つの側面があります。今日の菅野調査官の話の中にもありましたが、例えば、自己決定や選択は、知識や情報の伝達や共有という側面が大きいと思います。もう一つの側面である気持ちや情動を共有することは、人とのやりとり自体を目的とするコミュニケーションですが、ベースにあるのは、コミュニケーションは、一人でするものではなくて、必ず相手がいるということです。相手と気持ちとか、いろいろなことを共有したい、ということがコミュニケーションでは必要です。コミュニケーションの手段は、通常、音声言語でコミュニケーションを取りますが、話し言葉でのコミュニケーションが難しいお子さんの場合には、何らかの他の手段を検討していく必要があります。

コミュニケーション手段は、まず補助系と非補助系に分けられます。非補助系は、自分の身体以外に物が不要なものです。そして、音声が出力されるかどうかによって、音声系と非音声系に分けられます。機器を使うものは、自分の身体以外に、補助が必要になるということです。VOCAは、音声が出力されるコミュニケーション機器ですが、それ以外にもパソコンとかタブレットとか、今はスマホも普通に音声の読み上げ機能が付いておりますので、そのようなハイテク機器は補助系・音声系に該当すると思います。話し言葉以外のコミュニケーションに関する研究領域が、AACと呼ばれます。話し言葉以外は、残存する発声やジェスチャーやサインなどが含まれます。

いろいろなAACの手段があり、それぞれメリットやデメリットがあります。特に機器を使う場合、音声が出力されることは、周りの人の理解が容易になるというメリットは大きいと思います。自分では話せないけれども、VOCAによって出力された音声自分でフィードバックして聞けるということもあります。例えば、コミュニケーションボードとかブックとか五十音表など、一生懸命指している、それはその指している物を周りの人が見てくれないと伝わらないわけです。だから、音声が出るメリット

ていうのは、確かに大きいと思います。

また、伝達の即時性という観点からは、機器を使うことは、セッティングが、結構手間が掛かります。視線入力にしても、マクトスにしても、即時的なやりとりはやはり難しい面があると思います。お配りしているこのスライドは、千葉リハビリテーションセンターの知念先生が最近出された本の中にあります。AACの定義は前のスライドでお見せした通りですが、まず、なぜ、AACを導入するのかという背景とか目的があり、これがコミュニケーションとして重要だと思います。

私がなぜ、言語やコミュニケーションのことを勉強するようになったかと申しますと、最初、学校で小学部2年生の重複学級の担任をしたときに、大学では知的障害の講義しか聞いたことがなくて、重度のお子さんに対してどうしていいかわかりませんでした。そこで、この子たちにどういう力をつけさせてあげる必要があるのかと考えたら、やはり、コミュニケーションの力なのではないかと思いました。それから勉強するようになったのですが、「人との関わり」、「自己実現」、「その子らしく」を実現するというのは、やはり、「コミュニケーションの力」ではないかと思いました。そこで、「WHO？」で、誰が支援するのかっていうことですが、その子に関わる人はたくさんいます。おさんは学校と自宅だけを往復して生活しているわけではないですし、学校の中でもその子に関わる先生は、たくさんいるわけです。しかし、キーパーソンは必要です。それは、その校内でコミュニケーションの機器とかコミュニケーション指導に詳しい先生かもしれないし、あるいは担任の先生かもしれません。様々な機器やスイッチがあるわけですが、どれがその子に適しているのかを評価して、フィッティングをしていく、それを提案できるようなキーパーソンが学校の中にはいた方がいいと思います。学校の中にいなくても、外来で通っているセンターや病院の方でも、とにかくその子に関わるいろいろな人たちで、情報を共有している必要はあると思います。私は、自分はコミュニケーション指導の専任という立場でずっと働いていたので、そういった立場の教員が校内にいるということがいいと思っています。

次の「HOW？」は、このフローチャートで示しますが、まず当然最初は評価が必要です。ここもある程度専門性のある人に支援を受ける必要があると思います。具体的にはやはりSTさんと連携を取りながらが良いと思います。大事なのは、私も16年東京で教員をやっていたときに、いろいろな失敗、後で考えると、「あのときこういうことをしておけばよかった。」という思いがあるのですが、例えば、この子は、文字がなんとかなりそうだからと文字学習を目標にしてずっとやっていたのですが、なかなか文字をコミュニケーションの手段として実用的に使うようになるのは大変でした。時間がかなり掛かる。だからまず、今のその子の力でできるコミュニケーション手段を確保してあげると言うことが大切です。それを踏まえて将来を見越して、AACの目標設定をしていくことが大事になってきます。そこで、実践して効果があれば良いのですが、効果がみられなかったら必ず戻って、もう一回見直しをしていくことが必要です。

導入するにあたって大事なことは、まずは複数のコミュニケーション手段の中から考えることです。例えば、機器を使うおさんも、自宅でその機器を使っているかというのと、さっきのアンケートの結果にもあったように、自宅では機器を使っていないことがたくさんあります。それは、セッティングが面倒だからではなく、例えばお母さんや家族との間であれば、機器などなくても、

子どもの表情や、何なりで、お母さんは分かるというのは確かにあるんですね。しかし、あまりその子と関わりが深くない大人は表情を見ても分からない、これは当然です。だから、コミュニケーション手段は、武器と一緒に、相手によって使い分けるようにしていく。さっき述べたように、例えば、文字が分かっている、五十音表があれば文字、単語や文章が綴れる子も、もし手元にそういう物がなかったら伝えようがないわけですね。そこで、場所とか相手によって使い分けていくことで複数のモードを指導していくことはやっぱり大事だと思っています。

発表の中で最後の方のスライドにあったのですが、マクトスを使って音楽再生する様子も見られました。大人のコミュニケーション感度も大事ですが、日常場面の中で、しっかりと検証していく姿勢が大事だと思います。

学校の立場としては、きちんと使用する機器とかを個別の指導計画に位置づけることが必要です。先生が変わったら昨年まで使っていたマクトスが全く使えなくなったとか、そういうことでは困ります。同じように、個別の教育支援計画の方にも記述をしておけば、関係する機関で、学校の方ではこういうことをやっているのだということがわかりますから、共通理解のためのツールはきちんと活用した方がいいと思います。そして、なにより学校と家庭との連携が大事です。やはり担任の先生と保護者、その子に関わる時間の長い人が主なキーパーソンになるとと思いますので、しっかりと情報共有しながらその子に合ったコミュニケーション機器とかコミュニケーション手段を日常生活の中で使えるようになればいいと思います。



会 員 研 修

日 時 平成 30 年 8 月 22 日 (水) 9 : 00 ~ 10 : 30

会 場 フェニックス・プラザ (大ホール)

司 会	福井県立福井特別支援学校 教頭-----青 山 美 江
1 講師紹介	福井県立福井特別支援学校 P T A 福井大会実行委員-----山 田 久 枝
2 講 演	オレンジホームケア クリニック代表 在宅医療専門医-----紅 谷 浩 之 氏 テーマ 「子どもたちの“つながる力”が社会を変える ～在宅医が子どもたちに出会って教えてもらったこと～」
3 謝 辞	福井県立福井特別支援学校 P T A 福井大会実行委員-----岸 本 尚 見



講 演

オレンジホームケア クリニック代表 在宅医療専門医

紅 谷 浩 之 氏

皆さんおはようございます。ただいま御紹介いただきました、オレンジホームケアクリニック、オレンジキッズケアラボの紅谷と申します。このたびは、福井に来て下さり、ありがとうございます。そしてこのような機会をいただき、主催者の皆さんに感謝いたします。御紹介いただいたように、私は、医師ですので、医師が地域にいながら子どもたちと出会って、いろいろ気づかされて、育ててもらっているという実感があります。それを皆さんとシェアできたらいいと思います。

まず、皆さんたちと分野が違うところもありますので、違和感がある部分や、少し意見交換することで深められることもあるかと思っています。また私の方も私たちの経験を率直に話させていただくので、またそこで意見をいただけたら幸いです。

まず私たちの自己紹介と言いますか、私たちがいったい何をしているのかというところをお話したいと思います。オレンジ

ホームケアクリニックという在宅医療専門のクリニックを行っています。在宅医療というものを、もうご存じの方もいらっしゃると思いますし、なかなか縁がないというか、遠い存在の方もいるかもしれません。ずばり患者さんの自宅に医者が行って診療するというのが在宅医療です。今、国が、大きく進めようとしています。特に高齢者向けの施策として在宅医療が始まったのですが、実際こうやってみると、生活の場で医療が必要な人に届けるというスタイルは、高齢者だけでなく、幅広く難病の方や障害を持った方、いろいろな方に使えるツールになってきているなど感じています。

このフェニックスプラザから歩いて5分くらいのところにこのクリニックがあります。在宅医療なので、このクリニックで診療するわけではないので、オフィスビルみたいな感じになっているのですが、良かったら帰り道に立ち寄っていただいで、この会に出たと言ってくればコーヒーが出るというように伝えておきますので、どうぞお立ち寄りください。

写真は、スタッフ全員で、全員研修をしたり、患者さんの情報共有をしたりしているところです。在宅患者さんは、福井市を中心に約 300 人います。年間約 100 人の方をおうちで看取っている形です。そのうち、子どもの患者さんは、約 40 人います。これは全国的に見ても、在宅専門のクリニックの中では、子どもの患者数の多いクリニックになるかと思っています。基本的に私は、先ほど紹介していただいたように、地域医療や救急医療をやってきましたので、疾患で区切るとか、年齢で区切るという医療をやっておりません。基本的に地域に求められる医療を提供するというのが、地域医療の役割だと思っています。この在宅医療を受けたいというニーズがあれば、その方が何歳であろうと、疾患が何であろうと受け入れるというスタイルを取っていますので、自然と子どもが 40 人になりました。実際、今、診ている患者さんで最年少の方が 0 歳。最年長の患者さんが 102 歳ということで、幅広く診ています。

最初に、うちのクリニックの紹介の動画がありますのでご覧いただければと思います。

【動画】

ありがとうございます。

あの、ここで拍手が起きる会は良い会だといつも認識しており

ます。お気付きのように、変わったクリニックです。そもそも最初の方に、「在宅医療という道具を使って」と動画の中でも出てきたのですが、自分たちの専門のものを道具と言うところも、結構病院の先生方からは、「どうなの。」と言われることもあります。僕たちがやっているのは、病院で医療をやっているときは、病気を治すために、患者さんも医療者も全員が病気と闘うためにそこに集まっています。医療が主人公になることもあるわけですが、在宅では、どれだけ病気が重い人であっても、例え明日亡くなるという方であっても、医療が主人公になることは決してありません。家は生活の場なので、どこまでも生活を支える道具としての医療というのを突き詰める必要があるというふうに感じています。ですから、便利な生活、人生においての便利な道具になりたいと思っています。「少し歩きにくいから、この杖があったら少し歩きやすくなったな。」というように考えています。

同じように医者、看護師、リハスタッフ、薬剤師などのスタッフががいるのが在宅医療という仕組みかなと思っています。スタッフがハッピーでないと患者さんをハッピーにできないということで、まずはスタッフをハッピーにというのがコンセプトになっています。うちのクリニックのスタッフについてです。今、60名ほどおります。医師が6人（うち非常勤2名）、看護師が15人というように医療者もいるのですが、それ以外にもたくさんスタッフがいます。変わったところでいうと、臨床宗教師というお坊さんが常勤でおります。臨床宗教師というのは実は2011年から、東北大学から最初に育成が始まったもので、宗教の専門性を持った人を臨床の現場に出すというものです。つまり、トレーニングを積んで資格という形にしたものです。臨床宗教師と言いますが、これはイギリスでは、チャプレンと言われています。緩和ケアのホスピスなんかには必ず牧師さんが関わっているのですが、その日本版を作ろうということで臨床宗教師というのが始まりました。今、数百人の臨床宗教師が日本中で活動しています。ただ、クリニックに常勤でいる臨床宗教師は、1%未満といわれていますので、これは変わった感じですね。実際は、緩和ケアやホスピス、末期がん患者さんに関わるというのが、元々のコンセプトですが、うちの臨床宗教師は、子どもたちにも関わっています。うちの子どもたちも含めて活動の中で臨床宗教師が気付いたことですが、この子たちは時々、病気が主語になったり、医療処置が主語になったり、親が主語になったり、医者が主語になったりして、この子が何をしたいのかとか、この子はどう思っているのかってことは結構後回しになっていると言うのです。この子が生まれてきた意味にもう一度スポットライトを当てなければいけないという意味で尊厳という言葉を使って活動しています。お坊さんの活動とは思えないかもしれませんが、ロボットを使ったコミュニケーションの開発にも関わっています。一つ一つ紹介していると2時間くらい掛かるので、興味ある方は帰りに寄っていただくと、臨床宗教師がお茶を出しますので寄ってください。他にもミュージシャンがいるので、うちのクリニックには、オリジナルソングがあります。今日、実は先ほど紹介していただいた山田さんからは、ここにミュージシャンを連れて来てコンサートも一緒にやって欲しいと依頼をされましたが、なかなか調整がつかず申し訳ありません。

途中、先ほどの動画にも出てきたのですが、町づくりをやらないと結局、いくら医療者が注射器を持って走り回っていても人は幸せにはならないと気付きました。結局、医者や医療や介護は、

人生の中でお世話になる回数が少ない方がハッピーな人生なわけです。僕らが「いつでもやりますよ。」と待っていても、それはハッピーな町づくりにはつながらないと思いました。町や地域が元気であるにはどうしたらいいかということを考えるようになりました。そのためには医療者だけではうまくいかないということに気付きました。それで、いろいろなスタッフがどんどん増えていったという経緯があります。

在宅医療をはじめたきっかけは、2011年僕が僻地から福井市に戻ってきた時に在宅医療は、大切なのに、福井市に在宅医療を専門に行っているところは一つもなかったのです。これは変だと思いました。僻地医療では当たり前のように在宅医療があったのにと思いました。つまり、町中であって僻地にないものはたくさんあったのですが、逆に僻地にあって町中にないものが在宅医療でした。そこで、在宅医療をやらなくてはどういうことで、オレンジホームケアクリニックを立ち上げました。立ち上げと同じタイミングで、医療的ケアが必要な子どもたちの主治医になり始めました。ちょうどこの頃に、医療的ケア児のお母さんたちのグループが、クリニックに来て、「うちの子たちは在宅医療が使えますか?」と質問されました。突然たくさんのお母さんたちがクリニックにやって来たので、非常に恐かったのを覚えています。そして「使えますか?」と聞くわけですね。最初は、僕の経歴を聞いてわかるように、「小児科医ではありません。」と言っていたのですが、じっくりお話を聞いていると、小児科専門医に求めるアプローチとは違うものを求めているのだなということに気付きました。例えば、病院に行けば小児科の先生に診てもらう方が安心ですが、行くかどうか迷うときに誰に相談したらいいのだろうと悩んでいる時に、全部お母さんが一人で抱えていることを知りました。また、病院の先生のアプローチと、訪問看護は使っているのですが、訪問看護の看護師さんが家の生活の中でやる手法と、病院の先生の手法が違ったりすると採めることがあり、お母さんたちが仲裁に入っていると知りました。生活の上では、看護師さんが言うようにやってあげたいけども、病院の先生がだめって言ったときはどうしたらいいのだろうということですね。これらのことから、生活を見られる医療や医者が、彼らには必要のかなと気付きました。僕たちができることとしては、薬の調整など小児科の先生のようにはできませんが、一緒に悩む仲間にはなれますと、その場で答えました。そして、病院にもし行かないといけないときは、紹介状を書くことで、病院の受診がスムーズになるかもしれませんと言いました。一応医者なので、病院の先生と電話で医療用語を使ってやり取りができますとも伝えました。そして、必要ならば、僕が処方箋を出せば、薬が家に届きますということも話しました。あと、自宅で予防接種ができます。この辺までなら小児科医じゃない僕でもできそうだとお話ししたところ、どう見てもそのグループの中のリーダーと思われる迫力のあるお母さんがバンと立ち上がりまして、「分かりました。では、うちの息子で試してみましょ。」と言われまして、小児在宅医療の幕開けということになりました。まあ、始まってからは病院の先生の受診があるときには僕も必ず一緒について行って、情報を共有しました。多分、端から見るとお父さんのような立ち位置ですね。待合室でその子とお母さんと一緒にずっと待っているのです。大きい病院は待ち時間が長いですね。それを一緒に味わいました。一緒にバギーを押して、診察室に入って、バギーにお子さんがいて、お母さんが患者さんの椅子に座り、僕は横のベッド

とかに座りました。この前こんなことあったのですが、対応はこれで良かったでしょうか、と小児科の先生に聞きながら、勉強していったという感じです。

そしてこの子たちに関わるようになって、地域に子どもたちの居場所がないことに気が付きました。

僕たちが関わっていた子が高校3年生の春になったとき、「高校3年生になっておめでとう。あれ、ところで来年どうするの？」という話になりました。お母さんは当たり前のこのように「卒業したら行く場所がないんです。家に引きこもるか、この子を施設に預けて親子離れ離れでずっと暮らすか、どちらかなんです。先生、どっちがいいですかね？」って言われました。実際、そのお母さんは達観していましたので、「行くところないですよ。あるわけじゃないですか。」という感じで、僕にお話ししてくれたのですが、僕らは「Be Happy！」と言って、在宅医療をやっているのに、高校を卒業したら行く場所がないのは全然ハッピーじゃないと思いました。そこで、僕らはまずどうしたら行く場所があるのだらうと思って勉強会を始めました。また行く場所はないのかと地域の施設を見学して回りました。いろいろ見て回ると、確かに地域での行き場所が少なく、でもどうしたらいいかも思い浮かばないまま、刻々と卒業の時期が迫ってきて、「エイッ」と、その子だけが通う施設を作ってしまった。それが、オレンジキッズケアラボ（以下、ケアラボ）です。

僕たちもいろんな制度の勉強はして成り立つはずがないと知っていたので、“ラボ”と名付けて、「これは実験だ、実験だ」と自分に言い聞かせて始めました。なぜこの子たちの居場所だけが少ないのかを研究する場所でもあると、そのお子さん本人と御両親には説明して、良かったら研究者仲間として参加してもらえないかとお願いして始めました。その子だけが月水金通ってくる施設と思って立ち上げたのですが、2ヶ月たって僕がそこをのぞきに行ったときには、5～6人のお子さんがいて、やっぱり本当に場所がなくてみんなが来てくれるのだなと思いました。

また別の気づきとしては、医療と成長のどちらも支えるというアプローチは、非常に新しいことなのだなということです。特に医療が必要な度合いが重くなればなるほど、医療の度合いが強い施設にいき、そこでは医療は完全に守ってくれるのだけれども、その代わり友達と遊ぶ活動や外に行く活動は極めて少ないという状況になっているという。成長する機会もあるのだけれど、ちょっと病状が重くなった途端、「はい、ストップ。」みたいな感じになっていたもので、その両方、まあ、あとから紹介しますが、僕らは人工呼吸器を抱えて海に入ったりしますので、そういう活動を支えられるという形は新しいことだと気づきました。実際、子どもたちがどんどん成長していくのにも気づきました。なので、海だけではちょっともう飽き足らず、2015年から、先ほど紹介させていただいたように軽井沢に行っております。これまたあとで紹介しますが、毎年夏、1ヶ月間、軽井沢に施設を立ち上げて、日本中から人工呼吸器の子が遊びに来られる場所を今、やっています。子どもが周りを遊んでいくのを目の当たりにすると、もう本当になんかすごく弱い子みたいなレッテルを貼られがちな子どもたちなのですから、「すげーつえーな。」「かっこいいな。」というふうになるようになっていきます。この辺はあとでお話したいと思います。

2013年に遡るのですが、病気になる前の生活者に出会いたいなということで、「みんなの保健室」という、学校にある保健室

を町中に作りました。今、福井市内に3カ所、商店街や住宅地に作って、ここにふらっと入って来て、健康相談もできますが、孫の自慢話とか、お茶を飲んで帰るとか、そういうふうにならなくていい場所として、「みんなの保健室」をやっています。この活動に賛同してくれた方が暖簾分けしてほしいというので、今、石川県輪島市と福井県敦賀市の方にも、僕たちの直営ではない「みんなの保健室」があります。

やっぱり、薬や機械よりも、今回のテーマでもありますが、つながることのパワーを思い知ります。つながりがあると病気になるにいくとか、つながりがあると病気が治りやすいということを知ると、今まで基本医者は、つながりを絶ち病院に入院してもらって治すという活動をしてきましたけれども、これだけじゃだめだなというふうに感じ始めました。むしろつながりを取り戻すこと、そもそも、つながりを持つことが苦しい状況にある人たちにつながりを提供することも、医療のひとつとしてやらないといけないなと思い始めました。

またそのままの名前なのですが、つながるクリニックというクリニックを2016年に立ち上げて、外来を始めています。こちらでは薬よりもつながりを処方するということがコンセプトで、クリニックをやっています。

この辺までは自己紹介でした。今日お集まりの皆さんは、医療的ケア児に関わっている方もいらっしゃると思いますが、ここからはちょっと私たちの言葉が進めることを御容赦ください。

これは、子ども、赤ちゃんの死亡率です。どんどん減っています。日本は今、世界で一番、世界で最も赤ちゃんの死なない国です。本当これは素晴らしい、誇らしいことだと思います。数百グラムで生まれた赤ちゃんも、ちゃんと生きて育っていくことができる国ですね。これはもう世界中に自慢していいことだと思います。ただ、こうやって生まれた子たちの中に、医療ケアが必要な状況で育っていく子も増えているということが現状としてあります。今後もっと増えると思います。ですから、医療的ケア児はこの範囲内で活動してくださいというふうな線引きをしていくことは、過去の歴史的なことを考えても、それは違って、どうやって地域に取り込んでいくかを最初から考えていくべきではないかなと感じています。

そして、先ほどの赤ちゃんが最も死なない国を達成したのは、我々医者の仲間ですね。新生児科のドクターとか、産婦人科の先生たちの努力によって世界一を達成されたわけですね。そしてそこから今、私たちにバトンが渡されていると思います。医者としては、私たちが在宅医療とか地域医療が、今、問われていると思うのですが、教育とか地域の皆さんにも、赤ちゃんが死なない日本という誇らしい国、赤ちゃんが最も死なない国は、その生まれた子たちが最も幸せに生きていける国なのかということをお問われているのだと思います。うまくバトンを受け取って、地域側でもちゃんと支えていく、育てていくということを実現していくために、我々在宅医、教育関係、地域、PTA関係、コミュニティ、公民館、それらでの活動、そして、会社、地域社会全体に、それが受け入れられ、広がっていくことが今、求められていると思っています。

非常にスピード感があります。私たちが始めた頃は、医療的ケア児というと大抵が、重症心身障害児プラス医療ケアということが多かったのです。その頃ちょうど、東京の小児在宅をやっていた

る先生の講演とかを聞くと、最近是新世代医療的ケア児が出てきているのだと。何かというと、走って、しゃべって、でも気管切開をしているみたいな。大島分類の枠には取まらない医療的ケア児が出てきていると。制度に当てはまらず、非常に支援が少なく困っているという話を聞いて、「へえ、東京にはそんな子もいるのだな。」と思っていたら、その2年後くらいにはうちにもどんどんそういう子たちが紹介されるようになってきています。なので、医療的ケア児の子は寝たきりという発想はちょっと1回置いておかないといけないと思います。そこにどういふ支援を重ねていくかということが大事になってきて、制度をチラチラ見ながらやっていると、追いつかないですね。あとから紹介しますが、うちのチームは、これはいいことかどうかは別として、制度には囚われない、制度をあまり気にしないでいいです。そうしないと、子どもたちの成長は早いですから、僕たちが置いていかれます。ある程度やったところで、制度と実践していることを照らし合わせながら考えていくというスタイルでやっています。その辺またあとで紹介したいと思います。

ちょっと細かいスライドで申し訳ないのですが、私たち医療福祉業界では、非常に重要なことで、ここ10年くらいで地域包括ケアシステムを構築せねばならないと厚生労働省から言われているものです。つまり、高齢者などを病院や施設に入れて地域から隔離するのではなくて、地域の中で最期まで生きていけるようにしないといけないということで、始まっています。

私たちが地域包括ケアシステムを最初に勉強していた頃は、増える高齢者、増える認知症患者のためにやっていけないといけないという認識でございました。でも、地域というからには子どもたちも含まれていますので、これはもう医療的ケア児や障害を持ったお子さんたち、難病の方たちも含めて、非常に重要なシステムだと思っています。コンセプトとして、病気の付き合い方も医療モデルから生活モデル、つまり、病気を隔離して治さきという発想から、病気と付き合いながら幸せに暮らしていくというふうな切り換ええないといけないということです。これが、この地域包括ケアシステムの根本にある形です。

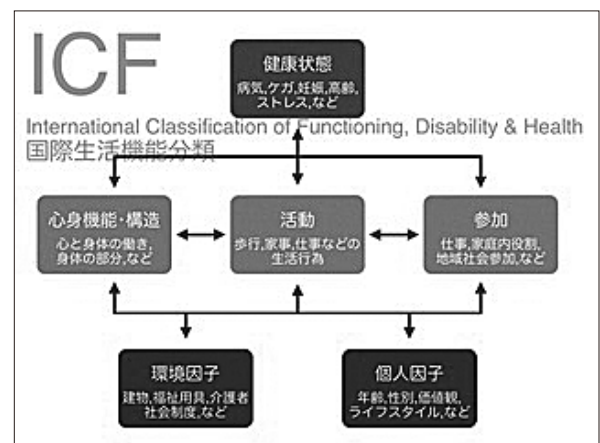
病気は治るものだというのが、一昔前の医療の発想ですね。今はもちろん、高血圧、糖尿病を始め、生活習慣病と言われているものも、そう滅多には治りません。それだから不幸だと言うよりは、治らないけれどもそれをうまくコントロールしながら楽しい人生をどう送るかと一緒に考えていくことが大事ですね。なので、病院へ行って「薬を飲みなさい、甘い物を食べないで」って怒ってばかりいる医者では、人生と一緒に歩いていくパートナーになりきれない。むしろ病気はあるけれども、自分の大事なものをどう守るか、自分の苦手なことをどう克服するかというところと一緒に考えて歩いていけるような医療者が、今後必要になるのだらうと思います。また後ほどお話しします。

医療モデルから生活モデルへ、僕たち医療者自身が脱皮しないとイケないというふうに感じています。元々在宅医療は通院困難者に対する病院医療の出前のような形で始まった側面もあるのですが、今はそうではありません。生活のみるにはどうしたらいいかということ、うちのクリニックでは時間軸と生活軸を捉えることだというふうに考えています。時間軸は、病気がどう変化していくかという話だけではなくて、その方が生まれてから今まで、そして今から先の未来の夢や目標、そういった部分にもスポットを当てることと考えています。生活軸は、家では生活があって、

家族がいて、趣味があって、地域の人たちがいてというところにまで視野を広げていくことです。

子どもたちの場合も病院だと患者というレッテルを貼られて病気が障害が主人公になります。患者を治療する医者、患者をケアする看護師や家族というふうになるので、家に帰ってもそれと同じことをしないとイケないようにみんな錯覚するのですけれど。実際はそうではなくて、家に帰ると様々な役割が出てきます。家族を支える役割が当然子どもたちにもあるので、その子に支えられる家族っていうところにも視点を当て直す必要があると思っています。

皆さん、ICFを御存じかと思いますが。真ん中の「機能」・「活動」・「参加」とありますが、ICFのポイントとは、矢印が両方向であるということが非常に重要です。このICFに関しては、看護やリハビリの学生さんは習いますが、医学部では習いません。なので、医者は「機能」が改善すれば「活動」が改善する、「活動」ができれば「参加」ができると思っと思っています。なので、リハビリして筋力がつければ歩けるようになる、歩けるようになれば学校に行けるみたいな発想しかないのですね。でも、ICFは、矢印が両方向を指していますので、例えば病院のリハビリ室では全く改善しなかった麻痺が、学校に行ったら友達と遊ぶようになって、あつという間に麻痺が治ったという子がいます。つまり、ICFの「参加」が先にあるということを大事にするということです。この「参加」の捉え方が非常に今、広がってきているのではないかと思います。最近の考え方では、「機能」・「活動」・「参加」のもう一個右側に、「体験」があると考えている方もいます。「体験」こそが人とのつながりですね。この「体験」があることで、また「参加」が促されていくという順番になっていくのではないかと考えています。



病院でやっていた医療処置というのは治療行為ですけども、それが家に帰ると生活手段が変わります。例えば胃瘻からの注入というのは、病院では医療処置ですけども、家に帰ったらそれは生活です。食事です。ここの発想の転換が、なかなか病院の医療だけで教育されるとそういう頭にならないのですね。

もう生まれてから30年間寝たきりで、ケアを受けているお子さんとお母さんの診療に関わらせてもらった時に、「バギーもあるし、寝たきりだけれど、どこかお出掛けするのですか？」と聞くと、お母さんは「病院か近くの公園や買い物に行きます。」と答えました。「もっと遠く行けばいいじゃないですか。」と言っ

たら、「何時から何時は注入の時間と決まっています、その間が2時間半しかないから、その間に用意して行こうと思うと難しくって」と言うので、「でも、どうしても行きたいところには朝ご飯を抜いてでも走って行くでしょ。あれと一緒に、1回注入を抜いたらいいんじゃないですか。」と言いました。そしたらお母さんは「えーっ！」って。「いや、だって、僕らもどうしても楽しい野球の試合が途中で延長になって、ずっと見ていたいと思ったらご飯を抜いたり、ちょっと簡単なもので済ましたりするじゃないですか。あれと一緒にですよ。」とつづけて僕が言いました。

その時のお母さんはずっと決まった時間に注入をすることが絶対と思い込んで30年間されてきたので、「そんなー！」と衝撃を受けていましたが、2週間後に診察に行ったら「京都に行ってきました。」と。それくらい医療処置から生活モデルに視点を切り換えるだけで人は動き出します。

この写真の子は、3歳です。

自分で吸引をしています。3歳ですので若干まだまだ手技には怪しい点もあります。僕が在宅医療に行ってもこの子の診察をしようと思って前に座ると、この子が自分で痰が気になって、吸痰器を使い出して自分で吸痰をし始めます。僕はビックリしたのですけれども、お母さんは台所で皿を洗いながら、「気を付けてやりなさいよ。」なんて言うんです。そんなものなのかなと思いつつ、落ちたアルコール綿をもう一回使ったり、そんなに入れるの!? っていうくらいカテーテルを奥に入れるので、僕は「ああ！うう！おお！」とヒヤヒヤしながらそばで見っていました。その後お母さんに、「この子に吸痰の練習を自分でさせているとはすごいですね。」と話をしました。この子はお姉ちゃんとお母さんの3人暮らしです。お母さんは「私もしょっとゴミを捨てに外へ行ったときに車にはねられたとしたら、この子は家で痰を詰まらせて死ぬのですか。そういうわけにはいかないでしょ。だから自分でできる必要があるのですよ。」とお母さんが言いました。

生活ではやっぱり一定の心意気というか、覚悟が必要になってきます。でも、これは様々な場面で子育て全部にいえることだと思います。例えば子どもが小学校に入って、一人でランドセルを背負って通うことにもリスクはたくさんあります。交通事故、誘拐、事件はいろいろありますから恐いです。でも学校へ行くことを止める選択ではなくて、やっぱりつながりを大事にしようと、子どもを学校に行かせるときは社会に出るときはチャレンジだと思います。医療ケアが必要な子どもたちは、チャレンジの場所はちょっと違うかもしれないし、家に帰ること自体がチャレンジになっているけれども、そのチャレンジを、医療を理由に止めるというのは違って、どう医療チームがそのチャレンジを支えるかが大事だと思いました。お母さんは覚悟してチャレンジしているし、本人も同じように覚悟でいるとしたら、そこにいる医療者としてはそれを支えなきゃいけないと思います。先ほどの3歳の子でいうと病院の医者や看護師は、一人で吸痰させていると言うと全力で止めてくると思うので、せめて僕くらいは「いいね。」と言える医者でいようと。でも、その子がまた吸痰を始めると「うわあー！大丈夫か？」とヒヤヒヤしている僕がいて、そういう自分（医者）はまだまだ医療モデルから生活モデルへ頭をシフトしきれずにいるところなんです。そんな医者がいっぱいいますので、皆さんには、その部分で医療モデルから生活モデルへのパラダイムシフトを手伝っていただきたいなと思います。

医療処置だから医者の言うことを聞かないといけないというの

は病院の発想です。「こういうことをしたいから、医療が合わせてほしいのです。」とオーダーを積極的に出していただくと、怒る先生と応えてくれる先生がいます。怒る先生だったら、しばらく黙っている必要があるかもしれません。叶えようとしてくれる先生たちと一緒に繋がっていくことは大事かなと思っています。やはり、元々僕たちが出会っている子どもたちというのは、本当に10年、20年前に生まれていたら、一生病院で過ごしていたかもしれない子です。でも、在宅医療もあるし、医療機器も発達したので、家に帰れるようになりました。在宅医療では、家に帰るのが精一杯という人たちがたくさんいて「家に帰れて良かったね。」となるのですが、家に帰るのはゴールではなくてスタートです。子どもたちにとっては特にそうです。スタートをして、次はどうしていくのかというのが大事だなと思っています。確かに命を守るために医療は大事ですが、その制限によってその子が生まれてきた意味やその子の人生の彩りを過剰に奪いすぎていると思います。特に、子どもたちに絶対必要な友達や遊びを医療がかなり制限してきたなと感じています。だからこそ、友達、遊び、そして地域、社会というものを子どもたちに返すために、医療者に何ができるかということを考えています。小児在宅医療の講演会で出向くと「うちの市町村では、医療的ケア児のことは問題になっていません。」という市町村が時々あります。でも今、人口的にいうと1万人に2人くらいは、医療的ケア児がいるはずなんです。これは高齢者との大きな違いですけども、子どもたちに関しては、ご両親は高齢者よりも機動力がありますので、この市町村では育てられないと思ったら引っ越します。つまり、いなくなります。何も無いからいなくなるのであって、「うちの医療的ケア児の問題はありません。」と胸を張っておっしゃる方がやっぱりいます。これは非常に大きな問題です。やはりその地域で生まれた子供が、その地域でどう育てていくかを支えなければいけません。医療と生活をどう結びつけるか、どうしたら生活モデルになれるか、医療者をはじめ地域や社会側も一緒に考えいくなきゃいけないと思っています。

病院で病気の療養のためにやりたいことを制限する医療ツールと、自宅生活の中でやりたいことを応援する医療的生活ツールは、同じ道具でも立ち位置が異なってきます。例えば、オレンジが在宅医療をする上でお手本にしているものが「眼鏡」です。眼鏡はご存じ福井県が生産日本一ですが、元々眼鏡は視力障害者用の装具です。つまり医療機器ですね。でも、今誰が医療機器と思って使っているのでしょうか。もはやファッションアイテムになって、目が悪くない人でも眼鏡をかけます。これは医療業界からすると素晴らしいことだと思います。そして、眼鏡がたいした仕事をしていないかということ、決してそんなことはありません。僕も眼鏡を外すと0.01ですので、もし眼鏡がなければ生活もままなりませんし、おそらく今頃は施設で過ごしているのではないかと思います。私の人生を大きく変えて支えてくれているのが眼鏡なんです。でも眼鏡は決して偉そうな顔をするわけでもなく、俺のおかげで人生送れているのだぞ、なんてことは言いません。間違えて踏んづけてしまっても決して怒りはしません。4,980円で買い換えられても文句を言うこともないです。そして僕が死ぬときに、誰に感謝したいですかと言われて、「眼鏡ですね」とは多分言わないですね。それくらい当たり前の存在、空気に近い存在になっている。非常に、生活の道具になってきています。車椅子も、カッコいい車椅子がいっぱい出てきて、うちにも車椅子スタッフ

のための車椅子がありますけれど、かっこいいのでみんなが交代で乗っています。でも、なかなかまだ、眼鏡のように、目が悪くないけれど眼鏡かけておしゃれしようというほどにはなっていないと思うと、車椅子も普及してきたとはいえ、まだまだ眼鏡にはかなわないと思うわけですね。なので、我々医者や看護師も、同様に、病気を理由に生活を管理、指導する役割ではなくて、病気を抱えているその人の人生の大切なことや幸せを守るために便利に使われる道具になりたいと思っています。

人工呼吸器も、病院では命を守るための医療機器でなによりも重要で、人工呼吸器があるので安静に過ごしてくださいねというふうな制限するツールになりますけれども、在宅では、もう人工呼吸器もこんなに小さくなったのだから、どこへでも行けるよね、というふうなツールになっていかないといけないかなと思います。呼吸器が必要な子どもたちが海水浴とか軽井沢にバンバンお出掛けしている、つまりこんな便利な道具があって良かったねということです。人工呼吸器をつけた子のお宅に初めてお邪魔すると、「あれこの子、退院したことに気づいているかな。」というぐらい、まるで病院のように使いやすい仕組みになっていることがあります。その部屋の一番居心地の良い場所に人工呼吸器様がいっぱいあって、子どもはどこかなと思うと人工呼吸器様の後ろに隠れているわけです。子どもが泣くとお母さんが走ってきて、まず人工呼吸器様にお伺いを立ててから子どもを抱き上げるという光景を、しばしば見るのですね。確かに人工呼吸器は大事な道具です。これがないと命が尽きるかもしれない大事な道具ですけれども、この順番でいいのかなということが僕の中ではずっとモヤモヤしていました。ですが、ケアラボの子どもたちと一緒に海に行くようになって、みんなで写真を撮ると人工呼吸器は非常に遠慮がちに写っていると思います。人工呼吸器も楽しそうだなというふうにも思います。心臓を動かす、サチュレーションを良くするという目標だけではなくて、友達に会いに行く、海に入ることまで支えられるような人工呼吸器を目指せたらいいと、医者としても思っています。

そのため、この医療モデルから生活モデルへのキーワードとしては、「悪いところ潰し」から「良いところつなぎへ」と変えていかないといけないと思います。医者はひたすら人の悪いところを探すトレーニングをしてきています。悪いところを見つけることが仕事なのですね。福祉もそうです。この子、この人は歩けないということを発見して、じゃあ車椅子を押してあげましょう、みたいな。これまで、悪いところ・できないところを探すというのが医療や福祉のアプローチでしたが、病気が治りきる時代でないのであれば、悪いところ潰しをずっとしていると疲れてしまったり、段々みんながイライラしてくるし、いつまでたっても潰しきれない。でも、良いところをつないでいくと、決して悪いところがなくなったわけではないけれど、良いところがつながり合って、楽しいとか、幸せとか、そういう感情が起こってくる。こういう体験が、先ほど言った「体験があるからまた参加したくなる。参加するから機能や活動性が上がっていく。」という順番も、しっかり支えられるのではないかなと思っています。なので、在宅医療というとお家での医療なのですが、もはやお家ではないかなと思って、生活医療と言わないといけないのではないかなと、僕らは思い始めています。

これが立ち上がった当初のオレンジキッズケアラボの様子です。一番右の写真に写っている子が、きっかけをくれた月水金、

最初のひとりですね。

それで、そうやって動いていると、このケアラボの活動というのは、お子さんを単に安全にお預かりしますというだけではないのです。そこは先ほど言った病院医療であれば、安全にお預かりして安全にお返ししますというのがお預かりの鉄則かもしれません。でも、私たちは地域医療のアプローチ、生活モデルにならないと、と思っています。だから、とにかく体験をしないと、楽しまないと、せっかく親元から離れた時間が、楽しむ時間になってないと困ると思っています。いかに朝来たときと違った表情で帰るか、違う体験をさせるかと、いうことにいつも燃えています。そうすると、家では見せなかったような表情をケアラボで見せたり、その写真をお母さんに見せたりすると、お母さんは悔しがります。私がこの子を全て一生みていくのだという覚悟まで一度は背負ったお母さんたちが、「あ、この子はこの子の居場所があったり、友達がいたり、過ごす場所があるのだ。」と気づきます。それに気がついたお母さんたちは、「じゃあ自分の世界は今どうなっていたかな。」と振り返ると「ちょっと今、ほぼ子どものために染まっていたな。」と気がついて、お母さんたちも自分たちのペースを取り戻していきます。今、ケアラボを使うお母さんたちの働いている率が高まっています。

ケアラボを立ち上げて半年後、1歳半のお子さんを預けたいというお母さんが来ました。「人工呼吸器付けて、胃瘻で、生まれたときに余命1年と言われた子が1歳半になって育児休暇が休める。仕事に復帰したいので預けていいですか。」と。もともと僕たちが在宅医療で関わっていて「ぜひケアラボに預けて仕事復帰してください。」と言っていたのですが、いつ亡くなるかわからないお子さんと1分1秒でも一緒にいたいという親心も非常にわかりますので仕事復帰しないという選択肢も当然あると思いました。ですが、お母さんは週40時間のフル復帰をするということでやって来ました。「なぜ、その選択をしたのですか？」と尋ねました。するとお母さんは、「この子が生まれるまで、3人家族で楽しいことは高め合い、辛いことは励まし合って、山も谷も一緒に3人で歩いて乗り越えてきました。そしてこの子が生まれました。この子が病気があったからという理由で、今まで歩いてきた3人まで、歩くことを止めてしまってその場にしゃがみ込んでしまったら、この子に失礼じゃないですか。この子も家族だから、4人一緒にこれからは歩いて行くのですよ」って話してくれました。1歳半のその子は、ケアラボに来たときはもちろんお母さんと離れるのは寂しそうでしたけれども、「私がお母さんの仕事復帰を支えるんだ」という覚悟もありました。病院にいればその子はひたすらケアを受ける、24時間受け身の状態です。でも、家に帰ると、アラームを鳴らして夫婦喧嘩を止めることもできますし、ケアラボに頑張ってる通うことでお母さんがやりたい仕事に復帰することもできるわけです。

「ネガティブに言うとか覚悟。ポジティブに言うとかチャレンジ」という言葉をオレンジではよく使います。子どもがお母さんを支えるという役割を持つ。それがまたひとつ生まれてきた意味や価値になっていく。そして当然ですが、その子がケアラボに来ると他の子どもたちにも影響を与えていきます。

その子が好きな遊びをしていけば、他の子どもたちも関心を持ってくれる。そういうふうにつながっていくのだなと。そして、お母さんももちろん預けている間に何かあったらどうしようという不安はありますが、そこも覚悟をして、それが一緒に歩いていくということだと思っています。さて、週40時間のフル復帰す

るお母さんとその子を支えるには、月水金しか開けてないケアラボでは足りないということで、今度は僕たちも覚悟します。ケアラボは、その日から週5日営業になりました。

またこちらの写真の方は、双子の重症心身障害児を育てながらケアラボを使っているお母さん。ずっと「寝たい、寝たい」と言っていたので、ケアラボに子どもたちを預けて昼寝でもしているかなと思っていたのですが、実は昼寝なんかしてなくて。いつの間にかヘルパーの資格を取っていました。そして、オレンジに履歴書が送られてきました。というわけで、今はうちで働いているスタッフです。

こちらの写真は、しずくちゃんとお母さんです。ケアラボが関わっている子どもたちのお母さんは、仕事や趣味をバンバンやっている方が多いので、働くということがかなり当たり前になっています。

元々共働き日本一ということも影響があると思いますが、反対に働いていないと「なんで働いていないの？働いたら？」と言われるわけです。なので、「しずくちゃんのお母さんは仕事をしないの？」と話題になりました。するとお母さんが「そうね、しずくも生まれたし、私、看護師になろうかしら。」と言いました。言う場を間違えると「何バカなこと言っているの」と言われるところですけども、言った場がオレンジだったので「そりゃいいね、みんなで応援するよ」となります。というわけで、しずくちゃんのお母さんは去年の春に看護学校に無事入学しました。これが入学式の写真ですね。しずくちゃんうちのナースと一緒に保護者席に座って、入学式を見ていました。ここからお母さんが学校に行って看護師になる夢を叶えるのを支えることが、しずくちゃんの役割になります。非常に今も頑張っています。年に3、4回はしていた入院をすることを止めました。入院しているとお母さん学校行けないからなと思って、止めているのだと思います。

それから、しずくちゃんは地域の一一般の保育園に通っているのですが、その保育園だけではお母さんの学校の授業の時間が全部カバーできないということで、うちのスタッフが毎朝1時間は保育園に行って、その保育園でしずくちゃんの受け入れをします。保育園の先生が来るまでの1時間はうちのスタッフがみています。これはボランティアです。そこにアドバイスのようなものが加われば、保育所等訪問支援になったりもするのですが、基本的にはボランティアでやっています。そして、午後3時に保育園が終わったらケアラボのスタッフが迎えに行って、ケアラボで夕方まで過ごしています。

今後、お母さんは実習や試験が多くなってくるので、そしたらどうしようかなということもスタッフみんなで相談していますが、うちのスタッフたちもすごく楽しそうです。実際今年の夏も、しずくちゃんのお母さんが授業や試験で忙しいというときがありました。レスパイト入院という方法もありますが、お互いストレスもあって、お母さんは自分のためにしずくちゃんに我慢をさせているような感じがあると。そこで、ちょうど試験の時期と私たちが軽井沢で活動する時期が重なっていたので、しずくちゃんはお母さんと離れて一人で軽井沢に1週間行きました。「その間お母さん、試験頑張ってるね。」という感じですね。

僕たちも出会うお子さんによって支え方を変えながらやっています。大事なのはしずくちゃんのお母さんがかわいそうだから手伝っているわけでは決してありません。きっと将来、僕も必ず高齢になりますし、95%の人は必ず介護を必要とする時期がくる。しずくちゃんのお母さんのように、医療的ケア児と二人暮らしの

お母さんが自分の夢を叶えられるような社会が実現したら、歳をとった僕も多くの高齢者も幸せに暮らせる町になっていると思います。結果的にケアラボを利用しているお母さんたちは、7割以上が働いています。全国統一のデータはないのですが、一般的に医療的ケア児を育てているお母さんの就業率は5%未満と言われているので高い割合だと思います。

この写真の子はりなちゃん、今年3年生になりました。気管切開。歩いて、字が書けて、でも気管切開があるというお子さんです。福井ではこの子がきっかけとなって、医療的ケアがある子が地域の学校に通うということが開け始めました。

りなちゃんは、元々脳腫瘍の手術の後で右半身麻痺と気管切開、そして胃瘻をしているのですが、最初に出会った頃は右半身麻痺の影響でまっすぐ歩けなかったのです。右手、右足が動かないので、どうしても曲がってフラフラしてしまう。だから、地域の学校に通うのは危ないのではないかという意見も出ました。正直、僕もそう思いました。しかも、この子は保育園時代に2年間ほどリハビリ室に通っているのですが、麻痺は改善しなかったからです。ところが、りなちゃんが地域の学校に行くようになって、友達と遊んでいるうちに2ヶ月で麻痺が治りました。ずばり、先ほどICFの「参加」からはじまる機能改善のことです。リハビリ室では治らなかった麻痺が、学校に行ったら治ったということですね。もし僕が「りなちゃん、まっすぐ歩けるようになるまでいっぱい練習して、歩けるようになったら学校行こうね。」と言っていたら、一生歩けなかったと思います。「もし学校で何かあったときは往診や連絡を取り合ってくださいから、学校へ行くよ」と僕が言わなかったらと思うと、子どもたちが成長する機会を潰してきた可能性があると思うと、僕はとても怖くなりました。

真ん中の下の写真は、1年生の時のマラソン大会ですね。みんなと一緒に1kmを走っています。りなちゃんは、気管切開をしていて話すことができないので、お友達が開発してくれた指文字で会話をします。「りなちゃん、しゃべれないから、手に字を書いてよ。」と言ってお友達が考えてくれたそうです。りなちゃんはクラスの友達から守られる存在であるけれども、一方で習字が得意です。この「風」という字は初めて書いた作品です。ケアラボのスタッフに習字の先生がいます。他の子が習字をやっているのを見て、りなちゃんも興味持ったので一緒にやり始めました。上の真ん中の写真を見てわかるように、りなちゃんは左利きです。というのは、右麻痺があるので、元々生まれたときは右利きでしたけれども、左で字を書く練習をして左手でノートをとっています。なので、りなちゃんは当たり前のように筆を左手で持って書くとしたのですが、そこにいたのは看護師でも作業療法士でもなく、習字の先生です。「りなちゃん、左利きの子も習字は右で書きましょう」と言って、右手に筆を持たせるわけです。そしたら、軽い麻痺も手伝ってか、ダイナミックな良い字を書くわけですね。この「風」という作品をコンクールに出したら、1年生にしていきなり3年生くらいが取る賞を取りました。その後も練習して、今は6年生くらいでも取れないという級までアップしています。クラスの子どもたちにとって、りなちゃんは話せないから手伝ってあげなきゃいけないという一方で、クラスで一番字がうまい、自慢のお友達でもあります。りなちゃんは最初の夢はケーキ屋さんになりたいと言っていたので、うちのケアラボでは夏休みには一緒にケーキを作る活動をしています。夏休み明けたときにクラスの子どもたちから「夏休みは何をしたの？」と聞かれて、「ケー

キ作ったよ。」とりなちゃんが言うと、みんな「わあすげー。」となるわけですね。こういう関係性がそこに生まれていくなと思っています。

ニーズがあれば、僕たちができることであれば、それを叶えていきたい、サポートしていきたいと思っていますので、地域の学校や特別支援学校の先生と相談しながら、前例がないこともいろいろやってきました。地域には前例がない子どもたちがどんどん増えてきているので、前例を探してもどうしようもないです。まずはボランティアという形でやれたらいいなと思っています。

例えば、医療的ケア児が地域の保育園へ入園する前に、半年間ケアラボに通園して通園の練習をして、その間に得たその子の状態や情報を入園先の保育園の先生に伝えたり、ケアラボのスタッフが保育園に行ってサポートをしたりする。最初は活動時の見守りやケアをやって、子どもが慣れて、先生たちも慣れてきたらサポートを終了します。また学校看護師では制度的に対応できない医療的ケアを行うために、うちの看護師が学校に行くこともあります。

りなちゃんが、どこの学校に行くかという話し合いの中で、非常に大事ななと思ったことは、話し合いに本人を入れるということです。本人がいない時の話し合いは、責任のなすりつけあいみたいな、大人の話し合いだったのです。でも、りなちゃんも会議に入って、「この学校で勉強したい。」と言ったときに、大人たちの顔色、目の色が変わって、「どうやったら受け入れられるのか」という話に、突然変わったのですね。それは本当にびっくりしました。例え医療的ケア児であっても、寝たきりの子であっても、意識が一見ははっきりしなくて自分の意思を伝えられない子であっても、その子を入れて話し合いをするのと、その子がいなくて話し合うのとでは、大人の態度は結構変わります。本人を入れた話し合いの中で、学校や処置をどこでどうするかと選んでいくことは大事だと思っています。また、学校採用の看護師が風邪を引いて休むとその子も休まないといけないという、絶妙なルールがあったりするので、そのときはうちの看護師が代わりにいきます。学校の看護師に人工呼吸器などの知識や技術のアドバイスをすることもあります。修学旅行、お泊まり保育にも同行します。ボランティアといったらボランティアなのですけども、この関わりの中で気づきが生まれて変わっていくんですね。ずっと僕らがこれをやり続けるのではなくて、「じゃあ、学校の先生でも工夫すればこうできるのでは。」と少しずつ膨らんでいくことを非常に体験しています。こうやって積み重ねてきたものを、ちゃんと次の地域につないでいくというところまでが、非常に大事な役割であると思っています。

ここからは軽井沢キッズケアラボの話をしていきます。去年、今年と、調子に乗って気球を飛ばしてしまいました。結構感動的でした。歩く・走るという話題だと、歩けない・走れないという話になるので、飛ばす・飛ばさないなら全員飛ばさないから一緒に飛ばないかということで気球を飛ばすことにしました。

そうすると意外といつも偉そうにしていたソーシャルワーカーが恐くて飛びたくないとか言い始めてですね、子どもたちの方が、バンバン飛ばしてみたいな。

この活動は、毎年軽井沢に1ヶ月間だけ施設を立ち上げて日本中から呼吸器をつけた子は来ていいよと言っています。毎年、今年も延べですが百数十人、福井の子がもちろん一番多いですが、東京、神奈川、栃木、愛知、いろんなところから子どもたちが来

てくれます。1ヶ月べったりいる子、1週間いる子、2泊3日親と一緒に来て帰る子、それぞれです。

大事にしているのは、暮らすことです。生活するということが大事にしています。旅行だと、頑張っ行って、旅行だからやっちゃおう、ちょっと疲れても後で休めるからやっちゃえ、みたいになるのですが、そうではなくて、生活のリズムを大事にしようということですね。朝起きて、空を見上げて今日も良い天気そうだとわかれば、どこで遊ぼうかとみんなで話し合いながら朝ご飯食べて、じゃあ活動しようということで、一緒にいろんなところ遊びに行って、おいしいお昼ご飯食べて、昼寝して、お風呂入って、ああ今日も楽しかったね、明日は何をしようかと言いながら眠ると。このリズムを非常に大事にしていくのですね。そのリズムに一番強いのが子どもたちで、実は大人は振り回されたりすることから、結構、子どもをケアしようというスタンスから、どんどん距離が変化していくことがわかります。

ですから、子どもたちだけではなくて、家族や我々医療者とか、日本中から来るボランティアの人たちも含めてつながって成長していくのですね。誰かが誰かをケアしているというよりは、お互いにエンパワーメントし合っているというような雰囲気になってくるといのが、この軽井沢キッズケアラボの雰囲気です。もちろん来年もやる予定ですので、関心ある方は、ぜひ来ていただけたらと思います。

活動の中で、0の経験が1になる瞬間の子どもたちの気づきや広がりというのは、本当にビックリするものがあります。高齢者や末期がんの患者さんのケアも僕たちはやっていて、一度行った場所へもう一度行きたいという望みで、旅行のサポートもします。けれども、子どもたちはどこに行きたいといっても、行ったことがない、やったことがないのでリクエストしてくれません。だから、それを初めての1回目を経験させることは、大人の非常に大事な責任ではないかなと感じています。そして、そういう体験をしていくことで、子どもたちの成長が本当にびっくりするくらい、手にとってわかるので、親たちもどんどん変わっていきます。

この一番左に写っているお母さんは東京から毎年軽井沢ケアラボを連日使ってくれるお子さんのお母さんなのです。そのお母さんが、「東京で過ごしているときには、朝何時に起きればこの処置をして、この処置をして学校に行く時間がこうで、このときに送迎でこれに気をつけて、ということを一生涯毎日考えているのだけれど、軽井沢キッズケアラボの活動しているときには、『今日は行ったら何をして遊べるかな?』というくらいの感触で出かけていって、『楽しかった、疲れた。あ、寝ちゃった』みたいな感じで過ごしている自分がいて、いろんなことに自分自身にびっくりするし、気づかされる」と話されていました。

そして、子どもたちが地域を変えていきます。例えば、この写真は、ある軽井沢のおしゃれなカフェ、入り口で撮った写真です。毎日のように軽井沢キッズケアラボに参加している子どもたちが軽井沢の町を散歩していますので、むしろいる方が当たり前になってきます。今年はまだ4年目ですので、「ああ、今年も来てくれたの!」と再会を祝って泣き出すおばあちゃんが出て、地域の当たり前になっているのですね。そうすると、おしゃれなカフェのスタッフが出てきて、「うちにも寄って行ってくださいよ。入り口に段差があるから、バギーを持つのを手伝いますよ。」なんて言ってきて、入っていきやすいですね。軽井沢キッズケアラボに中心に関わっているスタッフは「参加している子どもたちが入れない店、行けないところはひとつもない」と言っています。

こちらの写真は、散歩の途中で出会った地元の方々、「かわいいわね。」と言って、呼吸器のキッズに集まってきて写真を撮ってくれる。もう当たり前の風景ですね。右の写真は今年の写真ですけど、銭湯で出会った地元の方にべたべたの頭のまま膝枕してもらったみたいで、こんなふうには地域に広がってきます。福井から軽井沢へ行こうと思うと、特急から金沢で乗り換え、北陸新幹線で行くのですが、僕たちはJRに特別なお願いは何もしていません。バギーが止められる車椅子シート席を買うことはしますが、それ以上のお願いは何もなくて、うちのスタッフでやるつもりで行っています。だから、JRの人からすると、なんでこの1ヶ月はやたら人工呼吸器の子が新幹線に乗るのだろうという感じだと思うのです。でも、その1ヶ月間に、一緒に往復してついて行くことを何回かやっているスタッフから聞いたのですけれど、JRの対応がどんどん良くなってくると。相当レベルアップしていく。もう、忘れそうになった吸痰器を持って走ってきてくれることがあったと。

例えば僕が先回りして軽井沢の町に行くと、今後、こうやって障害を持った子たちが来ますから受け入れてくださいみたいなことを講演会で言ってもそんなに人は変わらないのですけれども、この子たちが楽しそうに軽井沢で遊んでいると、じゃあ、どうやってもっと楽しんでもらおうという気持ちに向いてくるのですね。JRの人たちも、人を目的地に運ぶ、旅行をサポートするプロたちが、楽しそうに旅行しているのを見て、どうやったらもっとサポートできるかなと考え、自然と変わっていくのですね。そういう力を引き出す、そういう力が子どもたちにはあるなと感じます。そして、子どもたちが親を変えていきます。親が子どもたちを守っている、親が子どもたちとずっと一緒にいてあげているというふうに思いがちですけど、逆のパターンがすごく多くなってきます。

上の3人写っている写真の一番左の子は、週3日から週5日営業に切り変わったきっかけをくれたちーちゃんです。福井から来たちーちゃんと、その2人の子は長野県の地元の子たちです。これ、女子会中ですね。女子会をしているときに、一番左のちーちゃんの家族は福井で預け慣れていますから、軽井沢ケアラボに家族で来て、「ちょっと、ちーちゃんは軽井沢ケアラボで遊んでいて。」と。「お兄ちゃんが行きたいところがあるから、ちょっとお兄ちゃんたちと出かけてくるね。」と3人で手を取って出掛けていきました。

でも、地元のお母さんたちは預けたことがありませんので、恐る恐る遠巻きに、こうずっと立って見ているのですね。でも、そのお母さんの一人が、「ちょっと私もランチを食べてきていいですか。」と言ってランチへ行きました。そして、帰ってきたときに聞いたのですけれども、実は、本当に生まれてこの方2年半、一度も預けたことがない、誰にも預けたことがない、おじいちゃんおばあちゃんにも預けたことがない、病院にも預けたことない、トイレ行くときもドアを開けて、見ながらトイレをするという生活をしていたお母さんでした。なぜ、行き慣れた病院でも使い慣れた訪問看護でもなく、軽井沢で初めて出会った福井の人たちに、子どもを預けて突然出掛けられたのかというふうには、僕たちはその日の反省会でかなり悩みました。なんだったのだろう、これはと。でも、これは、子どもたちが楽しく過ごして、きっとこの子が「行ってきたら。」というオーラや言葉を、お母さんに出したのだろうなというふうには思います。

下の遙永くんは、今年小学校に入って、人工呼吸器をつけて小

学校に行き始めました。彼は、軽井沢キッズケアラボ1年目の時、3歳で、どうしても行きたいけれども、お父さんお母さんが一緒にいけないということで、3歳、人工呼吸器、遙永くんが一人旅をすることになりました。このとき、結構ざわつきました。テレビの密着取材もあったのですけれども。そして驚いたことの一つに、地元の長野県の、重症心身障害児を育てるの親の会のお母さんたちがどよめいてですね。遙永くんを見て「ひよっとしたら私たちは、自分たちの子どもにできることをさせてないのではないか」と思ったそうです。それから1年かけて、お母さんたちは地元の行政や病院と話し合せて、次の年の夏に施設を立ち上げました。

遙永くんが一人旅をすることということは、与える影響や社会を動かす力があります。僕は今、遙永くんのことを、ソーシャルイノベーターと呼んでいます。彼は福井で初めて呼吸器をつけたまま学校に行き始めています。彼が通った道の後ろに、道はできていくのですね。それができる子なのに、「できない、できない。」「弱い、弱い。」と言って、一カ所に留めておいてということは非常にだめだなというふうには思います。この写真の中では、遙永くんが座って花火をしています。もともと彼の病気は座れるようにはならないと病院の先生から宣告を受けていましたが、医学も乗り越えたのですね。つまり、今までの彼の病気に関する医学論文は、病院で寝たきりの状態をずっと観察した結果の論文でしかなくて、地域に出て、友達がいる、遊びがあってという状況でこの病気がどうなるかを観察したことは、世界で一例もないということだと思うのですね。彼が座れるようになるのだということを僕らが論文にすれば、世界中のこの病気の子たちが、別に病院で寝ていなくてもいいのだと気がついて、動き出すかもしれません。

これは、今年の活動の初日の写真ですけど、今年借りた居住スペースの写真、右下ですけど、扇風機と並んで、人工呼吸器があります。なんか自然な便利な道具になっている、家電になってきたなと思っていて、これがいい光景だなって思っています。

今年も気球を上げました。また来年もぜひ来ていただければと思います。

そして、オレンジキッズケアラボの動画が最後ありますので、ちょっとおつきあいいただければと思います。

オリジナルソングです。～♪～ 【動画】

ありがとうございます。軽井沢にこの子たちが旅することで、JRも軽井沢も町が変わっていくことを体験していて、2020年東京オリンピックでは医療ケアが必要な子たち、人工呼吸器の子たちを、日本中、いやもう世界中から見に来られるようにしたいなと思っています。そして、2020年が過ぎた後は、オリンピックの時、来れたじゃないということを理由に、電車も飛行機もバスもタクシーも、ホテルも旅館も、あらゆるところが医療ケアがあっても当たり前になれるような地域につながっていく、それを作っていくのはソーシャルイノベーターの彼らだと思います。僕たちはそれを支えていけたらいいなというふうには感じています。

一緒に写真をいつも撮ります。在宅医療なのでレントゲン写真は撮りませんが、一緒に二人で写真をいっぱい撮ります。

最後、繰り返しになりますが、彼らを弱い存在だと思い込んだ大人たちが彼らを管理しようとしてきましたが、どうも違います。彼ら彼女らがつながりを使って成長していく様子というのは、近くで見ていると壮大に強いなど。人間って強いのだなということ、僕は彼ら彼女らから教わっています。そして、逆に、少し弱いところがあってもいいかということも教えてくれています。

彼ら彼女らを先生にして、一緒につながっていくことが大事だなと思っています。医療者ですけれども、子どもたちと関わっていて非常に大きな喜びです。

この子たち、大きくなったらお医者さんになりたいのだそうです。最初、お菓子屋さんと言っていたりなちゃんも、1年後に聞いたらお医者さんになっていたのですね。僕は、ガッツポーズでみんなに自慢して歩いています。看護師にならせたいと思っていた、うちのスタッフは悔しんでいますけれど。こんなふうには僕個人も変わっていきますし、地域も変わっていく、社会も変わっていくきっかけになる。本当に頼もしくてかっこいいこの子たちと一緒に過ごせる。幸せだと思っています。

ちょっとあちこち話が飛ぶような話で、理解するのが難しかったかもしれませんが、勢いとか、楽しさを感じていただければなと思います。

御清聴ありがとうございました。

全 体 会

日 時 平成 30 年 8 月 22 日 (水) 11:20 ~ 12:15

会 場 フェニックス・プラザ (大ホール)

司 会 福井県立福井特別支援学校教頭-----青 山 美 江

1 分科会報告

第 1 分科会「学校」 第 2 分科会「地域」 第 3 分科会「福祉」
第 4 分科会「進路」 第 5 分科会「医療」 第 6 分科会「機器」

2 全体講評

全国特別支援教育推進連盟理事長-----宮 崎 英 憲 氏
全国特別支援学校肢体不自由教育校長会会長-----田 村 康二朗 氏

◆分科会報告◆

第 1 分科会

第 1 分科会のテーマは、「学校」です。

沖縄県立那覇特別支援学校から「無理なく・楽しく・子どもたちの笑顔のための協力連携 PTA」というテーマで発表がありました。

施設から通う児童生徒だけの学校でしたが、PTA の働きかけにより、通学生が増え、PTA 会員も増えました。新聞作りや学校祭のイベントなど活動も積極的になりました。会則や活動の見直しも行き、保護者の癒やしの場とする控え室を「ともにルーム」(これは共助の共に室で共室と書いて、ともにルームと呼ぶ部屋です。)と称し、そこからの発案で「お抹茶を楽しむ会」「メイクアップ教室」「料理教室」などを行いました。課題としては、入所生の保護者との連携と卒業後の PTA 活動としての組織作りがありました。

ワークショップでは、「魅力ある PTA 活動を進めるための学校との連携」と「施設に隣接した小規模校の PTA 活動について」というテーマで話し合いを行いました。大規模校と小規模校では、課題はそれぞれ違いがあるということでした。小規模校では、PTA 活動を行うことが難しくなっていて、活動が少なくなってきたり、やってよかったということを会員に伝えていくことで盛り上がりたという話がありました。また、学校の教育課程が複雑になってきている面がありますが、保護者の中には、子どもたちが障害の程度によって分けられているという思いを持つ方もいらっしゃるの、学校との連携を進めるためにもそういう点は説明が必要という話も出ました。

平谷こども発達クリニックはぐみ所長、高野幸嗣様より御助言をいただきました。那覇特別支援学校の「ともにルーム」の活動は、校長先生の発案で教職員がお手伝いをしながら保護者と一緒に行うことが大切であるということ、施設隣接の小規模校の PTA 活動については、福井東特別支援学校の取り組みをお話いただきました。役員が無理なく参加していただけるように当日のみの役を設けたり、行事をしぼって会議は行事とセットにしたりするなどのアイデアを話していただきました。

最後に、みんなの笑顔のために、PTA のみんなで元気にやること、無理なく参加できる条件の工夫をすること、将来に向けて

学び、学校関係者などみんなを巻き込むことの 3 つを話していただきました。

以上で、第 1 分科会の報告を終わります。

◆分科会報告◆

第 2 分科会

第 2 分科会のテーマは、「地域」です。

北海道札幌市立北翔養護学校から「学校と保護者の連携による地域交流」というテーマで発表がありました。北翔養護学校は、保護者が学校に常駐しているため、日頃から校内だけでなく校外での活動にも多くの保護者が同行し、学校と連携して子どもの教育に取り組んでいらっしゃいます。保護者は、子どもに様々な社会体験をさせたいという願いがあり、地域交流の機会を重要だと考えています。そのため、地域住民との交流や、商店街、まちづくりセンターとの連携の他、校外学習、居住地域の小中学校の授業への参加、学校祭訪問などの同世代交流に取り組んでいらっしゃいます。これまで作り上げてきたこの地域交流を効率化し、より適切なものにしていくことが今後の課題であるとまとめられていました。質疑応答では、PTA の役員構成や保護者が学校に常駐していることについて質問が出ました。

グループワークでは、2 つのテーマについて話し合いました。

1 つ目のテーマ「子どもたち一人一人の生きる力を育むための PTA 活動」については、「PTA 主催の夏祭り」「居住地交流」「災害時の訓練として自治会協力のもと学校に泊まる活動を行う。」「また「学校に大学生や地域の方を呼んで学校を知ってもらう催しを行う。」「災害備蓄品の期限間近の物をみんなで食べる。」「PTA バザーを地域の方や卒業生を巻き込んで定期的に開催し、児童生徒が買い物学習を行う。」「年 3 回お祭りを開催し、おやじの会に卒業生の保護者にも参加していただいている。」、などの活動紹介がありました。

2 つ目のテーマ「PTA 活動に無理なく参加できる工夫」については、「大変な方もいるので、頑張れる人が頑張る。」「楽しくみんなを巻き込んでいく。」「お互いの事情を考慮する。」「1 年で役員を総入れ替える。」「アンケートを取って役員になりたい方を募る。」「副会長なども複数いると休みやすい状況が作れる。」

などの意見が出ました。

最後に、社会福祉法人げんきの家理事長吉田謙治様より、指導助言をいただきました。北翔養護学校の発表については、細かく活動を分析されていてよいと御高評がありました。障害の理解を深めるためには、多くの人とのふれあいが重要である。また、活動の原点は、ど真ん中にいる障害のある人々であり、その人たちのことを考えれば、おのずと答えが出てくるのではないかとこの助言をいただきました。

以上で、第2分科会の報告を終わります。

◆分科会報告◆

第3分科会

第3分科会のテーマは、「福祉」です。

提案発表校の茨城県立水戸特別支援学校から、「福祉関係機関とのつながり」というテーマで発表がありました。PTA活動と福祉関係機関との関わりとして、「福祉制度等の勉強会」「福祉施設見学会」「福祉施設からのPTAバザーへの出店」「PTA研修会」「ボランティアスクール」「福祉避難所体験」などについて御報告がありました。成果として「ボランティアスクール」が高校生や大学生、地域の方々の、障害者に対する理解を深めることにつながっていることを挙げ、今後は保護者やPTAが関係機関と連携して福祉サービスなどをより快適に利用できるような環境づくりに取り組んでいくことを課題とされていました。

グループワークでは、「福祉関係機関と医療や療育面での共通理解を図るための連携について」、「放課後等デイ、日中一時、短期入所の医療的ケアの現状」をテーマに話し合いました。「医療センターが学校に併設されていると情報交換がしやすい。」「離れていても共通理解の場が設けられているところは連携が図られている。」「今後は家庭・福祉機関・医療機関の三者共通の連絡帳があるとよい。」といった御意見も出ていました。放課後等デイサービスについては、「地域によって差があるところや、数は増えているけれど医療的ケアの看護師がいるところが不足している。」と現状報告もありました。

厚生労働省の鈴木久也様より、障害児支援施策の動向についてのお話がありました。「障害児支援の実施主体が県から市町へ移行したことで、サービスが身近で使いやすくなった。国は、放課後等デイサービスに関して、今後は質の向上を目指しており、居宅訪問型のサービスや医療的ケア児の支援体制の整備を計画的に行っている。」ということでした。保護者が困っていることを訴えていくことが施策につながっていく、今後も家庭・教育・福祉が連携して、本人の声を代弁していくこと、三者で地域を作っていくことが大切という御助言もいただきました。最後に、「障害のある方を真ん中においた国や地域は優しい場所である。」という言葉をいただき、胸が熱くなりました。

以上で、第3分科会の報告を終わります。

◆分科会報告◆

第4分科会

第4分科会のテーマは「進路」です。

愛知県立港特別支援学校から、「共に悩み、共に考え、共に学

ぶ、進路委員会の活動」というテーマで発表がありました。進路委員会は、地区別交流会、進路指導部共催の進路講話会、施設見学会、PTA進路委員会ニュース「きずな」の発行を行っています。施設見学会や交流会に参加した保護者は、主体的に施設に向いて子どもに合った進路を見つけようという意欲や、同じ学校に子どもを通わせる仲間同士、頑張ろうという勇気を得ることができました。進路委員会の活動にさらに多くの保護者に参加してもらえるよう、活動の設定時期を見直すこと、施設見学会においては、見学先を再検討し下見の充実化を図ることが今後の課題です。

グループワークでは、「PTAの進路の活動として良かった例」と「子どもの進路を決める際に、一番に大切にしていること」の2点について活発に意見交換がなされました。進路活動で良かった例として施設見学会が一番多く、その他には、進路に関する情報を共有する場として地区別交流会や卒業生の話聞く研修会なども出されました。また、事業所や役場の方を学校に招いてブースを作り、保護者がそのブースごとに話を聞く企業説明会のような取組も紹介されました。子どもの進路を決める際には、空いている施設の情報をキャッチすることも大切ですが、やはり一番大切なのは、子どもが生き生きと活動できる場所であるかどうか、保護者にとっても合う場所であるかどうかをしっかりと見極めていくことだという意見が出され、一同の共感をえました。

助言者の厚生労働省の鈴木秀一様より、進路を考える上で大切なことを2点教えていただきました。1点目は実際に見る・聞く・体験することです。施設見学会がその一例ですが、実際に体験することで課題が見え、働く準備につながります。2点目はつながり合って力を高め合うことです。悩み考え学んできたことを他の方々にバトンパスする、つまり、情報や取組をつなげていくことが大切です。職業生活は一人ではできないので、PTA活動を通してお互いに高め合い、共に悩みながら一体感を持ち、つながりを確かなものにして、一人一人に応じた支援ネットワークを築いてくださいという御助言をいただきました。

以上で、第4分科会の報告を終わります。

◆分科会報告◆

第5分科会

第5分科会のテーマは、「医療」です。

提案発表校は、姫路市立書写養護学校です。研究協議題は「子どもたちの健康・安全の保持を基本に、医療機関や従事者との連携をどのように深めていくか」でした。書写養護学校は、児童生徒数は肢体不自由が76名で約半数が医療的ケアを必要としています。PTA組織の中に、「PTA医療的ケア委員」が設置されています。委員は、医療的ケアの必要な子どもの保護者から選出されています。役割としては、保護者の要望アンケートや医療的ケアハンドブックの作成・配付、個別の救急対応訓練・研修等を実施しています。課題としては、民間事業所は医療的ケアの手法が統一されていないことがあります。委員を中心に研修会や会議を行い、事業所と保護者との連携を図り、手技統一への理解と協力を求め、PTA活動へ繋げていきたいとのことでした。質疑応答では、緊急対応のアンビュバックを使った訓練を行っていることや、ヒヤリハットやアクシデントの内容が緊急訓練に活かされていることが話題にあがりました。

グループワークでは、学校の救急対応訓練での、PTAとして

の対応訓練については、各校PTAの取組はあまりされていないような状況でした。医療的ケア対象児の訓練は、学校での医療的ケアの訓練について、ぜひPTAの立場でも見学したいという声が大きかったです。

また、別のグループにつきましては、保護者を含めた医療的ケア対象児の訓練をしているというような学校も1校ありました。残りの5校については教員だけの訓練、これも同じような話で、やはり保護者として先生方の訓練について一緒に見られたらというようなお話がありました。こういう情報の共有は非常に大切ではないかとのことでした。

助言者の福井県立病院小児科主任医長の津田英夫先生からは、2つの指導助言をいただきました。1つは、PTA、行政、教育委員会と学校が連携を深めながら共通認識をはかることが大切であり、医療と福祉の面でもPTAが間に入ることで連携できるとまた卒業後に活かされてくることでした。2つ目は、救急対応訓練では、医療的ケアであろうとなかろうと、障害があろうがなかろうが学校レベルで考えてほしい、考えることが大事ということです。子ども一人一人の緊急対応マニュアルが大切であり、それを積み重ねて標準化していくことも必要です。このような取組が卒業してからもつながっていくとの助言をいただきました。

以上で、第5分科会の報告を終わります。

◆分科会報告◆

第6分科会

第6分科会のテーマは、「機器」です。

提案発表校は、愛媛県立しげのお特別支援学校です。こちらの学校では、子どもたちが個々の状態に応じた機器を学校生活全般において使用していますが、家庭での機器の使用状況については分かりませんでした。そこでPTAでは、アンケートを実施し、家庭ではタブレットなどは活用しているが専用機器の使用はないという結果でした。結果を受けて、意思表出の難しい子どもたちの思いを知りたいという保護者の願いを学校側に伝え、新しい機器を試すことに繋がりました。また、教員による保護者対象の支援機器体験及び研修会を開催したとの報告もありました。実際に、会場で「視線入力スイッチ」や「脳波スイッチ」を見させていただきました。今後もこのような取り組みを継続し、学校と家庭との連携を深めることが、子どもたちにとって必要不可欠な生きる力に繋がっていくと発表されていました。

その後のグループワークでは、「意思表出が難しい子どもたちの機器利用の意義と目的」を中心に話し合いがなされました。iPadを使っている学校や家庭が多いのですが、その活用については学校では学習、家庭では遊びなど、利用目的が異なることが多いため、日常的に活用していけるようにしていくことが必要とのことでした。また、支援機器を活用する教員の研修とともに環境整備などを進めていくことや、同時に保護者と連携して研修などの機会があるとよいという意見もありました。機器を使うだけでなく、子どもたちとのコミュニケーションを大切にするという思いが大事だという意見も発表されました。

国立特別支援教育総合研究所の吉川知夫様より、指導助言をいただきました。重度の表出障害を持つ人のコミュニケーション手段についてお話がありました。まずは、「今」の状態に合ったコミュニケーション手段を確立し、そこから将来に向けてどんなコミュ

ニケーションが獲得できるかを保護者や教員などの周りの人が共有し、考えていくことが必要ということ、そして、いろいろな場所や相手によって複数のコミュニケーション手段を持つことが大事とのことでした。機器の使用にあたっては、日々の関わりの中でどんな様子からコミュニケーションが取れたのか、しっかりと検証していくことが大切との助言をいただきました。

以上、第6分科会の報告を終わります。

◆全体講評◆

全国特別支援教育推進連盟 理事長

宮崎英憲氏



スライドをタベ、二次会を途中で退出して作りました。慌てて作っているところもありますので、お許しください。

主には1日目の話になりますが、その前に、福井の2日目は正に衝撃的でした。JETSのダンスには、私もパワーをいただきました。そして、紅谷先生のお話には本当に衝撃的な内容というか、すごいなと思ったと同時に、教育もより柔軟でなければいけないのだなということを変更して思った次第です。本当にありがとうございました。

これから講評に入らせていただきますが、まず、研究主題「むすぶ力 ひらく力 未来へつなぐ福井のさずな」というタイトルでもって本大会が行われたわけですが、講評に当たってまず御礼を申し上げたいというふうに思っています。大会実行委員長さんをはじめ、大会に関わられました多くの皆様の大会の準備、運営、そして細かい心遣いによって快適な環境の元で2日間を過ごすことができました。素晴らしい大会運営に、本当に敬意を表したいと思います。ありがとうございました。

冒頭の基調講演は、調査官の菅野先生のお話、学習指導要領の今後の肢体不自由教育についてということでお話をいただいたわけですが、サブタイトルが、「一人一人の能力や可能性を伸ばしていくために」となっております。たくさん大切なことのお話をいただいたわけですが、強く印象に残っている2点についてお話をいたします。菅野先生から少し、スライドをお借りいたしました。

私は、一つ目は、子どもたちの学びの充実に向けた国の施策の現状という中で、特に今回大きないろいろなところで話題になりました、学校における医療的ケアの実施に関する検討会議の6月20日の中間のまとめで、これから最終報告が出る予定ですが、その中身について、私どもがもう一度考えていかなければいけないことがあるなというふうに思ったところです。

二つ目は新学習指導要領の改訂のポイントと内容についてです。一人一人の能力、可能性を伸ばしていく教育を進めていく、これが肢体不自由教育の原点だというふうに思います。その中で、自立活動が授業の生命線であるというようにお話をいただいたところです。

まず、医療的ケアの中間まとめ、これは菅野先生のスライドを

そのままお借りしているわけですが、大事なことがあります。医療的ケアの教育的な意義について書き込んだということが、最も大事なことはないかと思えます。

私が教頭をしている折は、学校職員の医療的ケアはだめだよということで、お母さんに来てもらって、対応していただいていたような状況だった。それが30年たって、今、学校における医療的ケアの実施は、医療的ケア児に対する教育面と安全面で大きな意義を持つのだというような中身が変わってきている。さらに今日の紅谷先生の話を伺うと、さらに柔軟な対応が求められているのだなということも思った次第です。これが、学校関係者の役割の一番大事な骨子だろうと思えます。

次が、保護者の対応です。双方向できちんと対応していくのだ、相変わらず保護者の方々の役割もあるのだよということ、この中間のまとめでは書き込んであるということです。

3番目のところがすごく大事なことなのですが、これは私どもが各地域に戻って対応していかなければいけないことなのですが、教育委員会は地域の学校に共通する重要事項についてのガイドライン等を作成しなければいけないということが、多分書き込まれると思うのです。私は、東京のある区の特別支援教育推進委員会の委員長をさせていただいており、この医療的ケアについてのガイドラインの作成をしました。3年前なのですが、そのときに東京23区の中で、まだガイドラインは10いくつしかできていませんでした。しかも、ガイドラインというほどのことではありませんでした。そこで、国の動向等を考えてガイドラインを作ったわけです。全国の市町村教育委員会まで整備をされていくことなので、当然、国がその基準を示していくと。これが最低基準になっていくわけですね。そういったものを今後作っていくということが、大事なことです。

そして、学校の実施体制もそれを踏まえて動いていくというようなことになるのだらうと思っています。運営協議会を設置するなど細かなことはありますが、私どもは、この動きを踏まえて、より柔軟な対応を求めていかなければいけないし、PTAとして活動をしていきたいなというふうに考えました。

学習指導要領についてです。基本的な考え方について教育全体の改善充実の方向性と同じであるということ、それからもっと大事なことが、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育課程との連続性が重視されるというようなことになっていったということです。このことの意味というのはとても大きいと思います。インクルーシブ教育システムを構築する意味は、ここにあるのだらうというふうに思っています。そういった意味でも、特別支援学校の教員、ぜひ保護者の方も、幼稚園、小学校、中学校、高等学校の教育課程がどうなっているか、ということへの対応をしていただけたらいいなというふうに考えています。つまり、学びの連続性を重視するという考え方がここでとられています。そして、さらに一人一人に応じた指導の充実。それから、将来に向けた、自立・社会参加に向けた教育の充実ということが、今回の改訂のポイントの中で大きな位置を占めているということ、改めて学ばせていただきました。

それから、菅野先生からお話があった、自立活動の指導は授業の生命線であるということです。基本的に自立活動とは何であるかということについて、御指導があったわけです。合わせて、今後、私どもは、子どもたちの日常生活から学んでいく自立活動とは何だろうかということ、考えていかなければいけないと思えます。

今日の紅谷先生のお話の中で、学校の他の児童生徒と交わる中で大きく身体の動きまで変化をしてきたというお話があって、これも私共にとっては示唆に富んだお話だったというふうに思えます。改めて、自立活動のあり方について考えていかなければいけないのだなということ、学ばせていただきました。自立活動の大きな改訂の動向を踏まえた学びを、さらに深めていきたいなというふうに思った次第です。

分科会のことに関しては、先ほど6分科会ともお話があった通りですが、私はまず、それぞれの学校で1年間かけて整理をしてまとめをしていただいた各学校のPTAの方々にお礼を申し上げたいと思っています。短時間ではありましたが、回らせていただいて、発表、協議を聞かせていただきました。分科会発表、運営に関して、まとめて4点、お話をさせていただきます。

この6分科会の名称は、ちょっと変わってきてはいますが、6分科会とももう何十年も同じ形で実践をされてきています。しかし、中身は大きく変わってきたという印象があります。

まずは大会要旨に掲載されたもの、レポートがとてもよく整理された発表になっている。これはおそらく校長先生方、PTAの担当の先生方と協議をしてまとめてくださっているのだなと思えますが、基本的な情報がきちんと詰め込まれているということで、これがあるからこそ、皆さんのグループワークに生きてくるのだというふうに思いました。そして、周到な発表準備をしていらっしゃるということが改めてわかった次第です。2点目は、各分科会の発表に関してのチームワークの良さも感じました。PTA会長さんだけでなく副会長さん、そして担当の方、一緒になって発表されるチームプレイ、連携の大切さ、これは日頃のPTA活動の活発な動きの表れではないかなというふうに思った次第です。

それから3点目になりますが、これは分科会の運営に関することです。ワークショップ方式を取り入れて、参加者全員による分科会テーマ、内容に沿った協議が熱心に行われていました。各分科会とも校長先生とPTA会長さんと、そして会員の皆さんが本場にざっばらんにお話をされている。これは全肢Pでなければ、こういった雰囲気は生まれれないのだなというふうに改めて思った次第です。校長先生方がニコニコしながら、一生懸命協議に参加してくださっている様子、本当にリスペクトいたしました。そして、このことは、他校の実践に学ぶことの必要性を、改めてこの分科会運営で学んだ次第です。今回の学習指導要領では、主体的で対話的で深い学びということがありますが、正に教員、PTAの会員の皆様で、その主体的で対話的で深い学びができた場面ではなかったかなというふうに思った次第です。

4点目は、どの分科会でも活発な情報交換、意見交換が行われていたことは先ほどの報告の通りです。これは、第1点目に関わることですが、基本情報がきちんとしなければいけないということだと思います。その情報交換の大切さを、改めて今回の分科会の研究協議で学ばせていただきました。本当に素晴らしい分科会、ありがとうございました。

そして、学習指導要領に関して、私も今回の菅野先生のお話等をお受けしながら、今回の学びで考えたことを、一つだけお話をしておきます。実はこれは学習指導要領の総則のところですが、第5については菅野先生からお話がありました。私は第6節の学校運営上の留意事項について、少し考えたいなというふうに思ったので、この部分だけ少しお話をさせていただきます。

第5、学校運営上の留意事項については、実は家庭、地域、社

会との連携及び、協働についての重要性が書き込まれています。今回の6つの分科会の協議も、正にこの点に関わることが非常に多かったというふうに思っています。

もうひとつ、実はこの学習指導要領の第5ができる法的根拠がございます。それは何かといいますと、学校教育法第43条です。これを読みます。『学校は、保護者及び地域住民その他の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該学校の教育活動、その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。』というふうにございます。これは、学校運営情報提供義務という中身で規定されているものです。PTAと学校というのは、極めて緊密な関係でなければこの規定を履行していくことはできないというふうに、私は思います。PTAと学校の連携が一段と重要性を増してきているというふうに思っております。こうした点からの学校、保護者との連携、協力による学校づくりが図られていくことが強く求められる時代になったなというふうに感じました。今後、こうした点からのPTAの取組などが語られていくことを、期待したいというふうに思っております。

最後に2点の提案をします。

1点目は、学校と一体となって子どもを育てていくPTA活動。

2点目がチームワークを大切に、地域社会と連携したPTA活動。

これまでも進めてきていただいているのですが、よりこの観点をいかした発表が今後続いていくことを御期待申し上げたいと思います。

「むすぶ力 ひらく力 未来へつなぐ福井のきずな」。この考え方が今後とも生き続けて欲しいなと思っております。

2日間、印象に残る実り多い時間を頂戴いたしました。皆さんの全国各地での御活躍と御健勝をお祈り申し上げて、全体講評にかえさせていただきます。

本当にありがとうございました。

◆ 全体講評 ◆

全国特別支援学校肢体不自由教育
校長会会長

東京都立光明学園校長

田村 康二郎 氏



全肢P連福井大会要項に「むすぶ力、ひらく力、未来へつなぐ福井のきずな」とあります。このきずなをキーワードに今日は簡単に3つのステップで講評をさせていただきます。

まず、第1のステップとして、「情報をきずなに」についてお話しします。全肢P大会という場合は、他校の実践を聞くことで自校を見つめるという大事な場です。大会1日目の昨日、最新情報だからということで、豪雨の被害状況の情報提供の時間を大会実行委員会が急遽設けてくださいました。その後多くのPTA会長さんが私のところにいらして、「驚きました。大会に来て良かった。テレビではこうした情報は全然流れない。田村先生、あの画像を送ってもらえないでしょうか。」という話を頂戴しました。

画像を送るのは、容量制限とか様々なハードルがあるので、どうしたものかと思案していましたが、「学校に戻ったらすぐこれを保護者たちに見せて、伝えて、支援の輪を広げたい。」と力強くおっしゃってくださる方々の思いを受けて「この時間を借りて、大きくスクリーンに映しますので、スマートホン等で撮ってください。この大会で映すことのOKをいただいています！」これも福井大会でなければできない大事な情報提供です。各分科会で話し合った進路のことも地域のこともそして学校のことも、学校が安定していなければいけないことなのです。ある学校の教職員の話ですが、実は酷暑の中での復興作業で、心が折れたと。一方で2学期になったらこうしたい・ああしたいという奮起の声も聞こえてきております。どちらも直面された方々の率直なところでしょう。情報を共有し、互いに分かち合うということがこの全肢P連の良いところ。そして、支援のきずなというものもこの会で培われていくところです。なぜ、全肢P連と全肢の校長会が、例えば義援金を通じた支援に関して、協調しての声掛けをしているのでしょうか。「一般の義援金での対応でよいのではないのでしょうか。」ともよく尋ねられます。「公立学校だから公的復興でやるべきではないのでしょうか。」との御意見も良く頂戴します。全くその通りです。しかしその時点で「できる支援」もそして「必要な支援」があることも事実です。「離れていても全肢の学校とPTAは一つ」なのです。情報のきずなでつながり合って、支え合っていきましょう。

第2のステップとして「ひらく力」に関連してお話しします。本大会を主催する全肢P連と全肢校長会の過去8年の災害支援対応についてのあらましを「開示」し、困難を切り開くヒントにいただければと願ってのことです。私は全国校長会に入って10年目となりますが、事務局長や会長として全肢P連と足並みをそろえて3つの大きなアクセントに対応してまいりました。3.11の時には、全国各校PTA、保護者、校長会・教職員、この三者で約一千万円の義援金を集めて被災した肢体不自由校に直接お送りしました。当時はテレビ放送も含めて様々なところで義援金の呼びかけがありました。こうした公的で大規模な義援金については一般に、全ての被害がほぼ確定した上で、被害状況に応じた段階区分を設けた上で、公平に分けるという原則があります。ですから被災県等では、義援金分配の担当組織内で留保されて、被害がほぼ確定してから被害認定等の諸手続きを踏んで配分されるようです。3.11の時は「1年半ぐらいてもまだ出ていません。」ということを経験した方から伺いました。しかし肢体不自由校やそこに関わるご家族たちは発生後からずっと困っておいでなのです。聞こえない方、見えない方等、それぞれに様々なご苦労があることでは、肢体不自由があっても簡単には動けないという方々やその家族にとって、地震や豪雨の被害に対しては、別の意味で大変なところがあるのです。そうしたときに全国から「肢体不自由のご家族や関わる教職員がその大変さを伝えながら支援を募りましょう。」ということでお声を掛けましたら、たくさんの義援金が集まってきました。改めて当時ご支援いただいた方々に感謝申し上げます。お送りした義援金はどのように活用されたのかということですが、肢体不自由校での活用の一例を御紹介いたします。少しでも避難所生活が暖かく過ごせるようにと断熱効果の高いセラピーマットを各教室からかき集めて避難所の体育館に敷き詰めた上で避難の方々を受け入れていました。しかしながら避難所終了後のセラピーマットの洗浄・消毒については、あくまで学校の独自判断でしたことであり、他の公立校ではしていない環境

整備だったので、公的な費用負担は無かったそうです。数十万円に上るそうした費用にも義援金を使ってくれたそうです。

あるいは津波で泥だらけになって避難してきた人たちから、「寄宿舎のお風呂に入りたい。何日も着替えてない、歯も磨きたい。」との声を受け、「歯磨き粉があるから、これ使ってください、シャンプーも使ってください。」と避難所運営された学校は対応されたとのこと。在校生・卒業生の御家族も避難所暮らしされる方々の中にもいらしたそうです。そうした中で、歯磨き粉・歯ブラシなどの日用品補充や当座の生活支援にも義援金が活用されたとのこと。

送って頂いた義援金は「自由にお使いください。」と言っていたので、とても使いやすかったという声を何回も頂戴しました。特に被災初期の震災10日目に義援金第一弾をお届けできたので、大変助かったとのことでした。当然、公的な復興対応があるのですけれども、現場でなければ見えてこない支援に自由に使っていただくということでやってまいりました。

熊本の地震の場合には、肢体不自由のお子さんが、知的障害枠の学校として全国校長会や全国PTA連合会に登録した学校の中にも何人も在籍されていましたので、障害種別を超えて支援しました。

そして、先日の大阪北部地震では、近畿地区校長会長さんからすぐに情報もらって、影響を受けた4校にお電話をしました。今、校舎に少しひびが入ったりしているけれど、義援金や支援物資の支援までは必要ではないので豪雨で水没した学校に支援を回してくださいとのことでした。このように事態の確認をしながら支援を進めています。ですので、今回の西日本豪雨災害の際は、避難所となった肢体校は無かったのですが、水没した学校では教材・図書などいろいろなのが流されてしまったそうです。義援金をお送りすれば、学校や保護者会員の状況に即して、活用して下さることでしょう。

第3のステップとして「むすぶ力」についてお話しします。全肢P連大会は、各都道府県が開催地区というリレーのバトンを繋ぎながら今日に至っています。前年度開催校の手から受け取ったバトンを次期開催校の手に託すまでが大会運営です。そうした時間軸で手を結び合う主幹校同士ですが、大会中は参加各校が分科会や情報交換会、質疑等を通して、横に結びつき合い、「力を得る・蓄える・発散する」絶好の場となるのです。大会をとおして各県の状況が分ります。主管校とそのPTAが分ります。そして参加各校とそのPTAが分ります。実はこのような全体会で質問するのはなかなか勇気があることです。分科会でコーディネーターの方たちが、話題の一つ出していた中で、小さなグループを組んでくださって話す、いろいろな話が交換され盛り上がります。これが「むすぶ力」なのです。

これは竹内前会長が2年前に始められた改革です。以前はよく2つの事例で時間いっぱいになって、10～15分の質疑をするだけという会もありました。つまり分科会だとしても何人かが質問したら終わってしまうのです。聞くだけではなく、報告事例をヒントに、こちらからもこんなアイデアがあるという双方向で工夫やアイデアを出し合える良さがあるわけです。ですので、話し合いを十分にできる組み立て、しかも少人数で話しやすいように。他の学校の様子を聞くことで、自分の学校あるいは自分の学校のPTAに持って帰るヒントがたくさん得られるのです。そこが本大会分科会の良さなのです。それをきちんと形にしてくれたのが、主管校運営スタッフや分科会進行を担当された皆様

です、ありがとうございました。そしてその意味付けをしてくださったのが助言者の先生方です。「つなぐ、つながる、つなげる」ということで、全体会とともにこの分科会でface to face、顔が見えて、後には「さっきはお話をありがとう」と言える関係ができてきます。ですから、離れていても困っているに違いない仲間の学校の様子が心に浮かんでくることで支援の輪が広がっていくのです。大変さと良さ等の特性を共感できるのがこの肢体不自由校だけの集まりなのです。それを6つの切り口で進めたものが分科会の構成です。

今日朝、ホテルのテレビに映ったニュースの画像を私のスマートホンで撮ったものです。昨日のこの会場で開会式と全体会に臨む保護者会員の面々。この熱心で厳しい表情。真剣に学び合っていることが、きっと皆様に伝わったことでしょう。

「きずな」という言葉は、動物をつなぐ綱、転じて、人と人の断ち切ることでできない大切なつながりというふうで辞書に示されています。皆さん、スタッフの方達が着用されている青いスタッフポロシャツの背中に一つのきずなを見つけました。「FUKUTOKU」と印刷されています。「ふくとく」、私はこの言葉でハッとしました。実は全肢P連本部のある東京にも福徳があります。それは「福徳神社」です。五街道の起点である日本橋の三越前にあり、徳川家康も参拝したというところでいつも観光拠点の一つとして賑わってます。良縁、商売繁盛、金運、宝くじも当たるそうです。福井大会の後、2019全肢P奈良大会、2020オリンピック・パラリンピック大会、2020全肢P鳥根大会、2021全肢P九州大会、そして、2022年には福井に新幹線開通の予定という記事を読んだことがあります。その暁には、本大会運営スタッフの皆様は開通した新幹線で本連合会本部のある全肢P連の事務所のある東京にお出でくださったら嬉しいです。福徳神社を御案内して、宝くじを当てて戴いた上で、福井大会を振り返り、その成果とレガシーを確認し合えたらどんなに幸せなことでしょう。

最後になりましたが、本大会では分科会、全体会、情報交換会など内容一杯の二日間を通して、インターネットではなく、直接顔と顔を合わせて言葉を交わす大切な会を持つことができたことが、一番の大きな収穫でした。これで私の全体講評とさせていただきます。



閉 会 式

日 時 平成30年8月22日(水) 12:15～13:00

会 場 フェニックス・プラザ(大ホール)

司 会 福井県立福井特別支援学校教頭-----青山 美 江

1 開式のことば

福井県立福井特別支援学校PTA副会長-----川 治 伴 江

2 大会宣言

全肢P連「福井大会」実行委員長 福井県立福井特別支援学校PTA会長-----清 水 かおり

3 開催地校長あいさつ

全肢P連「福井大会」副実行委員長 福井県立福井特別支援学校校長-----小八木 隆

4 次年度開催地校長あいさつ

奈良県立奈良養護学校校長-----吉 田 清 徳 氏

5 閉式のことば

福井県立福井特別支援学校PTA副会長-----川 治 伴 江

◆ 開催地校長あいさつ ◆



福井県立福井特別支援学校長
小八木 隆

「福井大会」の運営事務局校として、一言お礼を申し上げます。皆さま、「福井大会」の2日間はいかがだったでしょうか？歴史に残るかのような連日の暑さにも関わらず、無事に大会を終えられることに、まずもって感謝を申し上げます。

60回記念の「東京大会」とは打って変わって、福井県では全肢P連加盟校が本校1校だけということで、大会の運営がつつがなくできるのか、またどれくらいの会員の方が御参加いただけるのかなど大変不安な思いの中で準備を進めて参りました。しかし、蓋を開けてみると、予想していた以上のお申込をいただき、追加のお申込をお断りしなければならないのではないかとという状況となりました。もとより、「東京大会」とは比べるべくもありませんが、1県1校という事情の大会運営としては、精一杯の規模となりましたことを大変有り難く思っております。

また、できるだけ福井のことを知っていただこうと思い、福井らしさを散らばめましたが、少しは福井のことを感じていただけましたでしょうか。恐竜の声を聞いていただけましたでしょうか。ありがとうございます。

もしよろしければ、昨日、教育長のお話にもありましたように、

秋には国体や障害者スポーツ大会もあります。また、冬になればもっともっとおいしいものもたくさん出て参ります。改めて福井にお越しいただければ幸いに存じます。

さて、この2日間の福井大会を通して、それぞれ御参加の皆様が持っている情報や考え方、またネットワークなどが広がりましたでしょうか。もちろん、地域によって状況は様々ですが、共通することも多く、また課題もたくさん見つかったことと思います。しかし、課題と共にその課題の解決策や手がかりとなる情報、またその情報を得るためのネットワーク、つまり絆も大きく太くなったのではないかと考えております。

福井大会のテーマは「むすぶ力 ひらく力 未来へつなぐ 福井のきずな」です。この福井大会で全国の仲間と結んで得られたきずなを、これから出会う一人でも多くの人たちに開いていただき、子どもたちの輝かしい未来へとつないでいただくことを、運営スタッフ一同心より願っております。

まずは、この福井大会で作られたきずなを、来年の奈良大会へとしっかり引き継いでいきたいと思っております。奈良県の皆さん、よろしくお祈りいたします。

最後になりましたが、本大会の開催にあたり、御多用にも関わらず御臨席を賜りました御来賓の皆様、講師の先生方、各指導助言者の皆様、また温かい御支援をいただきました協賛企業や団体、個人の皆様、更にきめ細かく支え続けていただきました全肢P連事務局や中肢P連、中肢長会の皆様、そして何より全国各地から御参加くださった会員の皆様に心より感謝申し上げます、お礼のことばといたします。

2日間、本当にありがとうございました。

◆ 次年度開催地
校長あいさつ ◆



奈良県立奈良養護学校長

吉田清徳氏

奈良県立奈良養護学校の校長の吉田と申します。

はじめに、この度の西日本豪雨で亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災されました方々に心よりお見舞い申し上げます。

それでは、次年度開催県であります奈良県を代表しまして、一言、ごあいさつを申し上げます。

2日間にわたります福井大会も素晴らしい大会で終わりました。本当におめでとうございます。これまで御準備くださったPTA、学校他、関係の皆様、長い間お疲れ様でした。私たち参加者は、この2日間、素晴らしい会場と福井の皆様の温かいおもてなしで心に残る大会となりました。

来年は奈良大会です。大会テーマは「えがおひろがるみんなの輪 奈良から始まる新しい時代」です。来年8月22日と23日の2日間、JR奈良駅の隣にあります「なら100年会館」と「ホテル日航奈良」の2会場で開催いたします。

奈良県の肢体不自由児の学校は、明日香養護学校と奈良養護学校2校ですが、奈良大会に向けて、それぞれの学校で実行委員会を立ち上げ、力を合わせて進めているところです。昨晚の懇親会では、「せんとくん」の応援も得ながら、奈良の名産や特産品、日本の歴史に名を残す有名な名所旧跡を紹介させていただきました。

大会運営は、「チーム奈良」として、明日香養護学校と奈良養護学校が総力をあげ、おもてなしの心を第一として進めて参りたいと考えております。来年も是非御参加いただき、時間がございましたら、東大寺、薬師寺、唐招提寺、少し足を伸ばしていただき、明日香地方を訪れていただき、奈良の歴史的名所を肌で感じていただき、心安まるひとときを過ごしていただければと思っています。せんとくんも「角を長く」、いや「首を長く」してお待ちしております。

次回は奈良の地でお会いしましょう。ありがとうございました。

◆ 読み上げ ◆

全肢P連「福井大会」実行委員長
福井県立福井特別支援学校
PTA会長

清水 かおり



大会宣言文

本連合会は肢体不自由の子供を抱える保護者が、互いに手を携え、我が子が学ぶ肢体不自由特別支援学校の教育が、より良いものになって欲しいとの共通の願いを胸に、その輪を大きくしながら今日に至っています。全国各地域を開催地に、約60年に及ぶ歴史を積み上げてきた本大会は、大会参加者の保護者同士が直につながり、絆を確かめ合う場でもあります。そして日々積極的に取り組んできたPTA活動が、子ども達の幸福な未来の実現を願う、いつの時代も変わらない保護者の思いであることを再確認する大切な時間なのです。

時代と共に変わりゆく社会の中で、その時々課題と向き合い、学び、考え、活動に繋げる。今の私たちの活動もまた、未来の子ども達へ繋がる願いなのです。

平成26年に我が国は、「障害者の権利に関する条約」を批准いたしました。学校教育においては、インクルーシブ教育システムの構築という、条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方の基本的な方向性として、中央教育審議会初等中等教育分科会は、平成24年7月に、「共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をとりまとめています。

平成28年4月には、「障害者差別解消法」が施行されました。障害者差別については、社会環境の整備とともに国民一人一人の障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられています。内閣府を中心とした全行政機関が各種啓発に一層の取り組みと、国民各層に理解を促進してほしいと切に願います。これにより、障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができるインクルーシブ教育システムがさらに推進されていくものと確信しています。

本年、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会ならびに全国特別支援学校肢体不自由教育校長会は、8月21日・22日の2日間、福井県において、第61回PTA・校長会合同研究大会「福井大会」を開催し、「肢体不自由のある子どもたちの一人一人が生きる力を育むために、PTA活動はどうあるべきか～むすぶ力 ひらく力 未来へつなぐ 福井のきずな～」を主題に研究協議を重ねました。

連綿と受け継いできた大会を通じて培った全国の会員の連帯感（＝むすぶ力）を確認し、共生社会の形成に向けて、相互理解をはかり、自らの行動で未来を切り拓いていく（＝ひらく力）ことで、よりよい環境づくりと子どもたちのさらなる社会参加を実践していきたいという強い思いが大会参加者全員のものになりました。

本研究大会において、共通理解に至った以下の重点事項を挙げ、関係機関が一致協力し、すべての子どもたちの幸福な未来を実現していくことを願い、ここに宣言いたします。

- 一、乳幼児期から生涯に渡り、教育・福祉・医療・労働等の各関係機関が協力しながら、子どもたち一人一人のライフステージごとのニーズを踏まえた「個別の支援計画」を作成し、計画の実施、評価を通して、障害の重度・重複化、多様化に対応する特別支援教育の充実を求めていきます。
- 一、特別支援学校で作成される「個別の教育支援計画」を活用すると共に、福祉等の関係機関との連携に努め、子どもたちの自立と社会参加のために、地域への橋渡しや卒業後への移行支援が充実するように求めていきます。
- 一、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会を増やし、居住地域での小・中学校との交流及び共同学習を推進し、地域生活の基盤づくりを進めていきます。特に、居住地域の小・中学校との交流及び共同学習の一層の推進を求めていきます。
- 一、医療的ケアを安全に実施するため看護師の適切な配置を進めるとともに、看護職以外の教職員が一定の条件の下でたんの吸引等が実施できる制度の活用を図り、子ども達の教育を支えるため医療的ケアの更なる充実を求めていきます。
- 一、障害のある子どもが等しく教育を受ける権利を確立するために、義務教育国庫負担制度及び特別支援教育就学奨励費制度の堅持・充実とその財源の確保を求めていきます。
- 一、特別支援学校は、その専門性を活かし、近隣の幼稚園や小・中・高等学校への相談支援や巡回指導などのセンター的機能の充実を求めていきます。
- 一、特別支援教育の一層の充実を図るため、特別支援学校等の教職員の専門性の向上を図ります。このため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との連携を推進します。また、OT・PT・ST等の外部専門職との連携を求めていきます。
- 一、肢体不自由児や医療的ケアの必要な障害児・者が利用できる、短期入所、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や通園、通所施設の整備を進め、地域で安心して生活ができるよう、事業の拡充を求めていきます。
- 一、障害児を育てる家族の為に「家庭支援」「兄弟姉妹支援」の制度の充実を求めていきます。
- 一、卒業後の自立や社会参加に向けて、自立支援協議会の活用を図りつつ、相談支援事業を拡充し、就業や日中活動へ通う障害者のグループホーム等の生活の場の確保を求めていきます。また、労働関係各機関等と連携を図り、生徒の就業促進を働きかけていきます。
- 一、公共・民間の施設・交通機関のバリアフリー、ユニバーサルデザインを活用した建物や設備の整備が進むよう働きかけていきます。
- 一、自然災害等に備えて、学校、家庭、関係機関と連携・協力し、総合防災マニュアルの策定をはじめとして、地域社会において障害のある子どもがいついかなる時も安心して、安全な生活ができるよう必要な施策の実現を働きかけていきます。

平成30年8月22日 全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会



ふくい